

(平成23年2月16日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認東京地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	155 件
国民年金関係	35 件
厚生年金関係	120 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	105 件
国民年金関係	58 件
厚生年金関係	47 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 10 月から 57 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 10 月から 57 年 3 月まで
私の妻は、結婚後、夫婦二人分の国民年金保険料を区役所及び金融機関等で納付してくれていた。申立期間の保険料が免除とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 6 か月と短期間であり、申立期間の前後の期間の国民年金保険料は納付済みである。

また、申立人は店を経営しており、申立人の所持する昭和 56 年及び 57 年の確定申告書の社会保険料控除欄には、国民年金保険料の支払額が記載され、その金額は当該各年に納付すべき保険料額と一致していること、当該申告書で確認できる申立期間当時の申立人の所得金額及び申告納税額等は、当時の保険料の免除基準に該当しないこと、申立期間及びその前後の期間を通じて申立人及びその妻の仕事や住所に変更が無く、申立人の生活状況に大きな変化は見られないことなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 10 月から 57 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 10 月から 57 年 3 月まで
私は、結婚後、夫婦二人分の国民年金保険料を区役所及び金融機関等で納付していた。申立期間の保険料が免除とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は6か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人は夫が経営する店の事業専従者であり、申立人の所持する昭和 56 年及び 57 年の源泉徴収簿及び保険料控除申告書の社会保険料控除欄には、国民年金保険料の支払額が記載されており、その金額は当該各年に納付すべき保険料額と一致していること、当該源泉徴収簿等で確認できる申立期間当時の申立人の所得金額及び申告納税額等は、当時の保険料の免除基準に該当しないこと、申立期間及びその前後の期間を通じて申立人及びその夫の仕事や住所に変更が無く、申立人の生活状況に大きな変化は見られないことなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 12 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 12 月から 50 年 3 月まで
私の母は、私の国民年金の加入手続をし、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当初の昭和 49 年 12 月 24 日に国民年金に任意加入しており、申立期間後の国民年金加入期間の国民年金保険料は全て納付済みであること、また、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付をしていたとする母親は、父親とともに国民年金制度発足当初から 60 歳に到達するまでの保険料を完納していることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年2月、同年3月、54年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年2月及び同年3月
② 昭和54年2月及び同年3月

私は、結婚後に国民年金に任意加入し、国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、いずれも2か月と短期間であり、その前後の期間の国民年金保険料は納付済みである。

また、申立人は、結婚後間もない昭和51年12月21日に国民年金に任意加入後、60歳に到達するまで、申立期間を除き保険料を全て納付しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 2 月及び同年 3 月並びに 51 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 2 月及び同年 3 月
② 昭和 51 年 1 月から同年 3 月まで

私が 20 歳になった頃、父が私の国民年金の加入手続をし、母が私の分を含め家族 3 人分の国民年金保険料の納付をしてくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 2 か月及び 3 か月といずれも短期間であり、申立人は、申立期間を除き国民年金保険料を全て納付している。

また、申立期間①については、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和 46 年 9 月に払い出されており、当該払出時点で当該期間の保険料を過年度納付することが可能であり、申立期間②については、当該期間の前後の期間の保険料は納付済みであること、さらに、申立人は、母親が家族 3 人分の保険料を納付していたと説明しており、両親の制度発足当初の昭和 36 年 4 月から 60 歳に到達するまでの保険料は、母親はおおむね納付済みであり、父親は完納していることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 4 月から同年 6 月までの期間、53 年 9 月、55 年 10 月及び同年 11 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 4 月から同年 6 月まで
② 昭和 53 年 9 月
③ 昭和 55 年 10 月及び同年 11 月

私は、20 歳のときに国民年金の加入手続をし、結婚するまで母が私の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、いずれも短期間であり、申立人は、20 歳時から 60 歳に到達するまで、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付しており、複数回の共済年金及び厚生年金保険から国民年金への切替手続を適切に行っている。

また、申立人の被保険者台帳から、申立人が共済組合員資格を喪失した直後の昭和 52 年 4 月から、その後所属していた団体が法人化する前の 55 年 11 月までの申立期間を除く期間の保険料は全て現年度納付されていること、すなわち、申立期間①及び②の前後の期間及び申立期間③の直前の期間の保険料は現年度納付されていることが確認でき、申立人は申立期間に係る現年度納付書を受け取っていたものと考えられることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 10 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 10 月から 47 年 3 月まで

私たち夫婦の国民年金は、結婚した昭和 39 年頃に妻が夫婦二人の加入手続きを行い、国民年金保険料と一緒に納めてくれていた。私は、妻が、39 年から 47 年までの保険料を、初めの頃は印紙により、終わりの頃は納付書により納付していたことを憶えている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の夫が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間前後の期間の国民年金保険料は納付済みであり、申立人の国民年金手帳によると、申立期間直前の期間は印紙検認で現年度納付されていることが確認できる。また、申立人が、当時居住していた区では、申立期間中の昭和 46 年 4 月に保険料の納付方法が納付書方式となっており、申立期間直後の保険料は納付書により納付されたものと考えられる上、申立期間前後を通じて申立人の住所に変更が無いことから、申立期間に係る納付書も申立人に送付されていたものと推察され、申立期間及びその前後の期間当時の生活状況等に特段の変化は見られないなど、申立内容に不自然さは見られない。

なお、申立人の夫の申立期間に係る保険料は、平成 21 年 6 月 17 日付けの当委員会のあっせん通知により、未納から納付済みに記録訂正されている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認められることから、昭和48年3月の納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年3月

私は、昭和48年3月頃に国民年金の任意加入手続を行った。また、私は、申立期間の国民年金保険料を、自宅に送られてきた納付書により当時住んでいたA市の窓口で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間当時居住していたA市の国民年金被保険者名簿によれば、申立人は、昭和48年3月30日に国民年金に任意加入していることが確認できる上、任意加入の場合、一般的には、任意加入した月から国民年金保険料を納付する例が多いことから、申立人の申立内容に不自然な点は見受けられない。

また、申立人は、「申立期間の保険料を、自宅に送られてきた納付書によりA市の窓口で納付した。」と述べており、この納付方法は申立人が当時居住していたA市の納付方法と符合している上、納付したとする保険料の金額も、申立期間の保険料額とおおむね一致している。

さらに、申立期間は1か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間における保険料を全て納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認められることから、昭和 57 年 12 月から 58 年 3 月まで期間の納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 12 月から 58 年 3 月まで

私の夫は、会社を退職し独立したのを機に、A市で私と自身の国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料は、私が、私と夫の二人分を一緒に納付していた。申立期間の保険料が夫は納付済みであるのに、私の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号は、A市の国民年金手帳記号番号払出簿によれば、昭和 58 年 2 月頃に夫婦連番で払い出されており、当該払出時点において、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付することは可能である。

また、オンライン記録によれば、申立人の申立期間後の昭和 59 年 4 月から申立人の夫が 60 歳になった前月の平成 19 年*月までの期間の保険料の収納年月は、申立人が自身の保険料と一緒に保険料を納付していたとするその夫の収納年月と全て一致している上、夫は、申立人の申立期間の保険料を納付済みであることが確認できる。

加えて、申立期間は 4 か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き国民年金の加入期間の保険料を全て納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成12年4月から同年7月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和53年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成12年4月から同年7月まで
私の母は、私の国民年金の加入手続をし、国民年金保険料の免除申請手続をしてくれた。申立期間の保険料が免除とされていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間の国民年金保険料に係る免除申請をしていたとする母親は、自宅で申立人の保険料の免除申請をしたと説明しており、申立期間当時に申立人が居住していた区の区役所は申立期間当時には非常勤職員が保険料の徴収及び加入勧奨をしており、免除申請の受付も可能だったと説明している。

また、申立人は申立期間前後の期間の保険料が免除されていることが確認できるほか、申立人は申立期間及びその直後の期間は住み込みで配達業務をしながら求職活動をしており、住民票は両親の住む自宅から変更しておらず、生活状況に変化は無いなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、昭和36年4月から同年10月までの期間及び44年4月から同年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和13年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和36年4月から同年10月まで
② 昭和39年5月から同年11月まで
③ 昭和44年4月から同年10月まで

私の母は、私の国民年金の加入手続を行い、私が婚姻するまでの国民年金保険料を納付してくれていた。婚姻後は、妻が私の保険料を、妻の分と一緒に納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が所持する国民年金手帳及び特殊台帳から、国民年金保険料を現年度納付していたことが確認できる昭和43年4月から44年3月までの12か月分の保険料を、45年2月に行政側が収納できない期間の保険料の納付であったとして還付及び充当処理を行っており、この充当処理において、本来は時効で充当することができない期間である当該期間に誤って充当処理を行っていることが確認でき、申立人からの記録照会に基づき、約38年後の平成20年11月に保険料納付済期間から未納期間へ訂正されているなど、行政側の記録管理に不適切な状況が認められる。

申立期間③については、当該期間は7か月と短期間であり、申立人は、昭和43年7月に国民年金の加入手続を行い、当該期間直前の同年4月から44年3月までの保険料を現年度納付しており、申立人の保険料を自身の保険料と一緒に納付したとする妻は、当該期間の自身の保険料が納付済みであるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間②については、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び当該期間の保険料の納付に関与しておらず、申立人の加入手続及び保険料の納付をしていたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状

況が不明である。また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 43 年 7 月時点では、時効により当該期間の保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 36 年 4 月から同年 10 月までの期間及び 44 年 4 月から同年 10 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 1 月から同年 3 月まで

私の母は、私の国民年金の加入手続きを行い、申立期間を含め、厚生年金保険に加入するまでの国民年金保険料を納付してくれていた。厚生年金保険に加入したとき、母から、私の保険料は「最初から漏れなく掛けている。」と言われたことを記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き 60 歳に到達するまでの国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付しており、申立人の国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付したとする母親は、国民年金制度が発足した昭和 36 年 4 月から 60 歳に至るまでの保険料を全て納付している上、申立期間当時に同居しており、申立人と同様に母親が保険料を納付していたとする申立人の長兄も、36 年 4 月から平成 7 年 8 月に厚生年金保険に加入するまでの保険料が全て納付済みとなっている。

また、申立人の国民年金被保険者名簿によると、申立人の国民年金手帳は昭和 41 年 5 月 17 日に発行されていることが確認でき、当該発行時点で、申立期間の保険料を過年度納付することが可能であるなど、申立内容に不自然さは見られない。

さらに、申立人の昭和 47 年 10 月から 48 年 3 月までの納付記録については、上記の国民年金被保険者名簿では納付済みとなっていたが、オンライン記録では 61 年 8 月 15 日に納付済みに記録訂正されるまで、未納期間とされており、申立人に係る記録管理が適切でなかった状況も認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年12月

私の母は、私が20歳になった昭和60年*月に国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き、20歳から平成6年3月に国民年金の第1号被保険者から第3号被保険者に種別変更するまでの国民年金保険料を全て納付している。

また、オンライン記録によると、申立期間直前の平成2年11月の保険料は過年度納付されていることが確認でき、当該納付時点で、申立期間の保険料も過年度納付することが可能な期間である。

さらに、申立期間当時、申立人と同居しており、申立人の母親が申立人の保険料と一緒に納付していたとする申立人の両親及び弟は、申立期間の保険料が納付済みであるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 10 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 10 月から 48 年 3 月まで

私は、昭和 48 年 8 月に婚姻したとき、妻が既に国民年金に加入して、国民年金保険料を納付していることを知り、区役所で国民年金の加入手続を行った。その際、区役所担当者から 20 歳まで遡って保険料を納付できることを教えられ、たいした金額ではなかったもので、妻と相談して、後日、区役所で保険料をまとめて納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、60 歳に至るまで国民年金保険料を全て納付しており、申立人の妻は、申立期間を含め 20 歳から 60 歳に到達するまでの保険料を全て納付している。

また、申立人は、国民年金の加入手続を行った際に、区役所担当者から、20 歳まで遡って保険料を納付することができるとの説明を受け、妻と相談して、保険料をまとめて納付したことなど、申立期間の保険料の納付に係る経緯を具体的に説明しており、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 49 年 3 月は、第 2 回特例納付実施期間であること、申立人が当時居住していた区では、区役所庁舎内の金融機関において、当時、国庫金の収納を行っていたと説明していることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成7年1月から9年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年1月から9年12月まで
② 平成11年9月から13年10月まで

私は、申立期間①の確定申告書(控)を所持している。また、申立期間②は、60歳を過ぎて、年金受給の資格期間が不足していると言われ、社会保険事務所(当時)に出向いた際に、不足分を計算され60歳以降も国民年金保険料を納付しており、当該期間の一部である平成12年の確定申告書(控)も所持している。申立期間①の保険料が未納で、申立期間②が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、平成7年から9年末までの確定申告書(控)を所持しており、社会保険控除欄に記載されている国民年金保険料支払額は、それぞれ当該期間当時の保険料額と一致している。また、申立人は商工会議所に出向き、相談しながら確定申告書を作成したと説明しており、商工会議所では確定申告の記入については、職員が書類を確認し、口頭による申告での記入はしていなかったと説明しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間②については、申立人は、平成11年及び13年の確定申告書(控)は所持しておらず、所持している12年の確定申告書(控)には社会保険控除欄に国民年金保険料の納付額の記載は無いほか、申立人は、保険料の納付場所、納付方法及び納付金額に関する記憶が曖昧である。また、申立人は、60歳到達時点で受給資格を満たすために任意加入手続を行い当該期間の保険料を納付したと説明しているが、申立人は当該期間後の平成13年11月27日に任意加入したことがオンライン記録で確認でき、13年11月から16年7月までの保険料を納付することにより、受給資格期間25年(300か

月)を満たしており、当該期間は任意加入前の未加入期間であり保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成7年1月から9年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月から同年 9 月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を納付した領収証書を所持しているが、納付金額が違うことから納付したと認めてもらえず、今になって還付すると言われた。申立期間の保険料が未納とされ保険料が還付されることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料 3,300 円を第 2 回特例納付で納付したことを示す昭和 50 年 12 月 25 日付けの領収証書を所持しているが、日本年金機構は、当該領収証書に記載された納付金額は当時の定額保険料であり特例納付による納付とはできないこと、また、過年度納付とした場合は時効後納付となるため、納付済み期間として取り扱うことはできないこととして、平成 22 年 8 月 11 日に当該期間の保険料として納付された 3,300 円は還付することを申立人に通知している。

しかしながら、行政側に、本来納付できない期間の特例納付の納付書を作成したという誤りがあり、申立人が申立期間の保険料を当該納付書に記載された金額で納付し、これが長期間国庫歳入金として扱われてきたことは明らかであり、特例納付ではなく定額保険料の金額の納付であったこと及び時効後の納付であったことを理由として申立期間の保険料を還付することは、信義衡平の原則に反するものと考えられる。

また、申立人が所持している領収証書から昭和 48 年 10 月から 49 年 3 月までの期間を 51 年 3 月 1 日に納付していることが確認できるが、当該期間についても、納付書には附則第 18 条の表示があり、第 2 回特例納付の納付書であるが、金額は当時の定額保険料であり、当該期間の保険料は過年度保険料として収納していることがオンライン記録から確認できるが、当該納付時点では時効により納付できない期間であり、申立期間と同様の状況にあった期間について、納付済み期間としているなど、申立期間前後の期間において行政側に不適切な事務処理があったことが認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から50年3月まで

私の妻は、市役所支所で夫婦二人分の国民年金の加入手続きを行い、夫婦二人分の国民年金保険料を郵便局から納付していた。申立期間の保険料が、妻は納付済みであるのに、私の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と短期間であり、申立人は、国民年金加入後は、申立期間を除き昭和50年4月以降60歳に到達するまで国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和51年2月時点で、申立期間の保険料は過年度納付することが可能であり、夫婦二人分の保険料を納付していたとする妻は、申立期間の自身の保険料は納付済みであること、夫婦の手帳記号番号は連番で払い出されており、申立期間直後の50年4月から54年9月までの期間の保険料の納付日は全て夫婦同一であることが、申立人が当時居住していた市の国民年金被保険者名簿の納付記録で確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 1 月から同年 3 月まで
私たち夫婦の国民年金は、私が加入手続を行い、夫婦二人分の国民年金保険料を自宅近くの出張所で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であり、申立人は、昭和 56 年 4 月以降、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付している。

また、夫婦二人分の保険料を納付していたとする申立人は、数か月に一度出張所で保険料を納付していたと説明しており、その内容は当時の納付方法と合致しているほか、申立期間直後の昭和 58 年 4 月から 59 年 3 月までの期間の保険料は 59 年 7 月に過年度納付していることが確認でき、当該納付時点で申立期間の保険料は過年度納付することが可能であったなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 1 月から同年 3 月まで
私たち夫婦の国民年金は、妻が夫婦二人分の加入手続を行い、二人分の国民年金保険料を自宅近くの出張所で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であり、申立人は、昭和 56 年 4 月以降、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付している。

また、夫婦二人分の保険料を納付していたとする申立人の妻は、数か月に一度出張所で保険料を納付していたと説明しており、その内容は当時の納付方法と合致しているほか、申立期間直後の昭和 58 年 4 月から 59 年 3 月までの期間の保険料は 59 年 7 月に過年度納付していることが確認でき、当該納付時点で申立期間の保険料を過年度納付することが可能であったなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年10月から54年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年10月から54年12月まで

私の妻は、昭和53年8月に私が会社を退職したときに夫婦の国民年金の加入手続を行い、申立期間の夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は15か月と比較的短期間であり、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人の妻は、金融機関の担当者に夫婦二人分の保険料と納付書を渡して納付したと説明しており、その内容は申立期間当時に申立人が居住していた区の保険料の納付方法と合致するほか、申立人の妻が納付したとする金額は、申立期間の夫婦二人分の保険料額とおおむね一致している。

さらに、オンライン記録で納付日が確認できる、昭和59年4月から61年3月までの期間及び62年4月から63年12月までの期間の保険料は、夫婦共に同一日に保険料を納付しているほか、妻の申立期間の自身の保険料は、既に当委員会の決定に基づき、平成22年2月16日付けで納付していたものと認められ、納付記録を訂正することが必要である旨の通知が行われているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 42 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 4 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 40 年 6 月まで
② 昭和 42 年 1 月から同年 3 月まで

私は、昭和 36 年から 39 年まで会社に勤めていた。申立期間①は、厚生年金保険か国民年金かは分からないが、会社で国民年金保険料を納めてくれていたはずである。退職後の申立期間②は、私が区役所の窓口で保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、当該期間は 3 か月と短期間であり、当該期間前後の期間の国民年金保険料は納付済みである。また、当該期間直前の昭和 40 年 7 月から 41 年 12 月までの保険料は過年度納付されていることが、申立人の特殊台帳で確認でき、当該納付時点で当該期間の保険料を過年度納付することが可能であったこと、過年度納付された期間のうち 40 年 7 月から 41 年 3 月までのオンライン記録は、平成 20 年 1 月に未納から納付済みに記録訂正されており、記録管理に不備が見られることなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、当時勤務していた会社で保険料を納めてくれたと説明しているが、当該会社は厚生年金保険の適用会社であり、申立人は、当該期間当時同僚が 15 人ほどいたと説明しているが、その氏名等について申立人は記憶していないため、国民年金の加入手続及び保険料の納付状況については確認することができない。また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 40 年 7 月時点では、当該期間のうち 36 年 4 月から 38 年 3 月までの期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、申立人は、保険料を遡って納付した期

間の記憶は曖昧であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 42 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認められることから、昭和 58 年 1 月から同年 3 月までの期間の納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 1 月から同年 3 月まで

私は、申立期間の国民年金保険料をその前後の期間と同様の納付方法である国民年金保険料の納付書により自宅近くの郵便局でまとめて 3 か月分の保険料を納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の手帳記号番号は、オンライン記録によると、昭和 56 年 3 月頃に払い出されていることが推認でき、申立人は、厚生年金保険の資格を喪失した 55 年 11 月まで遡って国民年金保険料を納付している上、申立期間を除き国民年金の加入期間の保険料を全て納付していることから、申立人の保険料の納付意識は高いことがうかがわれる。

また、申立期間は 3 か月と短期間であり、申立人は、「申立期間当時、3 か月ごとに納付書により自宅近くの郵便局で保険料を納付していた。」と具体的に述べており、申立人が保険料を納付していたとする郵便局は、申立期間当時開局されており、保険料の収納を取り扱っているなど、申立内容に不自然さは見受けられない。

さらに、申立期間の前後において申立人の住所に変更は無いなど、申立期間当時に保険料の納付を行うことが困難な状況にあったと推認される事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認められることから、昭和60年1月から61年3月までの期間の納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年1月から61年3月まで

私の母は、私が昭和61年9月に離婚して実家に戻った後、自宅に私の国民年金保険料の未納の通知書が届いたため、母が、私が実家に戻った以降の私の保険料を納めながら、申立期間の未納分の保険料を数回に分けて納付してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立期間の前後の国民年金保険料は、現年度納付されている上、申立人に対して昭和61年9月に過年度納付書が発行されていることが確認でき、申立期間直後の保険料が現年度納付された時点及び当該納付書が作成された時点において、申立期間は、保険料の過年度納付が可能な期間である。

また、申立期間は15か月と比較的短期間である上、申立期間及び申請免除期間を除き、申立人の国民年金の加入期間の保険料は、全て納付されており、厚生年金保険から国民年金への種別変更手続も適切に行われている。

さらに、申立人は、申立期間中に婚姻、申立期間後に離婚や住民票上の住所変更があるものの、申立人は、「国民年金については、婚姻及び離婚の際に、氏名及び住所の変更届は行っていないと思う。」と述べており、申立人の所持する年金手帳の氏名欄及び住所欄に変更の記載は無い。これらのことから、申立人の申立期間に係る過年度納付書は、婚姻前に居住していた申立人の実家に届いたものと考えられるなど、申立内容に不自然さは見受けられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年4月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和55年4月から56年3月まで
私は、結婚後、国民年金に加入し、国民年金保険料は、夫が納付してくれていた。
申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号は、婚姻後の昭和51年9月に払い出され、申立人は、50年10月以降60歳に到達するまで、申立期間を除き国民年金保険料を全て納付しており、昭和57年度以降の保険料はおおむね現年度納付していることがオンライン記録から確認できること、申立期間は12か月と短期間であり、その前後の期間は納付済みであることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年1月から同年6月までの期間及び55年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年1月から同年6月まで
② 昭和55年4月から同年6月まで

私は、国民年金保険料の納付を開始してからは、送られてきた納付書で保険料を全て納付しているはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和55年2月頃に払い出され、申立人は、53年1月以降、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付している。

また、申立期間は6か月及び3か月といずれも短期間で、その前後の期間の保険料は納付済みであり、申立期間①については、申立人は、当該期間直前の期間の保険料は手帳記号番号払出時点で過年度納付したものと推測され、当該期間の過年度納付書及び現年度納付書を受け取っていたものと考えられること、申立期間②については、手帳の記号番号払出後間もない時期であり、これらの期間の保険料を未納のままにしておいたとは考えにくいことなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 7 月から同年 9 月まで

私は、夫が会社を退職して個人事業を始めた昭和 52 年 3 月ごろ、夫婦二人の国民年金の加入手続を行い、以後 60 年 1 月に夫の会社が厚生年金保険の適用事業所になるまでの夫婦二人分の国民年金保険料を区役所か郵便局で納付していた。申立期間の保険料が付加保険料を含めて未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であり、申立人は、昭和 52 年 1 月以降、申立期間を除き 60 年 1 月に厚生年金保険に加入するまでの期間の国民年金保険料を全て納付している上、付加保険料の納付を申し出た 52 年 10 月以降は、申立期間を除き付加保険料も全て納付している。

また、オンライン記録によると、上記のとおり、申立人は、昭和 52 年 10 月に付加保険料の納付の申出を行っていることから、厚生年金保険に加入したことにより 59 年 12 月 31 日に付加保険料納付者の非該当となるまで、納付書は送付されていたと考えられる上、申立人が当時居住していた区では、申立期間当時、付加保険料の申出をした最初の月を除き、定額保険料及び付加保険料の合計額を記載した納付書を発行していたと説明していること、申立期間直後の 55 年 10 月から 56 年 3 月までの保険料は、付加保険料を含めて現年度納付されており、当該納付時点で申立期間の保険料を付加保険料を含めて現年度納付することが可能であることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の付加保険料を含めて国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 4 月及び同年 5 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 4 月及び同年 5 月
私は、20 歳のときに国民年金に加入した後、国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 2 か月と短期間であり、申立人は、20 歳になった昭和 48 年*月以降、申立期間を除き、当該期間前後を含めて国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人が所持する年金手帳に記載されている資格取得及び資格喪失の記録によると、申立期間を含む昭和 51 年 11 月から 52 年 5 月までの期間は、未加入期間とされていることが確認できるものの、当該未加入期間のうち申立期間を除く 51 年 11 月から 52 年 3 月までの期間の保険料は納付済みである上、申立人の所持する領収証書から、申立期間直前の 52 年 1 月から同年 3 月までの保険料は 53 年 4 月に過年度納付されていることが確認できること、特殊台帳及び年度別納付状況リストによると、申立期間は、少なくとも 59 年 5 月までは強制加入被保険者期間として取り扱われていたことから、申立期間の保険料も過年度納付することが可能であったと考えられることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 9988

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年4月から56年3月までの期間のうち3か月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年4月から56年3月までのうち3か月
私は、国民年金に加入した時期が遅く、国民年金保険料を納付できる期間が短かったため、毎回忘れずに保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月間と短期間であり、申立人は、昭和49年11月に国民年金に任意加入した後、申立期間を除き、当該期間前後を含めて国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付していることから、納付意識は高かったものと考えられる上、申立期間前後を通じて、申立人の住所に変更は無く、生活状況に大きな変化も認められないなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 62 年6月から同年9月までの期間及び平成元年4月から2年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年4月から62年9月まで
② 平成元年4月から2年3月まで

私は、昭和 63 年か平成元年頃に国民年金の加入手続を行い、その年度の国民年金保険料の納付と同時に加入前の期間の保険料も2、3か月分ずつまとめて遡って納付していたので、保険料は全て納付したはずである。申立期間①の保険料が未納とされ、申立期間②の保険料が免除とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、昭和 62 年6月から同年9月までの期間については、当該期間の国民年金保険料は申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された平成元年7月時点で過年度納付することが可能であり、申立人は国民年金加入前の期間の保険料を2、3か月分ずつ定期的に納付していたと説明しており、当該期間直後の昭和62年10月から平成元年3月までの保険料は同年12月から3年4月にかけて3か月分ずつ6回に渡り過年度納付されていることがオンライン記録で確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

申立期間②については、申立人は、当該期間の免除申請を行い、免除に関する書類を受領した記憶が無いと説明しており、当該期間前後の期間の保険料は納付済みであるほか、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された平成元年7月時点で当該期間の保険料は現年度納付することが可能であった。また、申立人は国民年金に加入後すぐに保険料の納付を開始し、現年度保険料と過年度保険料を同時に金融機関で納付したと説明しており、当該金融機関は申立期間当時既に開設されており保険料を納付することが可能であったほか、申立人は当該期間当時、仕事及び収入も安定していたと説明しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①のうち、昭和 59 年 4 月から 62 年 5 月までの期間については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、当該期間の保険料は申立人の手帳記号番号が払い出された平成元年 7 月時点では時効により納付することができないなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 62 年 6 月から同年 9 月までの期間及び平成元年 4 月から 2 年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 58 年 1 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 1 月
② 昭和 61 年 7 月

私は、義父に勧められ、国民年金に加入し、夫の分と一緒に国民年金保険料を納付してきた。申立期間①の保険料が未納とされ、申立期間②が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、申立期間①については、申立人は、昭和 42 年 7 月から当該期間直前の 57 年 12 月までの国民年金保険料を納付しており、当該期間当時に申立人が居住していた市は、当時は年度末に翌年度の 4 半期ごとの分をまとめた納付書を被保険者に送付していたと説明しているほか、申立期間は 1 か月と短期間であり、申立人が一緒に保険料を納付していたとする申立人の夫も当該期間の保険料は納付済みであるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間②については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、当該期間は国民年金の未加入期間であり、保険料を納付することができない期間であり、申立人は国民年金の再加入手続、保険料の納付時期、納付場所及び納付額に関する記憶が曖昧であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 58 年 1 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年5月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年5月から62年3月まで

私は、昭和58年1月に会社を辞めて独立し国民年金に加入した。加入後は、妻が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、申立人が経営する会社の税務業務を税理士事務所に委託しており、当該税理士事務所が申立人の会社から提出された国民年金保険料の領収証書類に基づき給与所得者の保険料控除申告書などの書類を作成していたと説明しており、申立人から提出された書類に基づき当該税理士事務所が作成したとする昭和58年分から62年分までの「給与所得者の保険料控除申告書」及び「給与所得に対する所得税源泉徴収簿」の「社会保険料控除」欄には、国民年金保険料の支払額が記載されており、その金額は申立期間当時の保険料額と一致している。

また、申立人の保険料を納付していたとする妻は、申立期間は区役所出張所で保険料を納付していたと説明しており、申立人が当時居住していた区の保険料の収納方法と合致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月から62年3月まで

私は、夫の事業を手伝うために、昭和59年2月に勤めを辞めて国民年金に加入した。加入後は、私が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の夫が経営する会社の税務業務を税理士事務所に委託しており、当該税理士事務所が夫の会社から提出された国民年金保険料の領収証書類に基づき給与所得者の保険料控除申告書などの書類を作成していたと説明しており、申立人から提出された書類に基づき当該税理士事務所が作成したとする昭和59年分から62年分までの「給与所得者の保険料控除申告書」及び「給与所得に対する所得税源泉徴収簿」の「社会保険料控除」欄には、国民年金保険料の支払額が記載されており、その金額は申立期間当時の保険料額とおおむね一致している。

また、申立人は、申立期間は区役所出張所で保険料を納付していたと説明しており、申立人が当時居住していた区の保険料の収納方法と合致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年4月から3年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年4月から3年11月まで

私は、平成2年8月頃に就職した後、経済的なゆとりができたため、国民年金保険料の納付を始め、過年度納付書の発行を依頼し、現年度保険料と過年度保険料をともに納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成2年8月頃に就職した後、経済的なゆとりができたため、国民年金保険料を納付しようと思い、過年度保険料の納付書の送付を依頼するとともに、現年度保険料の納付を始めたと説明しており、申立人は申立期間直前の昭和63年7月から平成2年3月までの保険料を、申立期間中の平成2年10月から3年10月の間に7回に分けて過年度納付していることがオンライン記録で確認でき、申立期間直後の3年12月以降の保険料は、口座振替で納付していることが金融機関の記録で確認できる。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和45年1月又は2月頃に払い出されており、申立期間の保険料は現年度納付することが可能であったほか、申立人は申立期間後の60歳までの保険料を、1か月分を除き全て納付しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 10005

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 4 月から同年 6 月まで
私は、昭和 54 年 2 月に国民年金に加入し、付加保険料を含む国民年金保険料を定期的に納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 3 か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立人が任意加入したことにより昭和 54 年 2 月に払い出されており、申立期間はその直後の期間で、申立期間の前後の期間の保険料は付加保険料を含め納付済みであるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の付加保険料を含めて国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 10006

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年10月から同年12月まで
私の妻は、私が社会保険未適用事業所に就職した際に国民年金の加入手続をし、郵便局で国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の昭和48年4月に払い出されており、当該払出時点で、申立期間の保険料を現年度納付することが可能であること、オンライン記録から、申立期間前後の期間の保険料を現年度納付していることが確認でき、申立期間の保険料を未納のままにしたとは考えにくいことなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間：平成17年7月8日

申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社が当該賞与について届出を行っていなかった。同社は、訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないのので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「平成17年7月分賞与支給項目一覧表」により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与支給項目一覧表において確認できる保険料控除額から、〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

（注） 同一事業主に係る同種の案件 39 件（別添一覧表参照）

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	標準賞与額
14639	男		昭和32年生		74万円
14640	女		昭和27年生		75万円
14641	男		昭和39年生		65万円
14642	男		昭和40年生		24万円
14643	男		昭和47年生		65万円
14644	男		昭和45年生		25万円
14645	男		昭和50年生		24万円
14646	男		昭和52年生		28万円
14647	男		昭和48年生		25万円
14648	男		昭和44年生		43万円
14649	男		昭和47年生		60万円
14650	男		昭和49年生		36万円
14651	男		昭和49年生		20万円
14652	男		昭和42年生		40万円
14653	男		昭和49年生		30万円
14654	男		昭和51年生		30万円
14655	男		昭和39年生		26万円
14656	男		昭和53年生		30万円
14657	女		昭和52年生		30万円
14658	男		昭和54年生		26万円
14659	男		昭和52年生		24万円
14660	男		昭和53年生		26万円
14661	男		昭和53年生		28万円
14662	女		昭和29年生		80万円
14663	女		昭和49年生		25万円
14664	女		昭和54年生		25万円
14665	男		昭和51年生		30万円
14666	男		昭和49年生		30万円
14667	男		昭和52年生		25万円
14668	男		昭和51年生		25万円
14669	男		昭和53年生		25万円
14670	男		昭和56年生		25万円
14671	女		昭和53年生		25万円
14672	男		昭和47年生		23万円
14673	女		昭和46年生		20万円
14674	女		昭和50年生		20万円
14675	男		昭和52年生		20万円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	標準賞与額
14676	男		昭和42年生		30万円
14677	男		昭和39年生		13万円

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和48年11月1日）及び資格取得日（昭和49年2月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年11月1日から49年2月1日まで

A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い。同社には申立期間を含め継続勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人は、同社において昭和40年6月25日に厚生年金保険の資格を取得し、48年11月1日に資格を喪失後、49年2月1日に同社において再度資格を取得しており、48年11月から49年1月までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、A社の元代表者及び複数の従業員は、申立人は、申立期間においても継続して同社に勤務し、勤務形態に変更は無かったとしている。

また、上記元代表者は、「申立人が3か月離職する理由は無いので、当時の事務手続に誤りがあったのではないか。申立期間も厚生年金保険料は控除されていたと思う。」旨供述している。

さらに、上記事業所別被保険者名簿によると、申立人と勤務形態が類似する複数の従業員においては、申立人と同様、被保険者資格を喪失し、再取得した記録は確認できない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人は、申立期間に、A社に継続して勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和48年11月に標準報酬月額の等級改定があったため、申立人のA社における同年11月の上記事業所別被保険者名簿の記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和48年11月から49年1月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録をそれぞれ150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年3月24日
② 平成17年3月16日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は年金事務所に事後訂正の届出を行ったものの、保険料は時効により納付できず、申立期間は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細書並びに平成16年分及び17年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿から、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与明細書並びに平成16年分及び17年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿において確認できる保険料控除額から、それぞれ標準賞与額の上限である150万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、届出誤りにより申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないと認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成16年3月24日は130万円、17年3月16日及び18年3月27日はそれぞれ150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成16年3月24日
② 平成17年3月16日
③ 平成18年3月27日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は年金事務所に事後訂正の届出を行ったものの、保険料は時効により納付できず、申立期間は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細書並びに平成16年分、17年分及び18年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿から、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与明細書並びに平成16年分、17年分及び18年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿において確認できる保険料控除額から、16年3月24日は130万円、17年3月16日及び18年3月27日はそれぞれ標準賞与額の上限である150万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、届出誤りにより申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないと認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成16年3月24日は130万円、17年3月16日及び18年3月27日はそれぞれ150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年3月24日
② 平成17年3月16日
③ 平成18年3月27日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は年金事務所に事後訂正の届出を行ったものの、保険料は時効により納付できず、申立期間は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細書並びに平成16年分、17年分及び18年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿から、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与明細書並びに平成16年分、17年分及び18年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿において確認できる保険料控除額から、16年3月24日は130万円、17年3月16日及び18年3月27日はそれぞれ標準賞与額の上限である150万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、届出誤りにより申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないと認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成16年3月24日は80万円、17年3月16日は110万円、18年3月27日は150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和57年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年3月24日
② 平成17年3月16日
③ 平成18年3月27日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は年金事務所に事後訂正の届出を行ったものの、保険料は時効により納付できず、申立期間は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細書並びに平成16年分、17年分及び18年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿から、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与明細書並びに平成16年分、17年分及び18年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿において確認できる保険料控除額から、16年3月24日は80万円、17年3月16日は110万円、18年3月27日は標準賞与額の上限である150万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事

業主は、届出誤りにより申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないと認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成16年3月24日は70万円、17年3月16日及び18年3月27日はそれぞれ100万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年3月24日
② 平成17年3月16日
③ 平成18年3月27日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は年金事務所に事後訂正の届出を行ったものの、保険料は時効により納付できず、申立期間は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細書並びに平成16年分、17年分及び18年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿から、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与明細書並びに平成16年分、17年分及び18年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿において確認できる保険料控除額から、16年3月24日は70万円、17年3月16日及び18年3月27日はそれぞれ100万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事

業主は、届出誤りにより申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないと認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成17年3月16日は110万円、18年3月27日は150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年3月16日
② 平成18年3月27日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は年金事務所に事後訂正の届出を行ったものの、保険料は時効により納付できず、申立期間は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細書並びに平成17年分及び18年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿から、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与明細書並びに平成17年分及び18年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿において確認できる保険料控除額から、17年3月16日は110万円、18年3月27日は標準賞与額の上限である150万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、届出誤りにより申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないと認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成16年3月24日は65万円、17年3月16日及び18年3月27日はそれぞれ80万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年3月24日
② 平成17年3月16日
③ 平成18年3月27日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は年金事務所に事後訂正の届出を行ったものの、保険料は時効により納付できず、申立期間は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細書並びに平成16年分、17年分及び18年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿から、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与明細書並びに平成16年分、17年分及び18年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿において確認できる保険料控除額から、16年3月24日は65万円、17年3月16日及び18年3月27日はそれぞれ80万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事

業主は、届出誤りにより申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないと認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①、②及び③に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成16年3月24日は100万円、17年3月16日は140万円、18年3月27日は150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年3月24日
② 平成17年3月16日
③ 平成18年3月27日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間①、②及び③の標準賞与額の記録が無い。同社は年金事務所に事後訂正の届出を行ったものの、保険料は時効により納付できず、当該期間は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細書並びに平成16年分、17年分及び18年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿から、申立人は、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①、②及び③の標準賞与額については、賞与明細書並びに平成16年分、17年分及び18年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿において確認できる保険料控除額から、16年3月24日は100万円、17年3月16日

は 140 万円、18 年 3 月 27 日は標準賞与額の上限である 150 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、届出誤りにより当該期間に係る厚生年金保険料を納付していないと認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年3月27日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は年金事務所に事後訂正の届出を行ったものの、保険料は時効により納付できず、申立期間は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細書及び平成18年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿から、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与明細書及び平成18年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿において確認できる保険料控除額から、標準賞与額の上限である150万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、届出誤りにより申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないと認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成16年4月1日から同年7月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額を26万円に訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間のうち、平成16年7月1日から18年9月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の記録とされているが、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、当該期間の標準報酬月額に係る記録を16年7月から17年3月までは26万円、同年4月から18年8月までは28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、平成16年4月から18年8月までの期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年4月1日から19年10月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、保険料控除額に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、一部の期間については事後訂正の届出を行ったが、訂正後の標準報酬月額は年金額に反映されないため、申立期間について給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及

び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成 16 年 4 月から 18 年 8 月までの期間の標準報酬月額については、申立人が提出した給料支払明細書において確認できる保険料控除額から、16 年 4 月から 17 年 3 月までは 26 万円、同年 4 月から 18 年 8 月までは 28 万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、届出誤りにより当該期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間のうち、平成 18 年 9 月から 19 年 9 月までの期間については、オンライン記録の申立人の標準報酬月額は、上記給料支払明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、記録訂正を行うことはできない。

このほか、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における資格喪失日に係る記録を昭和47年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年10月31日から同年11月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い。申立期間に社内異動はあったが、継続して勤務しており、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社から提出された人事記録から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（昭和47年11月1日に同社本社から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本社における昭和47年10月の定時決定に係る事業所別被保険者名簿の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が当時、申立人に係る届出を誤ったと認めていることから、事業主が昭和47年10月31日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 3 月 18 日から 33 年 5 月 1 日まで
② 昭和 33 年 5 月 1 日から 34 年 11 月 25 日まで
③ 昭和 35 年 12 月 1 日から 37 年 1 月 1 日まで

平成 22 年 5 月に、年金事務所で年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金を受給していることを知った。

しかし、脱退手当金を受給していないので、年金記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間③に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 年 7 か月後の昭和 39 年 8 月 5 日に支給決定されたこととなり、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、異なる番号で管理されている厚生年金保険加入期間について脱退手当金を支給する場合には、番号の重複整理を行った上で支給することとなるが、申立期間①及び②と申立期間③はそれぞれ異なる番号で管理されていたにもかかわらず、重複整理が行われていない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成17年7月10日は30万5,000円、同年12月11日は38万円、18年7月7日及び同年12月7日は50万円、19年7月10日は38万1,000円、同年12月10日は28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月10日
② 平成17年12月11日
③ 平成18年7月7日
④ 平成18年12月7日
⑤ 平成19年7月10日
⑥ 平成19年12月10日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与明細書及び預金通帳の写しにより、申立人は、申立期間にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与明細書及び預金通帳の写しにおいて確認できる賞与額又は厚生年金保険料控除額から、平成17年7月10日は30万5,000円、同年12月11日は38万円、18年7月7日及び同年12月7日は50万円、19年7月10日は38万1,000円、同年12月10日は28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時の届出誤りにより訂正の届出を行っており、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、申立人が主張する標準賞与額を社会保険事務所（当時）に届け出たと認められることから、当該記録を取り消し、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を17万7,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年6月30日

A社に勤務した期間のうち、申立期間に支給された賞与に係る記録が無い。同社は、事後訂正の届出を行ったが、訂正後の標準賞与額は、年金額に反映されず、また、平成17年6月の賞与明細書を提出するので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る賞与明細書並びにA社が加入する厚生年金基金加入員記録及び健康保険組合加入記録から、申立人は申立期間に賞与額17万7,345円が支給され、当該賞与額に見合う標準賞与額17万7,000円が記録されていることが確認できる。

また、A社は、社会保険事務所への届出は、当時、複写式から磁気媒体へと移行した時期であり、申立期間における届出様式は不明であるとしているが、申立人以外の従業員の賞与に係る記録が、社会保険事務所、厚生年金基金及び健康保険組合において確認でき、届出様式が複写式又は磁気媒体であることから、申立人に係る届出だけが行われなかったとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が主張する標準賞与額（17万7,000円）に係る届出を社会保険事務所に対して行ったと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年12月10日は150万円、16年3月10日は14万4,000円、同年6月10日は150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月10日
② 平成16年3月10日
③ 平成16年6月10日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支給明細書により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与支給明細書において確認できる総支給額及び厚生年金保険料控除額から、平成15年12月10日は150万円、16年3月10日は14万4,000円、同年6月10日は150万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時の届出誤りにより訂正の届出を行っており、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年12月10日は150万円、16年3月10日は15万1,000円、同年6月10日は150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月10日
② 平成16年3月10日
③ 平成16年6月10日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支給明細書により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与支給明細書において確認できる総支給額及び厚生年金保険料控除額から、平成15年12月10日は150万円、16年3月10日は15万1,000円、同年6月10日は150万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時の届出誤りにより訂正の届出を行っており、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、それぞれ150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月8日
② 平成18年12月8日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳及び振込受付書により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、標準賞与額の上限である150万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賃金台帳及び振込受付書において確認できる賞与額から、それぞれ150万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時の届出誤りにより訂正の届出を行っており、申立期間に係る厚生

年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を40万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年7月10日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された所得税源泉徴収簿兼賃金台帳及び賞与明細書（精勤手当）により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記所得税源泉徴収簿兼賃金台帳及び賞与明細書（精勤手当）において確認できる総支給額及び厚生年金保険料控除額から、40万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時の届出誤りにより訂正の届出を行っており、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年7月10日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された所得税源泉徴収簿兼賃金台帳及び賞与明細書（精勤手当）により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記所得税源泉徴収簿兼賃金台帳及び賞与明細書（精勤手当）において確認できる総支給額及び厚生年金保険料控除額から、3万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時の届出誤りにより訂正の届出を行っており、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を19万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年7月10日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された所得税源泉徴収簿兼賃金台帳及び賞与明細書（精勤手当）により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記所得税源泉徴収簿兼賃金台帳及び賞与明細書（精勤手当）において確認できる総支給額及び厚生年金保険料控除額から、19万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時の届出誤りにより訂正の届出を行っており、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を25万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年7月10日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された所得税源泉徴収簿兼賃金台帳及び賞与明細書（精勤手当）により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記所得税源泉徴収簿兼賃金台帳及び賞与明細書（精勤手当）において確認できる総支給額及び厚生年金保険料控除額から、25万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時の届出誤りにより訂正の届出を行っており、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年7月10日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された所得税源泉徴収簿兼賃金台帳及び賞与明細書（精勤手当）により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記所得税源泉徴収簿兼賃金台帳及び賞与明細書（精勤手当）において確認できる総支給額及び厚生年金保険料控除額から、3万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時の届出誤りにより訂正の届出を行っており、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における被保険者記録のうち、当該期間に係る資格喪失日（平成 17 年 1 月 1 日）及び資格取得日（平成 17 年 2 月 1 日）を取り消し、当該期間の標準報酬月額を 20 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間①に係る標準報酬月額の記録については、当該期間のうち、平成 15 年 4 月から 16 年 5 月までは 26 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 14 年 1 月 1 日から 17 年 1 月 1 日まで
② 平成 17 年 1 月 1 日から同年 2 月 1 日まで
③ 平成 17 年 2 月 1 日から 19 年 4 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。継続して勤務しており、給料支払明細書を提出するので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。また、同社に勤務した期間のうち、申立期間①及び③の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の報酬月額より低く記録されている。給料支払明細書を提出するので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人の厚生年金保険被保険者記録は、A社において平成 12 年 10 月 20 日に資格を取得し、17 年 1 月 1 日に資格を喪失後、同年 2 月 1 日に再度資格を取得しており、同年 1 月 1 日から同年 2 月 1 日までの申立期間②の被保険者記録が無い。

しかしながら、雇用保険の加入記録及び給料支払明細書により、申立人がA

社に申立期間②も継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、給料支払明細書において確認できる保険料控除額から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人の資格の得喪に係る届出を誤って行ったことを認めており、その結果、社会保険事務所（当時）は、平成17年1月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間①及び③について、申立人は、当該期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①のうち、平成15年4月から16年5月までの期間の標準報酬月額については、給料支払明細書で確認できる保険料控除額から、26万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対し行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①のうち、平成14年1月から15年3月まで及び16年6月から同年12月までの期間並びに申立期間③については、給料支払明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致又は低いことから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

このほか、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年6月30日

A法人における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。給与簿を提出するので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与簿により、申立人は、平成16年6月30日にA法人から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記給与簿において確認できる厚生年金保険料控除額から、24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に提出していなかったこと及び当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を62万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 10 月 1 日から 16 年 9 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違しているため、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における平成12年10月から15年9月までの期間の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、62万円と記録されていたところ、同年10月6日付けで9万8,000円に遡及して減額訂正されており、代表取締役ら4名についても、申立人と同様に標準報酬月額が遡及して減額訂正されていることが確認できる。

また、A社の当時の経理担当役員は、申立期間当時、同社の経営は苦しく、しばしば保険料の滞納があり、社会保険事務所から督促を受けていたと供述している。

さらに、A社の商業登記簿謄本により、申立人は申立期間の一部期間及び上記訂正処理日において、同社の取締役であったことが確認できるが、事業主は、申立人の業務はB業務であり、会社に出社することはほとんど無かったと供述しており、当該標準報酬月額の減額訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、平成15年10月6日付けで行われた遡及訂正処理は事実即ちしたものとは考え難く、社会保険事務所において、当該訂正処理を行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た62万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を41万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年2月1日から5年3月21日まで

A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違しているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初、41万円と記録されていたところ、平成5年4月7日付けで、9万8,000円に遡って減額訂正されており、申立人のほか49名の従業員の標準報酬月額が同様に遡って減額訂正されていることが確認できる。

また、A社の元事業主は、会社は既に倒産しており、資料も無いため当時のことは分からないとしながらも、当時、会社経営が悪化し、厚生年金保険料の滞納があり、社会保険事務所における滞納保険料の処理について、経理担当者から報告を受けていた旨を供述している。

さらに、A社が当時加入していたB厚生年金基金（平成4年9月18日付けで脱退）の記録では、申立人の平成3年2月から4年8月までの標準報酬月額は、訂正前のオンライン記録と同じ41万円となっている。

これらを総合的に判断すると、平成5年4月7日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考へ難く、社会保険事務所において、当該減額訂正処理を行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められない。このため、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た41万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を41万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年10月1日から58年6月30日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、保険料控除額に見合う標準報酬月額と相違している。給与明細書を提出するので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人の同社における申立期間の標準報酬月額は、当初、41万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和58年6月30日の後の同年7月27日付けで、遡って12万6,000円に減額訂正されており、代表取締役ら3名についても、申立人と同様に標準報酬月額が遡及して減額訂正されていることが確認できる。

また、A社に係る商業登記簿謄本によると、申立人は遡及訂正処理日時点において同社の取締役であったことが確認できるが、同社の複数の元従業員は、申立人が申立期間当時仕入担当の部長であったと供述しており、そのうちの元経理担当者は、総務経理の決済及び社長印の管理は事業主が行っていたと供述しており、申立人が当該減額訂正に関与していたとは考え難い。

さらに、申立人から提出された昭和56年10月から58年3月までの給与明細書に記載された総支給額は月額41万4,000円であり、減額訂正前の標準報酬月額である41万円に見合う額であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該訂正処理を行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは

認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録及び申立人から提出された給与明細書に記載されている各月の総支給額から、41 万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年6月20日は44万円、同年12月10日は38万5,000円、16年6月18日は44万円、同年12月10日は37万9,000円、17年6月20日は44万円、18年1月23日は37万9,000円、同年12月20日は20万4,000円、19年6月20日は11万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年6月20日
② 平成15年12月10日
③ 平成16年6月18日
④ 平成16年12月10日
⑤ 平成17年6月20日
⑥ 平成18年1月23日
⑦ 平成18年12月20日
⑧ 平成19年6月20日

申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社が当該賞与について、届出を行っていなかった。同社は、その後、訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「賞与支払明細書」により、申立人は、申立期間に同

社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、「賞与支払明細書」において確認できる保険料控除額及び賞与支給額から、平成15年6月20日は44万円、同年12月10日は38万5,000円、16年6月18日は44万円、同年12月10日は37万9,000円、17年6月20日は44万円、18年1月23日は37万9,000円、同年12月20日は20万4,000円、19年6月20日は11万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったこと及び当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年6月20日は54万円、同年12月10日は49万5,000円、16年6月18日は53万円、同年12月10日は49万5,000円、17年6月20日は52万9,000円、18年1月23日は49万5,000円、同年12月20日は21万4,000円、19年6月20日は11万5,000円、20年6月20日は22万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成15年6月20日
② 平成15年12月10日
③ 平成16年6月18日
④ 平成16年12月10日
⑤ 平成17年6月20日
⑥ 平成18年1月23日
⑦ 平成18年12月20日
⑧ 平成19年6月20日
⑨ 平成20年6月20日

申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社が当該賞与について、届出を行っていなかった。同社は、その後、訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「賞与支払明細書」により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、「賞与支払明細書」において確認できる保険料控除額及び賞与支給額から、平成15年6月20日は54万円、同年12月10日は49万5,000円、16年6月18日は53万円、同年12月10日は49万5,000円、17年6月20日は52万9,000円、18年1月23日は49万5,000円、同年12月20日は21万4,000円、19年6月20日は11万5,000円、20年6月20日は22万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったこと及び当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年6月20日は41万6,000円、同年12月10日は38万5,000円、16年6月18日は41万円、同年12月10日は37万9,000円、17年6月20日は40万9,000円、18年1月23日は37万9,000円、同年12月20日は20万4,000円、19年6月20日は11万5,000円、20年6月20日は24万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年6月20日
② 平成15年12月10日
③ 平成16年6月18日
④ 平成16年12月10日
⑤ 平成17年6月20日
⑥ 平成18年1月23日
⑦ 平成18年12月20日
⑧ 平成19年6月20日
⑨ 平成20年6月20日

申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社が当該賞与について、届出を行っていなかった。同社は、その後、訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「賞与支払明細書」により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、「賞与支払明細書」において確認できる保険料控除額及び賞与支給額から、平成15年6月20日は41万6,000円、同年12月10日は38万5,000円、16年6月18日は41万円、同年12月10日は37万9,000円、17年6月20日は40万9,000円、18年1月23日は37万9,000円、同年12月20日は20万4,000円、19年6月20日は11万5,000円、20年6月20日は24万7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったこと及び当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年6月20日は42万円、同年12月10日は38万5,000円、16年6月18日は41万円、同年12月10日は37万9,000円、17年6月20日は40万9,000円、18年1月23日は37万9,000円、同年12月20日は20万4,000円、19年6月20日は11万5,000円、20年6月20日は20万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年6月20日
② 平成15年12月10日
③ 平成16年6月18日
④ 平成16年12月10日
⑤ 平成17年6月20日
⑥ 平成18年1月23日
⑦ 平成18年12月20日
⑧ 平成19年6月20日
⑨ 平成20年6月20日

申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社が当該賞与について、届出を行っていなかった。同社は、その後、訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「賞与支払明細書」により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、「賞与支払明細書」において確認できる保険料控除額及び賞与支給額から、平成15年6月20日は42万円、同年12月10日は38万5,000円、16年6月18日は41万円、同年12月10日は37万9,000円、17年6月20日は40万9,000円、18年1月23日は37万9,000円、同年12月20日は20万4,000円、19年6月20日は11万5,000円、20年6月20日は20万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったこと及び当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年6月20日は88万円、同年12月10日は79万5,000円、16年6月18日は88万円、同年12月10日は79万5,000円、17年6月20日は88万円、18年1月23日は61万9,000円、同年12月20日は39万円、19年6月20日は13万円、20年6月20日は39万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年6月20日
② 平成15年12月10日
③ 平成16年6月18日
④ 平成16年12月10日
⑤ 平成17年6月20日
⑥ 平成18年1月23日
⑦ 平成18年12月20日
⑧ 平成19年6月20日
⑨ 平成20年6月20日

申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社が当該賞与について、届出を行っていなかった。同社は、その後、訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「賞与支払明細書」により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、「賞与支払明細書」において確認できる保険料控除額及び賞与支給額から、平成15年6月20日は88万円、同年12月10日は79万5,000円、16年6月18日は88万円、同年12月10日は79万5,000円、17年6月20日は88万円、18年1月23日は61万9,000円、同年12月20日は39万円、19年6月20日は13万円、20年6月20日は39万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったこと及び当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年6月20日は68万円、同年12月10日は60万5,000円、16年6月18日は68万円、同年12月10日は58万9,000円、17年6月20日は68万円、18年1月23日は60万5,000円、同年12月20日は34万1,000円、19年6月20日は13万8,000円、20年6月20日は34万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年6月20日
② 平成15年12月10日
③ 平成16年6月18日
④ 平成16年12月10日
⑤ 平成17年6月20日
⑥ 平成18年1月23日
⑦ 平成18年12月20日
⑧ 平成19年6月20日
⑨ 平成20年6月20日

申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社が当該賞与について、届出を行っていなかった。同社は、その後、訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「賞与支払明細書」により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、「賞与支払明細書」において確認できる保険料控除額及び賞与支給額から、平成15年6月20日は68万円、同年12月10日は60万5,000円、16年6月18日は68万円、同年12月10日は58万9,000円、17年6月20日は68万円、18年1月23日は60万5,000円、同年12月20日は34万1,000円、19年6月20日は13万8,000円、20年6月20日は34万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったこと及び当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年6月20日は60万5,000円、同年12月10日は54万5,000円、16年6月18日は63万円、同年12月10日は52万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年6月20日
② 平成15年12月10日
③ 平成16年6月18日
④ 平成16年12月10日

申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社が当該賞与について、届出を行っていなかった。同社は、その後、訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「賞与支払明細書」により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞

与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、「賞与支払明細書」において確認できる保険料控除額及び賞与支給額から、平成15年6月20日は60万5,000円、同年12月10日は54万5,000円、16年6月18日は63万円、同年12月10日は52万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったこと及び当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果24万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の17万円とされているが、申立人は、申立期間①のうち、平成18年2月及び同年3月については18万円、同年4月及び同年5月については20万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を同年2月及び同年3月は18万円、同年4月及び同年5月は20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成19年1月1日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を18年6月は20万円、同年7月は12万6,000円、同年8月は9万8,000円、同年9月から同年12月までは20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年2月1日から同年6月26日まで
② 平成18年6月26日から19年1月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間①の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬月額に見合う標準報酬月額と相違していた。同社は、事後訂正の届出を行ったが、訂正後の記録は年金給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

また、A社に勤務していた期間のうち、申立期間②の厚生年金保険の被保険者記録が無い。給料支払明細書及び同社の給与計算を担当していた会計事務所から入手した社員別給与・賞与支給実績一覧表を提出するので、申立期間②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間①の標準報酬月額の変動について申し立てているが、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①の標準報酬月額については、申立人が提出した給料支払明細書及びA社の社員別給与・賞与支給実績一覧表における保険料控除額から、平成18年2月及び同年3月は18万円、同年4月及び同年5月は20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、届出誤りにより、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

- 2 雇用保険の加入記録、申立人が提出した給料支払明細書及びA社の社員別給与・賞与支給実績一覧表により、申立人が同社において申立期間②について継続して勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、上記給料支払明細書及び上記社員別給与・賞与支給実績一覧表における保険料控除額又は報酬月額から、平成18年6月は20万円、同年7月は12万6,000円、同年8月は9万8,000円、同年9月から同年12月までは20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、申立期間②に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は申立人に係る申立期間②の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を13万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が、申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年3月1日から同年10月1日まで

A社（現在は、B社）C支店に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬月額に見合う標準報酬月額と相違している。申立期間の給料支払明細書を提出するので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した給料支払明細書により、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、上記給料支払明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、13万4,000円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給料支払明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成12年10月1日から13年1月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を41万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年10月1日から13年8月21日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、直前の標準報酬月額に比べて3万円低くなっている。同社での給与は固定給制であり、申立期間に給与支給額が下がることは無かったので、標準報酬月額を直前の標準報酬月額と同額の41万円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社での給与は固定給制であり、申立期間に給与支給額が下がることは無かったので、標準報酬月額を申立期間の直前の適用期間である平成11年10月から12年9月までの標準報酬月額と同額の41万円に訂正してほしいと主張している。

A社の事業主が、「当社では給与体系は固定給制、保険料控除は当月控除であり、申立期間の直前の適用期間及び申立期間において、申立人の給与が下がることは無く、保険料控除額は、申立期間の直前の適用期間と同額であった。」と供述していること、及び普通預金月中取引記録表において平成11年10月から12年12月までの申立人に係る各月の給与振込額が同額であることが確認できることから、申立期間のうち、同年10月から同年12月までの報酬月額及び厚生年金保険料控除額は、申立期間の直前の適用期間と同額であったと推認できる。

したがって、申立人は、当該期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準報酬月額については、申立期間の直前の適用期間の標準報酬月額と同額の41万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主も当時の資料を保有しておらず、同社の社会保険事務を一任されていた顧問事務所にも連絡が取れず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が当該標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、平成13年1月、同年2月及び同年6月については、A社の事業主及び申立人とも給与明細書等の厚生年金保険料の控除を示す資料を保有していないため、保険料控除額を確認することができない。また、同年3月から同年5月及び同年7月については、預金元帳における申立人に係る各月の給与振込額が、申立期間の直前の適用期間の給与振込額より4,177円増加していることが確認でき、当該増加額は、申立期間の直前の適用期間と申立期間のオンライン記録における標準報酬月額に基づく社会保険料の差額約4,000円とおおむね一致することから、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除があったと推認できる。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格喪失日に係る記録を平成6年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年3月31日から同年4月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に同社C工場から同社D工場への異動はあったが、継続勤務していた。給与差引計算書を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された社員台帳、申立人から提出された給与差引計算書及び雇用保険の加入記録により、申立人がA社に継続して勤務し（平成6年4月1日に同社C工場から同社D工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、申立人から提出された平成6年4月分給与差引計算書において確認できる保険料控除額から、28万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が提出した健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書の備考欄の「転出・電話確認済・平成6年3月31日付」の記載から、厚生年金保険の資格喪失日について、当初平成6年4月1日と届けられたものを同年3月31日に訂正されたことが確認できることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和45年11月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年11月15日から同年12月16日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に同社C工場から同社B工場への異動はあったが継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、申立人に係る在籍証明書及び申立人の妻の供述から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和45年11月15日に同社C工場から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和45年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、8万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人の資格取得日を昭和45年12月16日として届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社B工場に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が昭和43年3月23日、資格喪失日が同年11月1日とされ、当該期間のうち、申立期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社同工場における資格喪失日を同年11月1日とし、申立期間の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年10月9日から同年11月1日まで

A社で勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に関連会社への異動はあったが、継続して勤務していた。同社は、年金事務所に資格喪失日の事後訂正の届出を行ったが、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された人事異動辞令簿及び厚生年金基金加入員台帳から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和43年11月1日に同社B工場から同社C工場に異動）、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人は、「A社C工場で勤務したことが無く、同社B工場からD社に異動した。」と供述している。このことについて、適用事業所名簿によると、D社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和44年3月1日であることが確認できることから、A社は、「D社が厚生年金保険の適用事業所

となる以前は、当社C工場で厚生年金保険に加入させていたことが考えられる。」と供述している。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B工場における昭和43年10月の厚生年金保険被保険者原票の定時決定に係る記録から、4万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年8月10日に申立期間についての資格喪失日訂正に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届を提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る昭和43年10月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B支社における資格取得日に係る記録を昭和57年4月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年4月26日から同年5月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に同社C支社から同社B支社への異動はあったが継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、申立人に係る在籍証明書及び人事記録により、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和57年4月26日に同社C支社から同社B支社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支社における昭和57年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人の資格取得日を昭和57年5月1日として届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和42年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月1日から同年12月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に関連会社のB社への出向はあったが継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、申立人に係る在籍証明書及び人事記録により、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和42年12月1日にA社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和42年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人の資格喪失日を昭和42年4月1日として届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月から同年11月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B研究所における資格喪失日に係る記録を昭和55年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年10月1日から同年11月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。異動はあったが、同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録、A社から提出された従業員カード、C企業年金基金から提出された加入者記録票、D健康保険組合から提出された被保険者資格喪失届及び申立人から提出された給与支給明細書により、申立人は、申立期間も同社に継続して勤務し（昭和55年11月1日に同社B研究所から同社E工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記給与支給明細書、加入者記録票及び被保険者資格喪失届の記録から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、資格喪失日を誤って届けたため納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成18年12月6日は30万円、19年3月15日は73万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月6日
② 平成19年3月15日

厚生年金保険の記録では、A事務所に勤務した期間のうち申立期間の標準賞与額の記録が無い。申立期間の賞与明細書を提出するので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与明細書により、申立人は、平成18年12月6日及び19年3月15日にA事務所から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定又は改定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成18年12月6日は30万円、19年3月15日は73万3,000円とすることが妥当である。

なお、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から回答は無いが、A事務所における同日の標準賞

与額に係る申立てにおいて、当委員会の意見により既に同事務所の従業員 8 名の記録が訂正されているところ、当該訂正事例においては、事業主は届出の誤りにより保険料を納付していないことを認めていることから、申立人についてのみ届出を行い保険料を納付したとは考え難く、事業主は、社会保険事務所（当時）に対して申立人の申立期間の賞与額に係る届出を行っておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、平成15年12月3日の標準賞与額に係る記録を49万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月3日

A社（現在は、B社）における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。申立期間の賞与・継続手当明細表を提出するので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された賞与・継続手当明細表により、申立人は、平成15年12月3日にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与・継続手当明細表において確認できる厚生年金保険料控除額から、49万3,000円とすることが妥当である。

なお、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立人の当該標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、事業主は、「フロッピーディスクにより当該賞与支払届を各事業所別に管轄の複数の社会保険事務所へ間違いなく届け出た。」と回答しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、平成15年12月3日の標準賞与額に係る記録を29万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月3日

A社（現在は、B社）における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。申立期間の賞与・継続手当明細表を提出するので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された賞与・継続手当明細表により、申立人は、平成15年12月3日にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与・継続手当明細表において確認できる厚生年金保険料控除額から、29万3,000円とすることが妥当である。

なお、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立人の当該標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、事業主は、「フロッピーディスクにより当該賞与支払届を各事業所別に管轄の複数の社会保険事務所へ間違いなく届け出た。」と回答しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、平成15年12月3日の標準賞与額に係る記録を48万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月3日

A社（現在は、B社）における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。申立期間の賞与・継続手当明細表を提出するので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された賞与・継続手当明細表により、申立人は、平成15年12月3日にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与・継続手当明細表において確認できる厚生年金保険料控除額から、48万5,000円とすることが妥当である。

なお、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立人の当該標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、事業主は、「フロッピーディスクにより当該賞与支払届を各事業所別に管轄の複数の社会保険事務所へ間違いなく届け出た。」と回答しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、平成15年12月3日の標準賞与額に係る記録を76万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月3日

A社（現在は、B社）における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。申立期間の賞与・継続手当明細表を提出するので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された賞与・継続手当明細表により、申立人は、平成15年12月3日にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与・継続手当明細表において確認できる厚生年金保険料控除額から、76万4,000円とすることが妥当である。

なお、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立人の当該標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、事業主は、「フロッピーディスクにより当該賞与支払届を各事業所別に管轄の複数の社会保険事務所へ間違いなく届け出た。」と回答しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を 59 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 4 月 1 日から 13 年 2 月 26 日まで
ねんきん特別便によると、A社に勤務した申立期間の標準報酬月額が、実際に支給されていた給与及び控除されていた保険料に見合う標準報酬月額よりも低く記録されている。一部期間の給料明細書を提出するので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における標準報酬月額は、当初、平成 12 年 4 月から同年 9 月までは 59 万円と記録されていたところ、同年 10 月 6 日付けで 47 万円に遡って減額訂正が行われている上、申立人と同様に標準報酬月額が減額された者が 6 人確認できる。

しかしながら、平成 12 年 4 月から同年 8 月までの給料明細書により、申立人が申立期間の一部において、その主張する標準報酬月額（59 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが確認できる。

また、A社の事業主は、当時の社会保険の手続について、自身が担当しており、社会保険料の滞納があったとしているところ、同僚も社会保険料の滞納と給与の遅配があったとしている。

これらを総合的に判断すると、平成 12 年 10 月 6 日付けで行われた訂正処理は事実上即したものと考えるが、社会保険事務所が行った当該訂正処理に合理的な理由は見当たらず、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、申立人の申立期間のうち、同年 4 月から同年 9 月までの標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届けた、59 万円に訂正することが必要である。

また、上記減額訂正が行われた後の標準報酬月額については、オンライン記録による

と、平成12年10月の定時決定により47万円と記録されているが、当該定時決定に係る事務処理は、上記減額訂正が行われた同年10月6日の直後の同年10月16日に行われたことが確認できる。

さらに、申立人より提出された平成13年2月26日付けの60歳到達時等賃金日額登録通知書から、12年10月から13年2月26日までの期間において、その主張する標準報酬月額(59万円)に見合う報酬月額が支給されていたことがうかがえる。

このことから、平成12年10月から13年1月までの期間に係る標準報酬月額の記録については、有効な記録訂正とは認められない上記減額訂正に連動してなされた処理の結果であると考えるのが相当である。

これらの事実を総合的に判断すると、当該期間に係る標準報酬月額については、申立人のA社における上記訂正後の平成12年9月の記録から、59万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人のA渉外労務管理事務所における資格喪失日は、昭和26年4月10日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額は、8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年11月3日から26年4月10日まで

B社(A渉外労務管理事務所)に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。昭和26年に大学2年に編入するまで同社に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録及びA渉外労務管理事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の厚生年金保険の資格喪失日は昭和24年11月3日と記録されている。

しかし、C事務所長の回答書及び同事務所から提出された厚生年金保険個人別台帳には、申立人の厚生年金保険の資格喪失年月日は昭和26年4月10日と記録されており、申立人が申立期間にA渉外労務管理事務所勤務していたことが認められる。

また、その後、再度A渉外労務管理事務所勤務しているが、その当時の上記被保険者名簿と上記個人別台帳の記録は一致している。

さらに、上記被保険者名簿及び上記個人別台帳によると、申立人と同姓同名の従業員が、申立人と同日の昭和24年11月3日に資格喪失していることが確認できるところ、申立人及び申立人と同姓同名の従業員の二人が、同日に退職したとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人が昭和26年4月10日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所(当時)に対して行ったものと認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、申立人のA渉外労務管理事務所における昭和24年10月の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、平成4年10月から5年7月までを47万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年10月1日から5年8月1日まで
ねんきん定期便によると、A社に勤務していた期間のうち、B営業所長であった申立期間の標準報酬月額が17万円と記録されているが、実際に給与から控除されていた厚生年金保険料は標準報酬月額47万円に相当する額である。給与明細書を提出するので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、申立人が提出した申立期間の給与明細書において確認できる保険料控除額から、47万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成14年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和49年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成14年3月31日から同年4月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間にグループ会社間の異動はあったが、継続して勤務し、保険料も従来どおり控除されていたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社から提出された賃金台帳及び「社員台帳2」から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（平成14年4月1日に同社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、上記賃金台帳における報酬月額から、30万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を平成14年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪

失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後、納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額については、当該期間のうち平成15年4月は30万円、同年6月は34万円に訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間①における標準報酬月額の記録は、事後訂正の結果、当該期間のうち平成15年9月から16年8月までは32万円、同年9月から17年8月までは34万円、同年9月から18年8月までは36万円、同年9月から20年2月までは38万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額はそれぞれ訂正前の26万円とされているが、申立人は、申立期間①のうち、18年5月から20年2月までについて、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を、18年5月から19年8月までは34万円、同年9月から20年2月までは32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

さらに、申立人の申立期間②に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、特例法に基づき、申立人の当該期間における標準賞与額に係る記録を37万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年11月20日から20年3月1日まで
② 平成18年12月5日

A法人に勤務した期間のうち、申立期間①の厚生年金保険の標準報酬月額が、保険料控除額に見合う標準報酬月額と相違し、また、申立期間②の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同法人は、事後訂正の届出を行ったが、各申立期間の訂正後の記

録は給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、申立人は、標準報酬月額の変動について申し立てしているところ、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①の標準報酬月額については、当該期間のうち平成15年4月及び同年6月は、申立人が保管している給与支給明細書において確認できる報酬月額及び保険料控除額から、同年4月は30万円、同年6月は34万円とすることが妥当である。また、申立期間①のうち、18年5月から20年2月までの期間の標準報酬月額については、上記給与支給明細書及び事業主が提出した貸金台帳において確認できる保険料控除額から、18年5月から19年8月までは34万円、同年9月から20年2月までは32万円とすることが妥当である。

なお、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の当該期間に係る報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に誤って提出したことを認めており、当該期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成14年11月から15年3月までの期間、同年5月及び同年7月から18年4月までの期間に係る標準報酬月額については、給与支給明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録で確認できる標準報酬月額と一致あるいは低額であり、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

- 2 申立期間②について、賞与支給明細書により、申立人は、平成18年12月5日に、A法人から賞与の支払を受け、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間②の標準賞与額については、賞与支給明細書における保険料控除額から、37万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が当該期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本部における資格喪失日に係る記録を昭和41年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年5月27日から同年6月1日まで

A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い。申立期間に支店間の異動はあったが、厚生年金保険料は控除されていたので、被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社から提出された申立人に係る異動歴から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和41年6月1日に同社本部から同社B支部に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本部における昭和41年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当時の資料が無いことから不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社B工場における厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が平成3年7月1日、資格喪失日が12年4月21日とされ、当該期間のうち3年7月1日から同年11月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

しかし、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を平成3年7月1日とし、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年7月1日から同年11月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社は事後訂正の届出を行ったが、申立期間は年金額の計算の基礎とならない期間となっているので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社から提出のあった従業員台帳及び個人別給与台帳から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（平成3年7月1日に同社本社から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、個人別給与台帳において確認できる保険料控除額から、16万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社B工場における厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が平成3年7月21日、資格喪失日が7年12月1日とされ、当該期間のうち、3年7月21日から同年11月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

しかし、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を平成3年7月21日とし、当該期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額の記録については、平成3年11月から4年8月までは30万円、同年9月は32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年7月21日から同年11月1日まで
② 平成3年11月1日から4年10月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①の厚生年金保険の加入記録が無い。事後訂正により加入記録は訂正されたものの、年金額の計算の基礎とならない期間となっているので、給付されるよう記録を訂正してほしい。また、同社における申立期間②の厚生年金保険の標準報酬月額が、給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違しているため、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の加入記録、A社から提出のあった従業員台帳及び個

人別給与台帳から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（平成3年7月21日に同社C工場から同社B工場に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、個人別給与台帳において確認できる保険料控除額から、30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、当該期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

次に、申立期間②について、個人別給与台帳により、申立人は、当該期間にオンライン記録において確認できる標準報酬月額（28万円）を超える標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、個人別給与台帳において確認できる保険料控除額から、平成3年11月から4年8月までは30万円、同年9月は32万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の資料が無く不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、個人別給与台帳で確認できる保険料控除額に見合う報酬月額の届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（32 万円）であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を 32 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 10 月 1 日から 14 年 10 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額と相違している。申立期間の給与支払明細書を提出するので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間の標準報酬月額は 15 万円と記録されているところ、健康保険組合の加入記録、給与支払明細書において確認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（32 万円）であることが確認できる。

また、A社は、「申立期間当時、社会保険事務所及び健康保険組合への届出は、複写式の様式であったか確認できない。」としているが、同社が加入する健康保険組合は、「申立期間当時から届出は複写式の様式を使用している。」と回答しており、本件において、届出書が複写式でなかったとする特段の事情も認められないことから、事業主は、当該健康保険組合に提出されたものと同じのものを社会保険事務所に届け出ているものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立期間について、事業主は、申立人が主張する標準報酬月額（32 万円）に係る届出を社会保険事務所に対して行ったと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）本社における資格取得日に係る記録を昭和20年10月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を120円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年10月15日から21年4月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に同社C工場から同社本社に異動はあったが、関連会社を含め、A社には定年まで継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の従業員の供述から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（A社C工場から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間の異動日については、申立人及び複数の従業員の供述から判断して、昭和20年10月15日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本社における昭和21年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、120円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 44 年 4 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を、また、48 年 12 月 1 日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったと認められることから、申立期間の被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和 44 年 4 月から 45 年 6 月までは 2 万 4,000 円、同年 7 月から 46 年 7 月までは 3 万 9,000 円、同年 8 月から 47 年 7 月までは 4 万 8,000 円、同年 8 月から 48 年 7 月までは 5 万 6,000 円、同年 8 月から同年 11 月までは 6 万 8,000 円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 4 月 1 日から 48 年 12 月 1 日まで
A 社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間は同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出のあった「職員略歴カード ㊦」、企業年金連合会から提出された A 社厚生年金基金加入員台帳及び「中脱記録照会（回答）」により、申立人は、申立期間に同社に勤務していたことが認められる。

一方、A 社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人は同社において昭和 44 年 4 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年 10 月から 48 年 8 月まで標準報酬月額の定時決定及び随時改定が記録されているところ、資格喪失日に係る記録が無いため、当該記録は申立人の基礎年金番号に統合されていない。

しかし、上記の A 社厚生年金基金加入員台帳及び「中脱記録照会（回答）」には、上記被保険者名簿と同様に申立人の標準報酬月額の定時決定及び随時改定が記録された上、資格喪失日が昭和 48 年 12 月 1 日と記載されていることから、社会保険事務所における申立人に係る厚生年金保険の記録管理は十分に行われていなかったものと認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 44 年 4 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を、また、48 年 12 月 1 日に資格を喪失した旨の

届出を社会保険事務所に対して行ったと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記被保険者名簿、A社厚生年金基金加入員台帳及び「中脱記録照会（回答）」の記録から、昭和44年4月から45年6月までは2万4,000円、同年7月から46年7月までは3万9,000円、同年8月から47年7月までは4万8,000円、同年8月から48年7月までは5万6,000円、同年8月から同年11月までは6万8,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和36年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月1日から同年5月12日まで

A社で勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同期入社
の同僚が、第三者委員会に申立てを行い、記録が訂正されたことを聞いたので、自分
も申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、社員台帳及び健康保険組合の加入記録により、申立人がA社に
昭和36年4月1日から勤務していたことが認められる。

また、B社は、同社では、入社時から社会保険に加入させる取扱いをしており、健康
保険組合のみに加入させることは無く、申立人についても入社月である昭和36年4月
分から厚生年金保険料を控除していたはずである旨供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主
により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和36年
5月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申
立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を行っていないことを認めており、その
結果、社会保険事務所は申立人に係る昭和36年4月の保険料について納入の告知を行
っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行して
いないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和22年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を600円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年4月1日から同年5月24日まで
A社に勤務した期間のうち申立期間の加入記録が無い。同社には昭和22年4月1日から勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管する社員台帳から判断すると、申立人がA社に昭和22年4月1日から勤務していたことが認められる。

また、B社は、同社においては、入社時から社会保険に加入させる取扱いをしており、申立人の配属されたA社C支店が、他の支店と異なった取扱いをしていたとは考え難く、申立人についても、入社月である昭和22年4月分から厚生年金保険料を控除していたはずである旨供述している。

さらに、申立人と同年代でA社の他の支店に昭和22年4月1日付けで入社した複数の従業員の厚生年金保険の被保険者資格取得日は、オンライン記録によると、入社日と同日である同年4月1日と記録されていることが確認でき、B社の供述と符合する。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和22年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、600円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事

業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を 53 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年8月1日から6年4月1日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬額に見合う標準報酬額より低い。申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における標準報酬月額は、当初、平成3年8月から5年8月までの期間は 53 万円と記録されていたところ、同年9月3日付けで、8万円に遡って減額訂正されている上、申立人と同様に標準報酬月額が同日付けで減額訂正された者が二人確認できる。

一方、上記減額訂正処理について、A社の元代表取締役は、当時、社会保険事務所（当時）に滞納保険料のことについて呼び出され、給与額を遡って減額すれば、保険料の支払負担が少なく済むと指導され、その場で修正した旨供述している。

また、A社に係る商業登記簿謄本では、申立人は同社の取締役であったことが確認できるが、上記元代表取締役は、「申立人は、社会保険処理手続についての権限は無かった。」と供述していることから、申立人は当該標準報酬月額の減額訂正処理に関与していないと判断できる。

これらを総合的に判断すると、平成5年9月3日付けで行われた標準報酬月額を遡って減額訂正する処理は事実には即したものと考えるが、社会保険事務所が行った当該遡及訂正処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の3年8月から5年9月までの標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 53 万円に訂正することが必要である。

他方、上記減額訂正処理が行われた後の標準報酬月額については、オンライン記録によると、平成5年10月の定時決定により8万円と記録されているが、当該定時決定に

係る事務処理は、上記減額訂正が行われた同年9月3日の直後の同年9月6日に行われたことが確認できる。

また、事業主は、当時、滞納保険料があり、社会保険事務所からの指導により、標準報酬月額について、実際の報酬額より低額の届出を行った旨供述している。

このことから、申立期間のうち、平成5年10月から6年3月までの期間に係る標準報酬月額の記録については、有効な記録訂正とは認められない5年9月3日付けで行われた上記減額訂正に連動してなされた処理の結果であると考えるのが相当であり、同年10月の定時決定に係る処理は、有効なものであったとは認め難い。

これらの事実を総合的に判断すると、当該期間に係る標準報酬月額については53万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を53万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年7月1日から同年9月1日まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、保険料控除額に見合う標準報酬月額より低く記録されている。源泉徴収票と帳簿を提出するので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

源泉徴収票、申立人の妻が作成した月別帳簿額合計表及びA社から提出のあった給与台帳により、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（53万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の報酬月額に係る届出を誤ったことを認めており、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

東京厚生年金 事案 14776 (事案 874 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 55 年 8 月 31 日から同年 9 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社（現在は、B 社）における資格喪失日に係る記録を同年 9 月 1 日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を 22 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 8 月 31 日から同年 9 月 1 日まで
② 昭和 56 年 10 月 1 日から同年 11 月 1 日まで

A 社に勤務した期間のうち、申立期間①の厚生年金保険の加入記録が無い。当該期間中、同社には継続して勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間①について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

また、前回、C 社に勤務した期間のうちの昭和 56 年 3 月 31 日から同年 10 月 1 日までの期間及び D 社に勤務した期間のうちの同年 10 月 1 日から同年 11 月 1 日までの期間について厚生年金保険の加入記録が無い旨を第三者委員会に申し立てたところ、同委員会から、C 社に勤務した期間のうちの同年 3 月 31 日から同年 10 月 1 日までの期間については記録訂正が認められたが、D 社に勤務した期間のうちの同年 10 月 1 日から同年 11 月 1 日までの期間については、同社が厚生年金保険の適用事業所ではない上、当該期間における給与振込の記録が確認できないなどの理由により、記録訂正を行うことができないとの通知があった。

しかしながら、D 社に勤務した期間のうちの申立期間②については、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずであり、審議結果に納得できないため、新たな資料や情報は無いが、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、雇用保険の加入記録及び A 社の複数の元従業員の供述から判断すると、申立人は、当該期間において同社に継続して勤務していたことが認められる。

そして、申立人から提出のあった預金通帳によると、申立期間①及びその前後の期間における給与振込の記録（給与振込会社名は、A 社の自動車整備部門である「C 社」）が確認できる上、振込額は当該期間の前後でほぼ同額となっている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和 55 年 7 月のオンライン記録から、22 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和 55 年 9 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年 8 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 8 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間①の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②に係る申立てについては、D社は当該期間において厚生年金保険の適用事業所でない上、申立人から提出のあった預金通帳によると、当該期間の給与振込の記録が確認できないなど、申立人が当該期間において保険料を控除されていたことを認めることができないとして、既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 11 月 12 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、前回の審議結果は納得がいかないとして、再申立てを行っている。

しかしながら、D社の当時の代表者は既に死亡しており、社会保険担当者は所在不明であることから、同社における申立人の申立期間②に係る厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

そこで、D社に係る厚生年金保険被保険者原票から、複数の元従業員に照会したが、元従業員から提出のあった預金通帳において申立人と同様に申立期間②における給与振込の記録が確認できないなど、当該期間において申立人が厚生年金保険被保険者として保険料控除されていたことは確認することができなかった。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらのことから、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらず、申立人は、厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果、32万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の24万円とされているが、申立人は、申立期間について、32万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：男
基礎年金番号：
生年月日：昭和15年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：平成19年11月1日から20年8月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は既に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、オンライン記録によると、当初24万円と記録されていたが、申立期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成22年9月に24万円から32万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正届に基づく標準報酬月額（32万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（24万円）となっている。

しかしながら、申立人に係るA社の給与明細書によると、申立期間について32万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていること、また、申立期間における報酬月額に見合う標準報酬月額は平成19年11月は41万円、同年12月は34万円、20年1月は38万円、同年2月は41万円、同年3月は47万円、同年4月は36万円、

同年5月及び同年6月は44万円、同年7月は47万円であることが確認できる。

また、特例法に基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立期間に係る給与明細書から、32万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時の事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の<転勤前事業所名> (別添一覧表参照)に係る被保険者記録は、資格取得日が<転勤前事業所資格取得日> (別添一覧表参照)、資格喪失日が48年3月1日とされ、当該期間のうち<申立期間(自)> (別添一覧表参照)から<申立期間(至)> (別添一覧表参照)までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の<転勤前事業所名> (別添一覧表参照)に係る資格喪失日を昭和48年3月1日とし、申立期間の標準報酬月額を<標準報酬月額> (別添一覧表参照)とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間： <申立期間(自)> (別添一覧表参照)から<申立期間(至)> (別添一覧表参照)まで

A社における厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間の加入記録が無い。同社は既に訂正の届出を行ったが、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びA社から提出された人事記録等から判断すると、申立人は、グループ会社に継続して勤務し(<異動発令日> (別添一覧表参照)に<転勤前事業所名> (別添一覧表参照)からC社(現在は、D社)に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、事業所別被保険者名簿から、C社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和48年3月1日であり、申立期間は適用事業所となっていない。

このことについて、A社は、C社が適用事業所となる昭和 48 年 3 月 1 日まで、申立人を<転勤前事業所名>（別添一覧表参照）において、厚生年金保険に加入させるべきところを、誤って<申立期間（自）>（別添一覧表参照）に被保険者資格を喪失させたことを認め、資格喪失日を 48 年 3 月 1 日に訂正する届出を行っている。

これらのことから、申立人は、申立期間については、<転勤前事業所名>（別添一覧表参照）において厚生年金保険の被保険者資格を有していたものと認めることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の<転勤前事業所名>（別添一覧表参照）における<転勤前事業所訂正前資格喪失月>（別添一覧表参照）の事業所別被保険者名簿の記録から、<標準報酬月額>（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

（注） 同一事業主に係る同種の案件 8 件（別添一覧表参照）

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間(自)	申立期間(至)	転勤前事業所名	転勤後事業所名	標準報酬月額	転勤前事業所資格取得日	異動発令日	転勤前事業所訂正前資格喪失月
14779	男(死亡)		昭和17年生		昭和47年12月2日	昭和48年3月1日	A社	C社	11万 円	昭和41年8月21日	昭和47年12月1日	昭和47年11月
14780	男(死亡)		昭和22年生		昭和48年2月2日	昭和48年3月1日	A社	C社	7万 6,000円	昭和44年3月31日	昭和48年2月1日	昭和48年1月
14781	男		昭和22年生		昭和48年2月2日	昭和48年3月1日	A社B工場	C社	7万 6,000円	昭和45年3月30日	昭和48年2月1日	昭和48年1月
14782	男		昭和22年生		昭和48年2月2日	昭和48年3月1日	A社B工場	C社	7万 2,000円	昭和47年3月10日	昭和48年2月1日	昭和48年1月
14783	男		昭和24年生		昭和48年2月2日	昭和48年3月1日	A社B工場	C社	6万 4,000円	昭和47年4月3日	昭和48年2月1日	昭和48年1月
14784	男		大正12年生		昭和48年2月22日	昭和48年3月1日	A社B工場	C社	13万 4,000円	昭和20年9月21日	昭和48年2月21日	昭和48年1月
14785	男(死亡)		大正13年生		昭和48年2月22日	昭和48年3月1日	A社B工場	C社	13万 4,000円	昭和42年12月21日	昭和48年2月21日	昭和48年1月
14786	男		昭和9年生		昭和48年2月22日	昭和48年3月1日	A社B工場	C社	13万 4,000円	昭和28年3月21日	昭和48年2月21日	昭和48年1月

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果、62万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の28万円とされている。

しかしながら、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（62万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準報酬月額に係る記録を62万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年10月1日から18年9月1日まで

A社に勤務している期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬月額に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に事後訂正の届出を行ったが、申立期間の厚生年金保険料は時効により納付できず、訂正後の標準報酬月額の記録は年金給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された給与明細書によると、申立人は、その主張する標準報酬月額（62万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①のうち、平成18年6月1日から19年7月1日までの期間の標準報酬月額に係る記録は、事後訂正の結果、18年6月から同年8月までは19万円、同年9月から19年6月までは20万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、それぞれ訂正前の18年6月から同年8月までは11万円、同年9月から19年6月までは15万円とされている。

しかしながら、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、当該期間の標準報酬月額に係る記録を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間②について、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を3万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

さらに、申立期間③、④及び⑤について、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間③は8万円、申立期間④は14万円、申立期間⑤は19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年2月1日から19年7月1日まで
② 平成17年8月10日
③ 平成17年12月15日
④ 平成18年8月10日
⑤ 平成18年12月5日

A社に勤務している期間のうち、申立期間①の厚生年金保険の標準報酬月額が低いことが分かり、同社に相談したところ、同社は事後訂正の届出を行った。しかしながら、記録訂正された期間については、年金額の給付には反映されない記録となっている。また、申立期間②の標準賞与額が低く、申立期間③、④及び⑤の標準賞与額の記録が無い。

給与明細書及び賞与明細書を提出するので、申立期間の標準報酬月額及び標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立期間①のうち、平成18年6月から19年6月までの期間の標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書及びA社から提出された「年間賃金台帳（項目別）」の厚生年金保険料控除額から、18万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の当該期間に係る報酬月額の届出を誤って提出し、当該期間の厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成17年2月から18年5月までの期間の標準報酬月額について、上記の給与明細書及び「年間賃金台帳（項目別）」から、報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額より高いことが確認できるものの、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致又は低いことから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

- 2 申立期間②について、オンライン記録の標準賞与額は2万円と記録されているところ、A社から提出された「年間賃金台帳（項目別）」から、申立人は、当該期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準賞与額については、「年間賃金台帳（項目別）」において確認できる保険料控除額及び賞与額から、3万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を誤ったことを認めており、当該期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

- 3 申立期間③、④及び⑤について、申立人から提出された賞与明細書及びA社から

提出された「年間賃金台帳（項目別）」から、申立人は、申立期間③、④及び⑤において、賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間③、④及び⑤の標準賞与額については、賞与明細書及び「年間賃金台帳（項目別）」において確認できる保険料控除額及び賞与額から、申立期間③は8万円、申立期間④は14万円、申立期間⑤は19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を提出しておらず、当該期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったとことが認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を 53 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年1月1日から5年2月1日まで

A社に勤務していた期間のうち申立期間の標準報酬月額が、それ以前の標準報酬月額よりも低くなっている。給与明細書等の資料は見つからないが、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成5年2月1日より後の同年9月7日付けで、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、53万円から41万円に遡って減額訂正されていることが確認できる。

一方、A社の従業員の一は、「申立人は、申立期間当時、終日美容師として勤務していた。」と供述していることから、申立人が上記の訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る遡及訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 53 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B出張所における資格取得日に係る記録を昭和27年9月10日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和8年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和27年9月10日から同年10月1日まで
ねんきん特別便を確認したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間について加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間は、同社において、C地区からB地区への異動があったが、同社には、平成5年9月に退職するまで継続して勤務していたので、当該期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、申立人から提出された在職証明書、A社から提出された従業員詳細情報及び同僚の供述から、申立人が同社に継続して勤務し（同社C工場から同社B出張所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間に係る異動日については、申立人は、「自分は同僚より後にA社B出張所に転勤した。」と供述しているところ、当該同僚の異動前の事業所における資格喪失日は昭和27年8月26日であることから、同年9月10日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B出張所における昭和27年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認で

きる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、平成9年6月から10年12月までは24万円、11年1月から12年12月までは32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年6月1日から13年1月1日まで
ねんきん定期便を見て、A社に勤務した期間のうち申立期間の標準報酬月額が実際の報酬額より低いことが分かった。

しかし、給与支給明細書及び源泉徴収票により申立期間の保険料控除額を証明できるので、標準報酬月額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する給与支給明細書、源泉徴収票及び特別徴収税額の通知書の写しから、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、給与支給明細書等の写しにおいて確認できる保険料控除額から、平成9年6月から10年12月までは24万円、11年1月から12年12月までは32万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主の親族でA社の元役員は、事業主がオンライン記録どおりに報酬月額の届出を行ったことを認

めており、また、同社が加入するB厚生年金基金における記録もオンライン記録と一致していることから、事業主は、給与支給明細書等で確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年10月1日から14年10月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額より低い。申立期間当時は、標準報酬月額24万円に基づく厚生年金保険料を控除され、給与も約25万円から28万円支給されており、そのことが分かる支給明細書を提出するので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、支給明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、24万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、届け出た報酬月額に基づく保険料を納付したとしていることから、申立人の支給明細書の厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、34万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：男
基礎年金番号：
生年月日：昭和17年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：平成10年5月1日から同年7月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額より低い。申立期間当時に、標準報酬月額34万円に基づく厚生年金保険料を控除されていたことが分かる給与明細を提出するので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、給与明細において確認できる厚生年金保険料控除額から、34万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、届け出た報酬月額に基づく保険料を納付したとしていることから、申立人の給与明細の保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年10月から50年9月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認めることはできない。また、50年10月から54年3月までの期間及び61年1月から同年3月までの期間の付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年10月から50年9月まで
② 昭和50年10月から54年3月まで
③ 昭和61年1月から同年3月まで

私は、20歳になった時点で、国民年金に加入し、口座振替で付加保険料を含む国民年金保険料を納付していた。申立期間①の付加保険料を含む国民年金保険料と申立期間②及び③の付加保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人の国民年金手帳の記号番号は当該期間後の昭和51年12月頃に払い出されており、当該払出時点では、当該期間のうち49年9月までの期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、その後の49年10月以降の期間の保険料については、過年度保険料となるため、付加保険料を納付することができないこと、申立人は、手帳記号番号払出時に交付されたとみられる年金手帳1冊のみを現在所持し、ほかに手帳を受け取った記憶は無いとしており、当該期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②については、申立人が所持する年金手帳の記録欄に「所得比例 54年4月から」と記載され、申立人は、昭和54年4月から付加保険料の納付を開始することとしたことが確認でき、当該期間は付加保険料の納付を申し出る前の期間であることなど、申立人が当該期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当

たらない。

申立期間③については、付加保険料の納付の申出日は当該期間後の昭和 61 年 4 月 16 日であることがオンライン記録から確認できること、当該期間の定額保険料は 61 年 8 月 22 日に過年度納付していることがオンライン記録から確認でき、当該納付時点で当該期間の付加保険料を遡って納付することができないことなど、申立人が当該期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間①の国民年金保険料については、付加保険料を含め納付していたものと認めることはできない。また、申立期間②及び③の付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年2月から49年3月までの期間及び51年4月から52年3月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年2月から49年3月まで
② 昭和51年4月から52年3月まで

私の妻は、昭和45年12月の婚姻後、夫婦の国民年金の加入手続と同時に国民年金保険料の免除の申請を行い、その後数年間、免除申請手続を毎年行ってくれていた。申立期間の保険料が免除とされていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び免除申請手続に関与しておらず、申立人の加入手続及び免除申請手続を行ったとする申立人の妻は、加入手続の時期、免除申請手続の回数及び時期に関する記憶が曖昧である。

また、妻は、昭和45年12月の婚姻後に、夫婦の加入手続及び免除申請手続を行ったと説明しているものの、申立人及びその妻の国民年金手帳の記号番号は47年12月に連番で払い出されていることが確認でき、当該払出時点では、申立期間①のうち47年9月以前の保険料に係る免除を申請することはできない。

さらに、妻は、申立期間①のうち厚生年金保険加入期間6か月を除く56か月及び申立期間②の保険料が未納となっているなど、申立人が申立期間の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立期間当時、申立人が当時居住していた区及び所轄社会保険事務所（当時）において、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出された記録は無く、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月から47年3月まで

私は、実家が販売業を営んでいたため、学校卒業後は兄、姉と同様に家業を手伝っていた。私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた両親は亡くなったため、当時の納付状況等は確認できないが、兄と姉は申立期間の保険料が納付済みとなっている。私だけ申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の両親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続を行い、保険料を納付していたとする両親から納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人は、申立期間当時、自身の国民年金事務を事業団に委託しており、当該事業団が管理する申立人の国民年金被保険者台帳には、「委託年月日 昭和47年2月29日、徴収開始年月 昭和47年4月ヨリ」と記載されている上、国民年金手帳の記号番号が申立人と連番で払い出され、申立人と同様に国民年金事務を当該事業団に委託していた申立人の義姉も、同被保険者台帳に、申立人と同じ委託年月日及び徴収開始年月の記載があり、厚生年金保険加入期間を除き47年3月までの申立期間の保険料が未納となっている。

さらに、申立人が居住する区及び所轄社会保険事務所（当時）において、申立期間当時、申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出された記録は無く、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年9月から50年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年9月から50年12月まで
私は、会社退職後の昭和48年10月頃、区役所で国民年金に加入し、郵送で送られてきた納付書により区役所で国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、会社を退職した旨を申し出て国民年金に加入したと説明するが、申立人の所持する年金手帳には20歳到達日の資格取得年月日のみが記載されており、会社退職に係る資格取得年月日の記載は無い。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和51年9月に払い出されていることが確認でき、当該払出時点では、申立期間のうち48年9月から49年6月までの期間は、時効により保険料を納付することができない期間であり、申立人は保険料を遡って納付した記憶が無いと説明しているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人が居住する区及び所轄社会保険事務所（当時）において、申立期間当時、申立人に対して、手帳記号番号が払い出された記録は無く、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 9932(事案 5413 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年11月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年11月から41年3月まで
私は、離婚後、国民年金に加入し、未納期間の国民年金保険料を納付するよう知らせが届いたので、納付できる分を全てまとめて納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、保険料の納付時期、納付額等の納付状況に関する記憶が曖昧であるなどとして、既に当委員会の決定に基づく平成21年9月2日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人からは新たな資料の提出は無く、申立人は、前回の申立てでは、納付しなければならない金額を計算してもらって保険料を納付したと説明し、今回の申立てでは、未納期間の保険料を全て納付したと説明しているが、納付した金額に関する記憶は曖昧である。また、オンライン記録、年度別納付状況リスト及び附則18条納付者リストにより、申立人は、第2回特例納付によって受給資格期間を満たすよう保険料を遡って納付していることが確認できるものの、申立人が申立期間を含めて全ての保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情は見当たらず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から同年9月までの期間及び47年6月から49年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年4月から同年9月まで
② 昭和47年6月から49年12月まで

私の妻は、婚姻した昭和48年10月頃に、私の国民年金の加入手続を行い、区役所職員から私の国民年金保険料は5年間遡って納付できると説明を受けたので、遡るだけ遡って5万円くらいの保険料を納付した。その後も妻が定期的に保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、妻が5年間遡って保険料を納付したとする昭和48年10月頃は特例納付実施時期ではないため、制度上、保険料を2年の時効期間を超えて遡って納付することはできない上、申立人が説明する納付額は、当該時点で、時効期間内の保険料を過年度納付した場合の金額と大きく異なる。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和50年7月は、第2回特例納付実施期間ではあるものの、申立人及びその妻は、特例納付という言葉聞いたことがないと説明しており、申立期間①直前の厚生年金保険加入期間及び申立期間①と申立期間②との間の厚生年金保険加入期間は、平成11年11月に記録統合されるまで全て国民年金の未納期間とされていたものと考えられること、申立期間②については、一緒に保険料を納付していたとする妻も、婚姻後から昭和49年12月までの保険料が未納となっていることなど、申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人が所持する年金手帳は、昭和49年11月以降に全国的に発行された年金手帳であり、申立人は、当該年金手帳以外の年金手帳を所持した記憶が無い上、申立期間当時、申立人が居住していた区及び所轄社会保険事務所（当時）において、申立人

に対して、手帳記号番号が払い出された記録は無く、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年8月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年8月から48年3月まで

私は、長女が生まれることが分かった頃に、区役所で国民健康保険に加入するとともに、国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を国民健康保険料と一緒に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間の保険料の納付頻度、納付場所及び納付金額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和48年11月に払い出されていることが確認でき、申立人は保険料を遡って納付した記憶が無いと説明している上、当該払出時点では、申立期間のうち46年9月以前は、時効により、保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は現在所持する年金手帳以外の年金手帳を所持していた記憶が無く、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年10月から43年3月までの期間及び45年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年10月から43年3月まで
② 昭和45年5月

父は、私が20歳になった昭和41年*月に、私の国民年金の加入手続を行い、私が婚姻するまで国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和51年11月時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である上、オンライン記録によると、申立期間に係る資格記録は平成11年8月3日に記録追加されていることが確認でき、当該記録追加時点まで、申立期間は未加入期間であったため、制度上、保険料を納付することができない期間であるなど、父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間当時、申立人が居住していた市及び所轄社会保険事務所（当時）において、申立人に対して、手帳記号番号が払い出された記録は無く、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月から41年3月まで
私の夫は、自身の国民年金保険料と一緒に私の分も集金人に納付してくれていた。
申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の保険料を自身の保険料と一緒に集金人に納付していたとする夫の国民年金手帳の記号番号は婚姻前の昭和37年12月に払い出されており、申立期間の自身の保険料は夫婦が居住していた区の集金人を通じて現年度納付することは可能である一方、申立人が現在所持する国民年金手帳には41年7月30日発行と記載されていることから、申立期間後の保険料は夫婦一緒に集金人に納付することはできるものの、申立期間の保険料は過年度納付となるため区の集金人に申立人の保険料を納付することはできない。

また、申立人の手帳記号番号は、昭和41年2月以降に払い出されており、当該払出時点では申立期間の一部は時効により保険料を納付することができない期間であり、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 9 月から 5 年 12 月まで

私は、留学予定だった平成 4 年 9 月から 5 年 6 月までの期間の国民年金保険料の納付方法について、事前に市役所に相談し、後日郵送された納付書により留学予定期間の保険料を出国前の 4 年 9 月に金融機関で一括納付したことを鮮明に覚えている。

また、平成 5 年 6 月に帰国した後の保険料の納付方法については、はっきり覚えていないが、6 年 1 月に就職した際に 5 年 6 月からそれまでの保険料を納付していたことを会社の担当者に伝えたことを覚えているので、帰国してからも保険料を納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人には平成 9 年 1 月に厚生年金保険の記号番号が基礎年金番号として付番されていることが確認できるものの、申立期間当時に国民年金の手帳記号番号が払い出された記録は確認できない。その上、申立人の所持する年金手帳には国民年金の手帳記号番号の記載が無く、申立人は、「現在所持している年金手帳のほかに手帳を所持していた記憶は無い。」と述べており、申立期間当時に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。これらのことから、申立期間当時において、申立期間は、国民年金に加入していない期間であり、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、「平成 4 年 9 月から 5 年 6 月までの年度をまたいだ期間の保険料の納付書を市役所で交付してもらった。」と述べているが、制度上、年度をまたいだ納付書が市役所で発行されることは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料は無い。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は

見受けられない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 6 月から 52 年 3 月まで
私の父は、私が 20 歳になった昭和 48 年*月頃に私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時は大学生であり、申立期間は学生の強制加入制度が実施される平成 3 年 4 月より前の期間であることから、申立人は、当時の制度において任意加入手続を行うことにより国民年金に加入することができる。しかし、申立期間において申立人の国民年金の手帳記号番号が払い出されたことが確認できない上、オンライン記録によれば、当該期間は未加入期間となっていることから、申立期間は、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

加えて、申立人の父が、申立人の申立期間の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料が無い上、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び保険料を納付したとする申立人の父は既に死亡しているため、当時の加入手続及び保険料の納付の状況を確認することができない。

このほか、申立人の父が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見受けられない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月から 59 年 12 月まで
私が 20 歳になった昭和 58 年*月から国民年金保険料の納付書が自宅に届いていた。この納付書により、私は、昭和 59 年頃にそれまで未納だった保険料をまとめて納付し、その後は毎月納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「20 歳になった昭和 58 年*月から国民年金保険料の納付書が自宅に届いていた。この納付書により、私は、昭和 59 年頃にそれまで未納だった保険料をまとめて納付し、その後は毎月納付したはずである。」と主張している。

しかしながら、オンライン記録によれば、申立人の国民年金の手帳記号番号は、申立人が 20 歳になった昭和 58 年*月ではなく、61 年 7 月頃に払い出されていることが推認でき、当該払出しの時点より前に別の国民年金の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見受けられない。これらのことから、当該払出しの時点においては、申立期間の大部分の期間は、時効により保険料を納付することができない期間である。

また、オンライン記録によれば、申立期間直後の昭和 60 年 1 月から 61 年 3 月までの期間の保険料は、62 年 4 月 28 日に遡って納付されていることが確認でき、当該納付の時点においては、申立期間の保険料は時効により納付することができない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料は無い上、申立人は、一括納付したとする保険料の納付金額及び納付場所の記憶が曖昧である。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見受けられない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 4 月から 53 年 9 月まで

私は、一番初めの会社に勤めていた昭和 39 年から 48 年頃に、父から、「お前の国民年金保険料を納めている。」と一度言われて、200 円の領収書を見せてもらったことがある。このことから、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「一番初めの会社に勤めていた昭和 39 年から 48 年頃に、父から、『お前の国民年金保険料を納めている。』と一度言われて、200 円の領収書を見せてもらったことがある。」と主張している。

しかしながら、オンライン記録によれば、申立人の国民年金の手帳記号番号は、昭和 54 年 4 月頃に払い出されていることが推認でき、当該払出しの時点より前に別の手帳記号番号が払い出された事情はうかがえない。また、オンライン記録によれば、申立期間は国民年金の未加入期間として記録の管理が行われていることが確認できることから、申立期間は保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人の父が申立人の申立期間の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料は無い上、申立人は申立期間の保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付してくれていたとする父は死亡しているため、申立人の申立期間の保険料の納付の状況について確認することができない。

なお、申立期間のうち、昭和 43 年 4 月から 48 年 3 月までの期間、同年 5 月から 53 年 1 月までの期間、同年 3 月から同年 4 月までの期間及び同年 9 月は厚生年金保険に加入している期間であり、一般的には、当該期間に国民年金保険料が重複して納付されていたとは考え難い。

このほか、申立人の父が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見受けられない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から同年3月までの期間及び昭和49年7月から50年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年1月から同年3月まで
② 昭和49年7月から50年3月まで

私は、昭和48年4月頃に国民年金の加入手続を行い、転居するまで国民年金保険料を集金人に納付してきた。申立期間前後の保険料は納付しているのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は申立期間の保険料を集金人に納付したと主張しており、申立人が所持する国民年金手帳に貼付されている領収書では、申立期間①直前の昭和48年4月から同年12月までの期間の保険料を49年1月に、申立期間①直後の同年4月から同年6月までの期間の保険料を同年10月に、申立期間②直後の50年4月から51年3月までの期間の保険料を50年6月及び51年3月に納付していることが確認できるが、申立期間①及び②の領収書は年金手帳に貼付されておらず、申立人の国民年金被保険者名簿、特殊台帳及びオンライン記録でも同様に未納となっている。

また、申立期間①及び②の保険料は過年度納付することが可能であるものの、申立人は保険料を遡って納付した記憶は無いと説明しているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 7 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 7 月から 52 年 3 月まで
私は、国民年金に加入した際、未納となっていた加入前の国民年金保険料を遡って全額納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金に加入した際に未納となっていた保険料を遡って全額納付したと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和 54 年 5 月に払い出されているものの、申立人は遡って納付した保険料の納付額及び納付月数に関する記憶が曖昧である。

また、申立人は保険料を一括して納付したのは 1 回だけであると説明しており、申立人の手帳記号番号は昭和 54 年 5 月に払い出されており、当該払出時点で過年度納付可能な期間の保険料を納付していることが確認できること、上記手帳記号番号の払出時期は第 3 回特例納付の実施期間ではあるが、附則 4 条（第 3 回特例納付）納付者リストには、申立人の記録は記載されていないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 11 月から 55 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

なお、昭和 52 年 4 月から 55 年 3 月までの期間については、既に保険料は納付済みである。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 11 月から 55 年 4 月まで

私は、昭和 48 年に国民年金に加入した。加入手続だけ行ってそのまま何年も国民年金保険料を納付せず、途中から連続して納付しているということは考えられない。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和 48 年 11 月から 52 年 3 月までの期間及び 55 年 4 月については、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和 54 年 4 月に払い出されているが、申立人から当該期間の保険料を遡って納付したとする説明は無く、当該期間当時に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないほか、申立人は、確認申立書を提出した際に日本年金機構が申立人の納付状況等を確認した資料及び申立人から当委員会へ提出された資料では、保険料の納付方法、納付場所及び納付額に関する記憶が曖昧であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、申立期間のうち、昭和 52 年 4 月から 55 年 3 月までの期間は保険料が納付済みであることがオンライン記録により確認できることから、当該納付済みの期間については納付記録を訂正する必要はない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、既に納付済みと記録されている昭和 52 年 4 月から 55 年 3 月までの期間を除き、48 年 11 月から 52 年 3 月までの期間及び 55 年 4 月の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年1月から43年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることができない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年1月から43年12月まで

私は、昭和40年頃に子供が通う学校の団体の友人に勧められ国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は団体会費と一緒に毎月金融機関等で納付していた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、昭和40年頃に申立人の次男が通う学校の団体の友人に勧められ国民年金に加入し、保険料は団体会費と一緒に納付していたと説明しているが、申立人の所持する年金手帳には、申立人が52年3月16日に国民年金の任意加入の手続を行った記載があり、申立期間は国民年金の未加入期間で保険料を納付することができない期間である。

また、申立人が申立期間当時に居住していた区では、保険料の収納は昭和45年3月まで年金手帳に年金印紙を貼付する方法であったが、申立人は、印紙検認で保険料を納付した記憶は無く、申立期間当時に別の手帳を所持していた記憶や国民年金の加入手続を行った場所に関する記憶も定かでないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成 17 年 3 月から同年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 3 月から同年 8 月まで
私は、平成 17 年 2 月に会社を退職した後、送付されてきた納付書で申立期間の国民年金保険料を納付した。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は申立期間当時に国民年金の再加入手続を行った記憶は無いと説明している。

また、申立人に対して平成 17 年 6 月に国民年金の加入勧奨が行われ、同年 10 月 17 日に国民年金の第 3 号被保険者資格の取得手続が行われ、申立期間直後の同年 9 月から当該資格が取得され申立期間は未加入期間とされていることがオンライン記録で確認でき、未加入期間は保険料を納付することができないほか、申立人が保険料を納付していたと説明している市役所窓口は申立期間当時には保険料の収納業務を行っていなかったなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 4 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 4 月から平成元年 3 月まで
私の母は、私が 20 歳になった昭和 62 年*月頃に国民年金の加入手続を行い、私の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立期間の保険料を納付していたとする母親は保険料の納付額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の母親は昭和 62 年 7 月頃に申立人の国民年金の加入手続を行ったと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成元年 4 月頃に払い出され、申立人は同年 4 月 18 日に国民年金に任意加入しており、当該任意加入時点で、申立期間直前の期間は強制加入期間とされ保険料も納付されているが、申立期間は国民年金の未加入期間であり、保険料を納付することができない期間であるなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 7 月から 57 年 9 月まで

私は、昭和 52 年 10 月に婚姻し、国民年金の加入手続を行い、婚姻後の夫婦二人分の国民年金保険料は、私が金融機関の窓口で納めてきた。年金手帳にも「被保険者となった日 昭和 52 年 7 月 3 日」と記載があることから保険料を納めたと思う。夫の申立期間の保険料が納付済みとなっているのに、私の申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「年金手帳に『被保険者となった日 昭和 52 年 7 月 3 日』と記載しており、そこから国民年金保険料を納めたと思う。」と主張している。

しかしながら、申立人の国民年金の手帳記号番号は、国民年金手帳払出状況簿によれば、昭和 59 年 12 月 7 日に払い出されていることが確認できる。また、申立人は、「現在所持する年金手帳のほかに、年金手帳を所持していた記憶が無い。」と述べており、申立期間当時、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。これらのことから、申立期間は、当該払出しの時点において、時効により保険料を納付することができない期間である。

さらに、オンライン記録によると、前述の手帳記号番号が払い出された時点から 2 年間遡った昭和 57 年 10 月から 58 年 3 月までの期間の保険料は、過年度納付されていることが確認できる。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料が無い。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断する

と、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 9955 (事案 3101 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 1 月から 47 年 11 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 1 月から 47 年 11 月まで
私の母は、私が 20 歳になったときに、国民年金の加入手続を行い、私が昭和 47 年 12 月に正職員になるまでの国民年金保険料を納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立期間の保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の納付状況が不明であるなど、母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された平成 8 年 11 月時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 2 月 12 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、当時、母親から判を押された紙を見せられた記憶があると説明しているが、申立期間当時に申立人及びその母親が居住していた区における保険料の納付方法は印紙検認方式であり、領収証書を使用する納付書制度の開始は昭和 45 年 10 月からである。また、申立人は、母親から申立期間当時の年金手帳を渡された記憶が曖昧であるなど、申立人の主張は委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 1 月から同年 3 月までの期間、58 年 1 月から同年 3 月までの期間、60 年 1 月から同年 3 月までの期間、61 年 1 月から同年 3 月までの期間、平成元年 3 月、2 年 2 月、同年 3 月、3 年 3 月及び 4 年 1 月から同年 3 月までの期間の付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 1 月から同年 3 月まで
② 昭和 58 年 1 月から同年 3 月まで
③ 昭和 60 年 1 月から同年 3 月まで
④ 昭和 61 年 1 月から同年 3 月まで
⑤ 平成元年 3 月
⑥ 平成 2 年 2 月及び同年 3 月
⑦ 平成 3 年 3 月
⑧ 平成 4 年 1 月から同年 3 月まで

私は、昭和 54 年 4 月以降、付加保険料を含めて国民年金保険料を納付してきた。申立期間①から申立期間⑧の期間について、定額保険料のみの納付となっており、付加保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間③から申立期間⑧までの各申立期間については、申立人は、付加保険料を含まない定額保険料のみの過年度納付書で保険料を納付した記憶があると説明しており、オンライン記録によると、当該期間の保険料は、全て納期限を過ぎた 5 月以降に過年度納付されていることが確認でき、制度上、付加保険料は過年度納付することができない。また、申立期間①及び②についても、申立人は、申立期間③から申立期間⑧までと同様に過年度納付書で納付したかもしれないと説明しており、申立期間①及び②は、申立期間③及び④と同様に 1 月から 3 月までの期間であり、納期限はいずれも 4 月末という状況であったことなど、申立人が申立期間の付加保険料を納付していた

ことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年5月から53年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年5月から53年8月まで

私は、昭和46年5月に勤務先を辞めて独立開業したときに、自宅に来た区役所の人が持ってきた国民年金の加入手続の書類に署名捺印した。国民年金保険料は、集金人に現金で私が納付していたが、昭和51年に転居した後は元妻が納付してくれていた。申立期間が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその元妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が説明する申立期間当初の保険料額は当時の金額と大きく異なる上、昭和51年に転居した後に保険料を納付してくれていたとする元妻から、当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人が申立期間当初に居住していた区では、当時、区役所職員が自宅を訪問して国民年金の加入勧奨及び加入手続を行うことは無かったと説明しており、当該区では申立期間当時に徴収員による保険料の収納は行われていない上、申立期間当時、申立人が居住していた各区では、納付書による保険料の収納が行われていたものの、申立人は納付書を受け取っていた記憶が無いと説明している。

さらに、転居後に申立人の保険料を納付してくれていたとする元妻は、婚姻期間中は、国民年金に未加入であるなど、申立人及びその元妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立人は、国民年金の加入手続をした後に国民年金手帳を見た記憶が無いと説明しており、申立期間当時、申立人が居住していた区及び所轄社会保険事務所（当時）において、申立人に対して国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年10月から55年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年10月から55年10月まで
私は、結婚後、昭和56年11月から57年3月までの間に、実家に送付された納付書により、未納となっていた国民年金保険料を市役所の支所で遡って一括納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は結婚後の昭和56年11月から57年3月までの間に遡って保険料を納付したと説明するが、当該時期は特例納付の実施期間ではない上、当該納付時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付することができない期間である。

また、当該納付時点から申立期間の保険料を遡って納付する場合、過年度納付となるため、市役所支所では納付できない上、申立人が説明する納付額は、当該納付時点から保険料を過年度納付した場合の金額と大きく異なることなど、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年4月から60年3月まで

私は、昭和60年4月に国民年金の加入手続をし、その際に、国民年金保険料は2年間遡って納付できるとの説明を受けたため、加入後2年間の過年度保険料と加入後の現年度保険料を毎月納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は保険料の納付金額等に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の昭和62年4月頃に払い出されており、申立人は、当該払出時点で過年度納付することが可能な60年4月から62年3月までの期間の保険料を過年度納付しているものの、当該払出時点では申立期間の大半は時効により保険料を納付することができない期間であること、申立人は、現在所持する年金手帳以外の年金手帳を受領、所持した記憶は無いとしており、申立期間当時に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年1月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年1月から42年3月まで

私は、以前勤めていた店の主人から自身の店を始めるために借金をしたが、借金を返し終えた後は国民年金保険料を納付しているはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の所持する国民年金手帳の昭和41年度の検認記録欄には検認印が押されておらず、申立人は、印紙を貼付してもらった記憶及び保険料を遡って納付した記憶が無いと説明している。

また、手帳記号番号が連番で払い出されている申立人の夫も申立期間の自身の保険料は未納であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成16年7月から同年12月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年7月から同年12月まで
私は、申立期間の免除申請を適切に行ったのに、一方的に未納にされた。申立期間の保険料が免除とされていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料が無く、申立人は申立期間の免除申請を行った時期に関する記憶が曖昧である。

また、申立人は、平成16年度の免除申請は平成17年2月23日に行っていることが免除申請書及びオンライン記録で確認でき、当時、免除期間の始期は申請した日の属する月の前月とされており、上記申請日に免除申請を行った場合には免除期間の始期は17年1月となり、申立期間を免除期間とすることはできないなど、申立期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 4 月から 62 年 12 月まで
私は、大学を卒業した昭和 56 年頃に、母の勧めで国民年金の加入手続を行った。その後、私の母は、私の申立期間の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私は、大学を卒業した昭和 56 年頃に、母の勧めで国民年金の加入手続を行った。その後、私の母は、私の申立期間の国民年金保険料を納付してくれていた。」と主張している。

しかしながら、申立人の国民年金の手帳記号番号は、オンライン記録によると、平成 2 年 2 月頃に払い出されたことが推認でき、申立人は、「現在所持する年金手帳が最初の国民年金手帳であり、ほかに国民年金手帳は無かった。」と述べており、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。これらのことから、申立期間は、当該払出しの時点において、時効により保険料を納付することができない期間である。

また、オンライン記録によれば、申立人の申立期間直後の昭和 63 年 1 月から平成 2 年 1 月までの期間の保険料は、当該払出し直後に、遡及して納付されていることが確認できる。

さらに、申立人は、申立人の母が保険料を納付していた資料として 2 枚の領収証書を提出しているが、当該領収証書は、前述の手帳記号番号の払出日の直後に発行された平成元年度及び 2 年度分の現年度納付書に係るものであり、申立期間の保険料の納付を推認することはできない。

加えて、申立人の母が申立人の申立期間の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料が無く、申立人は保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとする母は既に死亡しているため、当時の納付状況等を確認するこ

とができない。

このほか、申立人の母が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 5 月から 52 年 12 月まで
私は、25 歳の昭和 53 年頃に母から「納付していなかった国民年金保険料を遡って一括納付したので、未納期間は無い。」と言われたことを鮮明に覚えている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の国民年金の手帳記号番号は、昭和 55 年 2 月頃に払い出されていることが推認でき、当該払出しの時点で、遡って納付することが可能であった昭和 53 年 1 月以降の国民年金保険料を納付していることが確認できる。また、申立人は、現在所持するオレンジ色の年金手帳のほかにも年金手帳を所持していた記憶は無いことなどから、当該払出し前に、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。これらのことから、申立期間は、当該払出しの時点において、時効により保険料を納付することができない期間である。

また、申立人の手帳記号番号が払い出された時期は、受給資格期間を満たすことを主な目的とする第 3 回特例納付の実施期間であるが、当該払出し時点で、申立人は、特例納付を行なわなくても 60 歳に到達するまで保険料を納付すれば、受給資格期間を満たすことができることから、申立人が第 3 回特例納付をしなければならぬ事情も見受けられない。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続を行い保険料を納付したとする申立人の母は既に死亡しているため、当時の納付状況等を確認することができない。

加えて、申立人の母が申立人の申立期間の保険料を納付したことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料が無い。

このほか、申立人の母が申立人の申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周

辺事情は見当たらない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 4 月から平成元年 3 月まで
私の母は、私が 20 歳になった昭和 62 年頃、私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人に対して国民年金の手帳記号番号が払い出された記録はなく、申立人に対して国民年金の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。これらのことから、申立期間は国民年金に加入していない期間となっており、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

加えて、申立人の母が申立人の申立期間の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする申立人の母は、保険料の納付状況等に関する記憶が曖昧である。

このほか、申立人の母が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 9974 (事案 3830 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年2月から61年3月まで

私は、A市への転入手続を行った際、妻と一緒に国民年金と国民健康保険の加入手続を行い、夫婦二人分の国民年金保険料を私又は妻が納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、前回の申立て時において、i) 申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人は、申立期間に居住していた市へ転居した際の国民年金の加入手続や納付金額等の納付状況に関する記憶が曖昧であるなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらず、ii) また、申立人の国民年金被保険者台帳等には、申立期間当時居住していた市への転居後の住所及び加入年月日等の記載は確認できず、申立人が納付書を受け取っていたとは考え難いなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情が見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成21年4月1日付け年金記録の訂正は必要でないとする旨の通知を行っているところである。

今回、申立人は、「A市に住宅を購入したのは昭和56年7月頃ですぐ転居した。年金手帳に資格取得日として56年6月15日と記載されており、加入手続は行っているはずである。」と述べていることから、改めて当委員会において申立人の年金記録を調査したが、申立人は、年金手帳に資格取得日として記載されている56年6月15日の時点及び転居した同年7月頃の時点も含め、57年1月までの期間において、厚生年金保険の被保険者であり、国民年金に重複して加入することができない。年金手帳に記載されている国民年金の資格取得日の56年6月15日の記載は61年9月にB市C区で国民年金に加入手続を行った際、書き込まれたものと推認できるなど、申立人がその主張のと

おり、A市で国民年金の加入手続を行ったことを示す事情も見当たらない。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな周辺事情等は見当たらないことから、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 9975 (事案 3831 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から39年7月まで
② 昭和57年2月から61年3月まで

私は、申立期間の②については、A市への転入手続の際、夫と一緒に国民年金と国民健康保険に加入手続を行い、夫婦二人分の国民年金保険料を私又は夫が納付してきた。また、申立期間の①については、民生委員をしていた私の親に勧められ、昭和36年4月頃に国民年金の加入手続を行い、私の保険料は自宅で集金人に納付した。申立期間の①が国民年金に未加入で保険料が未納とされ、申立期間の②の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間の②に係る申立てについては、前回の申立て時において、i) 申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人は、申立期間に居住していた市へ転居した際の国民年金の加入手続や納付金額等の納付状況に関する記憶が曖昧であるなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらず、ii) また、申立人の国民年金被保険者台帳等には、申立期間当時居住していた市への転居後の住所及び加入年月日等の記載は確認できず、申立人が納付書を受け取っていたとは考え難いなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情が見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成21年4月1日付け年金記録の訂正は必要でないとする旨の通知を行っているところである。

今回、申立人は、「A市に住宅を購入したのは昭和56年7月頃ですぐ転居した。年金手帳に資格取得日として56年6月15日と記載されており、加入手続は行っているはずである。」と述べていることから、改めて当委員会において申立人の年金記録を調査したが、申立人は、年金手帳に資格取得日として記載されている56年6月15

日の時点及び転居した同年7月頃の時点も含め、57年1月までの期間において、厚生年金保険の被保険者であり、重複して国民年金に加入することができない。年金手帳に記載されている国民年金の資格取得日の56年6月15日の記載は61年9月にB市C区で国民年金に加入手続を行った際、書き込まれたものと推認できるなど、申立人がその主張のとおり、A市で国民年金の加入手続を行ったことを示す事情も見当たらない。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな周辺事情等は見当たらないことから、申立人の申立期間の②の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

- 2 今回新たに申し立てられた申立期間の①については、申立人は「年金手帳はもらわず、D市のスタンプが押された領収証書をもらった。」と述べており、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和41年10月頃に夫婦連番で払い出されており、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、「申立期間の保険料は毎月、集金人に納付していた。」と述べているが、申立人に係る国民年金被保険者台帳によると、昭和39年8月から41年3月までの期間の夫婦の保険料は、過年度納付されていることが確認できるなど、その主張と相違する。

加えて、申立人が申立期間の①の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料が無い。

このほか、申立人が申立期間の①の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの申立内容並びに関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の①の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 4 月から 56 年 5 月まで
私は、昭和 50 年 4 月頃、区役所で国民年金の加入手続を行い、契約社員として働いていた昭和 52 年、54 年及び 56 年の 3 回にわたり、申立期間の国民年金保険料を 2 年分ずつ遡って一括納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 50 年 4 月頃、区役所で国民年金の加入手続を行い、契約社員として働いていた昭和 52 年、54 年及び 56 年の 3 回にわたり、申立期間の国民年金保険料を 2 年分ずつ遡って一括納付した。」と述べている。

しかしながら、申立人の国民年金の手帳記号番号は、オンライン記録によると、昭和 62 年 7 月頃に払い出されたことが推認できる。また、申立人は「現在所持している年金手帳のほかに別の手帳を所持した記憶は無い。」と述べており、申立期間当時、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。これらのことから、申立期間は、当該払出しの時点において、時効により保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人は、「申立期間の保険料は区役所で納付した。」と述べているが、区役所では保険料を過年度納付することはできない。

加えて、申立人が、申立期間の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料が無い。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めること

はできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年4月から同年9月まで
私の父は、私が父の経営する店に勤めていた期間の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の平成6年 10 月頃に払い出されており、当該払出時点で、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であること、申立人は、父親から年金手帳を受け取った記憶や現在所持する年金手帳のほかに手帳を所持した記憶は無く、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないこと、当時、父親の経営する店で一緒に働いていたとする申立人の兄は、申立期間について国民年金に未加入であることなど、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年9月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年9月から48年3月まで
私は、私の母から、私、姉及び弟が20歳になったときに国民年金の加入手続をし、その後の国民年金保険料を納付していたと聞いている。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする母親は納付に関する記憶が曖昧であり、当時の状況が不明である。

また、申立人は、自身と姉及び弟は20歳時に母親が加入手続をしてくれたとしており、姉及び弟の国民年金の記号番号は、20歳の学生時に任意加入したことにより払い出されていることが確認できるが、申立人の手帳記号番号は申立人が大学卒業後に就職した会社を退職した時期の昭和50年11月頃に払い出されており、現在申立人が所持している年金手帳にも被保険者資格取得日が「昭和50年10月20日 強」と記載されていることが確認でき、申立期間は20歳以上の学生が任意加入適用とされていた時期の未加入期間であるため、制度上、保険料を納付することができない期間である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年7月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年7月から51年3月まで

私は、20歳の誕生日に市役所又は出張所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は、勤務先近くの金融機関で納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、20歳の誕生日に国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間直後の昭和51年4月に払い出されており、当該払出時点で申立期間のうち、48年12月以前の期間は、時効により保険料を納付することができない期間であること、49年1月以降の期間は、過年度納付及び現年度納付により保険料を納付することができる期間であるが、申立人は、保険料を遡って納付した記憶は無いと説明していることなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間当時に別の手帳を所持していた記憶が曖昧であり、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 1 月から 61 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 1 月から 61 年 12 月まで

私は、現在居住している区に転入した昭和 60 年から 61 年頃に社会保険事務所（当時）に行ったとき、未納の国民年金保険料を一括して納付すれば年金受給資格が得られると言われて約 60 万円を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、昭和 60 年から 61 年頃に申立期間の保険料約 60 万円を遡って納付したと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は 62 年 6 月頃に払い出されており、当該払出時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付することができない期間であり、一括納付したとする金額は、納付可能な過年度保険料を納付した場合の保険料額と大きく相違している。

また、申立人は、年金の受給資格を得るために、未納分の保険料を一括納付したと説明しているが、当該払出時点で申立人の昭和 36 年 4 月以降の厚生年金保険加入期間及び合算対象期間を合わせた期間は、298 か月あり、60 歳に到達するまでの期間に 2 か月分の保険料を納付すれば受給資格期間を満たすことになり、未納分の保険料を一括納付しなければならない状況にはなかつたこと、オンライン記録から、申立人に平成元年 3 月 20 日に過年度納付書が発行されていることが確認でき、当該発行時点では、申立期間の保険料は時効により納付することができないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年10月から52年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：女
基礎年金番号：
生年月日：昭和25年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：昭和48年10月から52年9月まで
私の夫は、結婚直後に私の国民年金の加入手続をして、夫婦二人分の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、自身の国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする夫は、婚姻後すぐに申立人の国民年金の加入手続をしたはずと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は、婚姻時から約6年経過した昭和54年10月に払い出されており、当該払出時点で52年10月分まで遡って過年度保険料を納付していることがオンライン記録で確認できる。

また、申立人の手帳記号番号払出時期からみて、申立期間の保険料を納付するためには、当時実施されていた第3回特例納付により納付する以外にないが、夫は特例納付で保険料を納付したとは主張していないこと、申立人は、現在所持する手帳以外に別の手帳を所持していた記憶は曖昧であり、申立期間当時に申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことなど、申立人の夫が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年11月から52年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年11月から52年12月まで
私は、自宅に来た区の職員から、今なら20歳からの国民年金保険料を全て遡って納付できると説明を受けて国民年金に加入し、20歳からの保険料を一括で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和55年1月頃に払い出されており、当時、第3回特例納付が実施されていたが、申立人は、国民年金の加入時に遡って一括で納付したとする保険料額及び納付書の受領等に関する記憶が曖昧であること、59年5月現在で作成された年度別納付状況リストでも、上記払出時期に過年度納付が可能であった53年1月以降の保険料は遡って納付されているが、申立期間の保険料は未納であることが確認できることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年9月から53年11月までの期間及び昭和57年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年9月から53年11月まで
② 昭和57年1月

私の妻は、私と一緒に国民年金に加入したときから厚生年金保険被保険者期間を除き、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の保険料を納付していたとする申立人の妻は、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失後の国民年金への切替手続に関与しておらず、当時の保険料の納付方法、納付金額等の記憶も曖昧である。

また、申立期間はいずれも、申立期間①の前及び申立期間①と②に挟まれた間の厚生年金保険加入期間が平成5年12月6日に記録整備されたことにより未納期間となったことがオンライン記録から確認でき、それまでは未加入期間のため、制度上、保険料を納付することができない期間であったこと、申立人の妻のオンライン記録も同日に申立人の資格得喪記録整備に対応した資格（種別）得喪の記録整備が行われていることが確認でき、申立人の妻が所持する年金手帳にその資格（種別）得喪に係る訂正が加えられていることなど、申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年5月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年5月から47年3月まで

私は、結婚後に自宅に来た区の集金人から国民年金の加入を勧められたので、その場で加入手続を行うとともに、3か月分の国民年金保険料を納付した。それ以降、毎月納付書により夫婦二人分の保険料を一緒に金融機関で納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付額についての記憶が曖昧である上、申立人が居住する区では、申立期間当時、申立期間の過半において、印紙検認方式による保険料の納付が行われていたものの、申立人は当該納付方法に関する記憶が無いと説明している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和48年2月に払い出されていることが確認でき、当該払出時点では申立期間の大半は時効により保険料を納付することができない期間である上、申立人は、当該期間中に遡って保険料を納付した記憶は無いと説明していることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は、現在所持する年金手帳以外の年金手帳を所持していた記憶が無いと説明しており、申立人が居住する区及び所轄社会保険事務所（当時）において、申立期間当時、申立人に対して手帳記号番号が払い出された記録は無く、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年4月から6年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月から6年3月まで

私と妻は、私の申立期間の国民年金保険料を、毎月納付書により郵便局や金融機関で納付してきた。私が所持する平成5年分の確定申告書(控)には、申立期間の保険料に係る納付額が記載されている。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された平成5年分の所得税の確定申告書(控)には、「社会保険料控除」欄に「国民年金保険」として「15万5,200円」と記載されているが、この金額は、申立人及びその妻が申立期間の国民年金保険料をそれぞれ納付した場合の金額と大きく相違する上、オンライン記録によると、申立人及びその妻は、申立期間直前の4年8月から5年3月までの保険料を同年10月にそれぞれ過年度納付していることが確認でき、当該期間に係る夫婦の納付額は、当該確定申告書(控)に記載された金額と合致することから、当該金額は当該過年度納付の保険料額に該当するものと推認される。

また、申立人及びその妻の保険料が申請免除されている平成6年分及び7年分に係る所得税の確定申告書(控)の「社会保険料控除」欄には、国民年金保険料の記載は無く、申立期間の保険料を過年度納付等した事跡も確認できないこと、申立人は申立期間以降に申立期間に係る納付書を受け取った記憶は無いと説明していることなど、申立人及びその妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 12 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 12 月から 55 年 3 月まで

私は、婚姻した昭和 50 年 12 月から、国民年金保険料の納付書が送られてきたので、夫が夫婦二人分の保険料を口座振替により納付してくれており、私が帰化した後の昭和 52 年 3 月頃、私の国民年金の加入手続をしてくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、夫婦の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとする夫は、加入手続の場所、国民年金手帳の受取時期及び保険料の納付額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が夫婦連番で払い出された昭和 55 年 3 月時点は、第 3 回特例納付の実施期間ではあったものの、夫は保険料を遡って納付した記憶は無いと説明しているなど、夫が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、夫は、申立人が現在所持する年金手帳以外の手帳を交付された記憶は無いと説明しており、申立期間当時、申立人が居住していた区及び所轄社会保険事務所（当時）において、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出された記録は無く、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年8月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年8月から55年3月まで

私は、飲食業を開業した昭和48年8月頃、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を当初は納付書により区役所か金融機関で納付していた。その後、50年12月に妻と婚姻した後は、夫婦二人分の保険料を私の金融機関口座から口座振替により納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続の場所、国民年金手帳の受取時期及び保険料の納付額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が夫婦連番で払い出された昭和55年3月時点は、第3回特例納付の実施期間ではあったものの、申立人は保険料を遡って納付した記憶は無いと説明しているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は、現在所持する年金手帳以外の手帳を交付された記憶は無いと説明しており、申立期間当時、申立人が居住していた区及び所轄社会保険事務所（当時）において、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出された記録は無く、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年10月から50年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月から50年12月まで
私の夫は、結婚後、私の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付したとする夫から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人が申立期間同時に居住していた市が保管する申立人の国民年金の転入者台帳整理カードによると、申立人の同市への転入記録は昭和53年5月に行われていることが確認でき、申立人の特殊台帳でも、同市への転入前の昭和40年度から43年度までの納付記録が昭和53年6月に追加されている。このことから、同年4月に同市において申立人の国民年金の住所変更手続が行われたことに伴い、44年4月以降の期間は未納期間と記録整備されたため、夫は申立人の保険料を時効期限内の51年1月まで遡って過年度納付したものと推察されるものの、当該時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であった。

さらに、特殊台帳によると、昭和53年6月に、申立期間直後の51年1月の任意加入に係る記載が行われていることから、夫が申立人の保険料を過年度納付した後に、行政側では、夫が45年10月から厚生年金保険に加入していたことを把握したため、申立人の同年同月以降の申立期間については合算対象期間（任意加入可能な期間のうち任意加入しなかった期間で、受給資格期間に加えられる期間（いわゆるカラ期間））としたものと推察されるなど、夫が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 4 月から 50 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 4 月から 50 年 12 月まで
私の父は、私が会社を退職した後に国民年金の加入手続きを行い、私又は父が、後日、送付された納付書で国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続きに関与しておらず、加入手続きを行い、保険料を納付していたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができない上、申立人は、申立期間の保険料の納付額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和 53 年 4 月に払い出されていることが確認でき、オンライン記録から、申立人は、当該払出時点で過年度納付することができる申立期間直後の 51 年 1 月分まで遡って保険料を納付したものと考えられるものの、当該払出時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、申立人及びその父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人が居住する区及び所轄社会保険事務所（当時）において、申立期間当時、申立人に対して手帳記号番号が払い出された記録は無く、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 10000

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 1 月から平成元年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 1 月から平成元年 12 月まで
私の知人の親は、私が 22 歳か 23 歳のときに、私の国民年金の加入手続をしてくれ、国民年金保険料は私が郵便局又は役所支所で納付した。申立期間が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続に関与しておらず、加入手続をしてくれたとする申立人の知人の親から当時の加入手続の状況を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人に対して国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、申立人は知人の親から年金手帳を受け取った記憶が曖昧であるなど、申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないほか、申立人は申立期間の保険料額に関する記憶が定かでないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 10001

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から62年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月から62年6月まで
私の母は、私の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付をしてくれていた。
申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたとする母親は、国民年金の加入時期及び保険料の納付額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、平成元年8月頃に払い出されており、当該払出時点では申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、申立人の母親は、現在所持する手帳以外の手帳の記憶は無いと説明しており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 3 月から 49 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 3 月から 49 年 12 月まで

私は、会社を退職後、夫婦二人で国民年金の加入手続を行ったが、仕事が軌道にのるまで国民年金保険料を納付していなかった。仕事に余裕ができた昭和 53 年 7 月頃に年金相談会に行った際、「あなたは、このままだと 60 歳になったときに 25 年に満たないので、不足分の保険料を払った方が良い。」と言われ、納付済み期間が 25 年になるように保険料を遡って納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、昭和 53 年 7 月頃に年金相談会に行った際、60 歳に到達するまで保険料を納付しても納付済み期間が 25 年に満たないので不足分の保険料を納付した方が良いとの説明を受け、一括で保険料を納付したと主張しているが、納付済みの期間が 25 年になるように遡って納付したとする保険料の納付額に関する記憶が曖昧である。

また、昭和 53 年 7 月当時は、第 3 回特例納付の実施期間であり申立期間の保険料を遡って納付することは可能であったものの、附則第 4 条(第 3 回特例納付)納付者リストには申立人の記録は記載されていないほか、申立人は、29 年 5 月から 32 年 7 月までの期間及び 32 年 10 月から 45 年 6 月までの期間は厚生年金保険に加入しており、この期間を含めると年金相談会に行ったとする 53 年 7 月から 60 歳に到達するまでの期間の保険料を納付すれば、申立期間の保険料を遡って納付しなくても年金受給資格期間（25 年）を満たすことになるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申

立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 10003 (事案 7590 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年7月から46年3月までの期間及び46年7月から52年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年7月から46年3月まで
② 昭和46年7月から52年3月まで

私たち夫婦は、結婚後の昭和46年3月頃に、市役所で国民年金の加入手続をし、それまでの未納期間の国民年金保険料を納付した。その後は、店に来た集金人に保険料を納付していた。私たち夫婦が遡って納付したことを妻の妹が覚えている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人及びその妻が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人及びその妻は保険料の納付額に関する記憶が曖昧であるほか、申立期間①については、申立人は国民年金の加入手続をした時点で遡って保険料を納付し、以後は集金人に保険料を納付していたと説明しているが、申立人が所持する国民年金手帳の発行日である昭和45年10月15日は、申立人の住民票の転入日、国民健康保険の取得日及び加入手続日と一致することから、当該日に国民年金の加入手続をしたと考えられるものの、申立人が申立期間当時から居住していた市における46年3月までの保険料の納付方法は年金手帳を使った印紙検認方式であり、45年度の保険料を46年4月までに納付していれば、年金手帳の45年度のページに検認記録があるべきところ、申立人の年金手帳の当該ページに検認記録は無く、印紙検認台紙が切り離されておらず、加入手続時点では、現年度である45年度の保険料を納付していないものと推認できるなど、申立人及びその妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づく平成22年6月2日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、申立人の義妹が夫婦が遡って保険料を納付したことを覚えて

いるとして、加入手続時に保険料を遡って納付したと主張しているが、申立人の義妹は、夫婦が保険料の納付を継続していた後に未納期間について遡って納付したと聞いたと証言しており、夫婦の納付状況の記憶とは相違しているなど、当該証言は委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 10004 (事案 7591 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 7 月から 46 年 3 月までの期間及び 46 年 7 月から 52 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 7 月から 46 年 3 月まで
② 昭和 46 年 7 月から 52 年 3 月まで

私たち夫婦は、結婚後の昭和 46 年 3 月頃に、市役所で国民年金の加入手続をし、それまでの未納期間の国民年金保険料を納付した。その後は、店に来た集金人に保険料を納付していた。私たち夫婦が遡って納付したことを私の妹が覚えている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人及びその夫が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人及びその夫は保険料の納付額に関する記憶が曖昧であるほか、申立期間①については、申立人は国民年金の加入手続をした時点で遡って保険料を納付し、以後は集金人に保険料を納付していたと説明しているが、申立人が所持する国民年金手帳の発行日である昭和 45 年 12 月*日は、申立人の婚姻日、国民健康保険の取得日及び加入手続日と一致することから、当該日に国民年金の加入手続をしたと考えられるものの、申立人が申立期間当時から居住していた市における 46 年 3 月までの保険料の納付方法は年金手帳を使った印紙検認方式であり、45 年度の保険料を 46 年 4 月までに納付していれば、年金手帳の 45 年度のページに検認記録があるべきところ、申立人の年金手帳の当該ページに検認記録は無く、印紙検認台紙が切り離されておらず、加入手続時点では、現年度である 45 年度の保険料を納付していないものと推認できるなど、申立人及びその夫が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づく平成 22 年 6 月 2 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、申立人の妹が夫婦が遡って保険料を納付したことを覚えてい

るとして、加入手続時に保険料を遡って納付したと主張しているが、申立人の妹は、申立人夫婦が保険料の納付を継続していた後に未納期間について遡って納付したと聞いたと証言しており、夫婦の納付状況の記憶とは相違しているなど、当該証言は委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 10007 (事案 7770 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 8 月から 53 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 8 月から 53 年 2 月まで

私の妻は、私が会社を退職する都度、私の国民年金への切替手続をし、夫婦二人分の保険料を納付していた。妻の保険料は納付済みとなっているのに、私の申立期間が国民年金に未加入とされ、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

本件申立てについては、「申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人から申立期間当時の厚生年金保険から国民年金への切替手続及び保険料の納付状況等に関する説明について、電話及び文書による照会に対して協力が得られないため、当時の保険料の納付状況等が不明である。また、申立人が申立期間に係る厚生年金保険から国民年金への切替手続を行った場合には、申立人の妻は、それまでの任意加入被保険者から強制加入被保険者となるが、オンライン記録から、妻は申立期間について任意加入被保険者のままであることが確認できるなど、申立人が国民年金への切替手続を行い、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。」として、既に当委員会の決定に基づく平成 22 年 6 月 23 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対して申立人は、前回の申立てでは、申立人自身が申立期間の保険料を納付したと主張していたものを、今回の申立てでは、会社を退職する都度、妻が国民年金への切替手続を行い、夫婦二人分の保険料を納付しており、妻の保険料は納付済みとなっていると主張を変更し、保険料納付を示す資料として、新たに年金手帳の「国民年金の記録」欄の写し、「国民年金保険料納付書在中」との記載がある封筒の写し及び昭和 58 年及び 61 年 4 月から同年 6 月までの保険料の領収証書の写しを提出したが、「国民年金の記録」欄に申立人が申立期間に国民年金の被保険者であったことを示す記載は無いこと、当該封筒及び領収証書は、申立人が申立期間当時居住していた区から 54 年 6 月

に転居した先の区の居住時のものであり、申立期間当時のものではないことから、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 4 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月から 63 年 3 月まで

私は、夫が会社を辞めて事業を始めた昭和 59 年 4 月に国民年金の加入手続を行ったが、その際、国民年金保険料を過去 2 年まで遡って納付できるとの説明を受けたことから、加入後の保険料とともに過去 2 年分の保険料も納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が遡って納付したとする保険料月額、申立期間のうち当初の 2 年間の保険料月額と大きく相違する。

また、申立人は、昭和 59 年 4 月に加入手続を行った後、加入後の保険料と過去 2 年分の保険料を納付したと主張しているが、申立期間のうち同年 3 月までの期間は、申立人の夫が厚生年金保険の被保険者であったことによる任意加入適用期間の未加入期間であり、保険料を遡って納付することができない期間であること、申立人の国民年金の記号番号は平成 2 年 4 月に払い出され、当該払出時点で納付可能な昭和 63 年 4 月以降の 2 年間の保険料が納付されており、当該払出時点では申立期間のうち 59 年 4 月から 63 年 3 月までの期間は、時効により保険料を納付することができない期間であること、申立人は、平成 2 年 4 月に払い出された国民年金の記号番号及び厚生年金保険の記号番号が記載されている年金手帳、厚生年金保険の記号番号のみが記載されている年金手帳を所持し、ほかに年金手帳を所持したことはないとしており、申立人に別の国民年金手帳の記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 5 月から 53 年 3 月までの期間、54 年 3 月から同年 6 月までの期間、56 年 4 月、59 年 10 月から 60 年 1 月までの期間、平成 2 年 5 月、同年 10 月、3 年 3 月及び同年 4 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 5 月から 53 年 3 月まで
② 昭和 54 年 3 月から同年 6 月まで
③ 昭和 56 年 4 月
④ 昭和 59 年 10 月から 60 年 1 月まで
⑤ 平成 2 年 5 月
⑥ 平成 2 年 10 月
⑦ 平成 3 年 3 月及び同年 4 月

私は、会社を退職した昭和 49 年 5 月に国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付していたが、51 年 6 月から 53 年 3 月までの保険料は、同年 4 月以降に遡って納付し、その後の厚生年金保険に加入していない期間の保険料も納付したと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間は 7 回と多数であり、国民年金加入期間 82 か月のうちの 60 か月に及んでいる。

申立期間①については、申立人は、昭和 49 年 5 月に国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は、53 年 9 月に払い出されており、当該払出時点で当該期間のうち 51 年 6 月以前の期間は時効により保険料を納付することができない期間であること、申立人は、同年 7 月から 53 年 3 月までの保険料を 53 年 4 月以降に遡って納付したと主張しているが、申立人が納付したとする金額は当該期間の保険料額と大きく相違していること、申立人は現在所持する年金手帳以外に手帳を所

持した記憶は無いとしており、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないことなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②、③、④、⑤、⑥及び⑦については、申立人は、これらの期間に係る厚生年金保険から国民年金への切替手続の記憶が曖昧であること、オンライン記録から、申立期間②及び③に係る資格取得日及び資格喪失日は昭和62年10月8日に記録追加されていること、申立期間④に係る資格取得日及び資格喪失日も同日に記録訂正されていること、申立期間⑤、⑥及び⑦に係る資格取得日及び資格喪失日は平成5年8月20日に記録追加されていることがそれぞれ確認でき、当該記録追加、訂正時点まで、これらの期間はいずれも未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であることなど、申立人がこれらの期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺資料を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年12月

私は、平成6年に転居した際、転居先の市役所で、申立期間の国民年金保険料が未納であることを指摘されたことから、私又は両親が保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその両親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人及びその両親は、保険料の納付状況及び保険料額の記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された平成6年4月頃又は戸籍の附票から確認できる保険料の未納を指摘されたとする市への転居時の同年5月のいずれの時点でも、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、申立人及びその両親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年8月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年8月から55年3月まで

私は、勤めていた会社を退職した後、昭和47年8月に国民年金の加入手続を行い、市役所の窓口又は市役所内の金融機関で国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、また、申立人は、昭和47年8月頃に国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の55年7月に払い出されており、当該払出時点では、申立期間の過半の期間は時効により保険料を納付することができない期間であること、申立人は、申立期間の保険料を遡って納付したとは主張していないこと、申立人は、現在所持する年金手帳のほかに手帳を所持していた記憶が曖昧であり、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から53年3月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月から53年3月まで
私の妻は、郵便局の窓口で勧められたことから、付加保険料を納付することとし、夫婦二人分の付加保険料を含む国民年金保険料と一緒に納付していた。申立期間の付加保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立期間の付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、妻は、付加保険料の納付の申出及び中止の手続を行った場所及び付加保険料を含む国民年金保険料額の記憶が曖昧である。

また、申立人及びその妻が所持する年金手帳には、付加保険料の申出を行った際に記入される「所得比例保険料を納付する者となる申出」欄に申出日の記載は無いこと、申立人の妻は、付加保険料の納付書は定額保険料のものとは別であったと説明しているが、夫婦が当時居住していた区では、定額保険料と付加保険料は一枚の納付書としていたとしていることなど、申立人の妻が申立期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から53年3月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月から53年3月まで

私は、郵便局の窓口で勧められたことから、付加保険料を納付することとし、夫婦二人分の付加保険料を含む国民年金保険料を一緒に納付していた。申立期間の付加保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、付加保険料の納付の申出及び中止の手続を行った場所及び付加保険料を含む国民年金保険料額の記憶が曖昧である。

また、申立人及びその夫が所持する年金手帳には、付加保険料の申出を行った際に記入される「所得比例保険料を納付する者となる申出」欄に申出日の記載は無いこと、申立人は、付加保険料の納付書は定額保険料のものとは別であったと説明しているが、夫婦が当時居住していた区では、定額保険料と付加保険料は一枚の納付書としていたとしていることなど、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年前後の約1年半

A社が経営していたボウリング場に併設されたB事業所に勤務した期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間において同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る事業所別被保険者名簿から複数の従業員に照会したところ、同社が経営していたB事業所に勤務したとする4人の元従業員は、申立人の勤務を記憶している旨供述していることから判断すると、時期は特定できないが、申立人が、B事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、B事業所の社会保険事務を行っているA社は、「入社に係る稟議書及び退職者名簿から、上記元従業員4人の勤務を確認することはできるが、申立人の勤務は確認することができないため、申立人が、厚生年金保険に加入していたかどうかは確認できない。」旨回答している。

また、A社が加入するC健康保険組合は、上記元従業員4人の健康保険加入記録は確認できるが、申立人の加入記録は確認できないとしている。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、整理番号に欠番は無く、社会保険事務所（当時）の記録の管理に不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 8 月から 20 年 6 月まで
ねんきん定期便によると、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の給与の額より少ない。申立期間当時の給料支払明細書及び源泉徴収票を提出するので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人が提出した平成 18 年 4 月、同年 5 月、同年 7 月、同年 12 月、19 年 6 月、同年 12 月、20 年 1 月、同年 5 月及び同年 6 月分の給料支払明細書において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額はオンライン記録より高額であるが、保険料控除額に見合う標準報酬月額はオンライン記録と一致することが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、当該期間については記録訂正を行うことはできない。

また、申立人が提出した平成 15 年、17 年及び 20 年分の源泉徴収票に記載された社会保険料等の金額は、オンライン記録の標準報酬月額より算出される社会保険料の金額とおおむね一致することが確認できる。

なお、A社は、「申立期間当時の資料は事務所移転の際に紛失したため確認できない。」旨回答している。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険

料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年12月1日から42年2月1日まで

A社に勤務していた期間について、厚生年金保険の加入記録が無い。同社に勤務していた期間に婚姻し、第一子も誕生した。勤務していたことは確かであり、給料支払明細書及び当時の家計簿を提出するので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立人は、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社の元代表者の妻の供述及び申立人の妻が提出した給料支払明細書から判断すると、申立人は、申立期間中、同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によると、A社は昭和50年12月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間においては、同社は適用事業所としての記録は無い。

また、上記元代表者の妻は、「申立期間当時は個人事業所であったため厚生年金保険には加入していなかった。」旨供述している。

さらに、申立人の妻が提出した昭和40年4月分の給料支払明細書によると、厚生年金欄に金額が記載されているが、当該金額は給料支払明細書にある支給額から控除されていないことが確認できる。

加えて、昭和40年10月分から41年12月分までの給料支払明細書では、厚生積立金として金額が記載されているものの、当該期間を含む40年5月分から42年1月分までの給料支払明細書には、厚生年金欄に金額が記載されていないことから、厚生積立金は、厚生年金保険料ではないと認められる。

なお、申立人の妻が提出した昭和41年の家計簿において、国保税支払と記載があることから、申立人は、申立期間当時、国民健康保険に加入していたことが推認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年4月1日から38年4月11日まで
年金記録を確認したところ、脱退手当金を受給していることが分かった。
しかし、脱退手当金を受給した記憶は無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者期間の被保険者記号番号は、申立期間と申立期間後の被保険者期間は別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものと考えるのが自然である。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 11 月 1 日から 59 年 3 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうち申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に勤務していたのは確かなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、平成 10 年 2 月 28 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間当時の代表取締役及び社会保険の担当者は既に死亡していることから、申立人の勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

また、複数の従業員は、申立人がA社に勤務していたことを記憶しているが、「申立期間の勤務については不明である。」と供述している。

さらに、A社における厚生年金保険の取扱いについて複数の従業員に照会したが、「入社日を明確に記憶していない。」、「入社してすぐに厚生年金保険料の控除があったかどうかははっきり記憶していない。」と供述していることから、同社における厚生年金保険の取扱いについて確認することができず、同社の被保険者数が少数であるため詳細な情報を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年5月から45年3月まで

A社(現在は、B社)に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。厚生年金保険料を控除されていたと思うので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社は、「当時のデータが全く残っていないため、申立人の勤務実態等について回答できない。」としていることから、申立人が申立期間にA社に勤務していたことを確認することができない。

また、申立人は、A社における上司、同僚等の氏名を記憶しておらず、これらの者から、申立人の同社における勤務状況等について確認することができない。

さらに、申立期間に、A社において厚生年金保険被保険者であった複数の従業員に照会したが、申立人を記憶している者はいないことから、申立人が申立期間に同社に勤務していたことを確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年10月26日から43年3月1日まで
② 昭和43年3月1日から同年10月1日まで
③ 昭和44年3月21日から同年11月7日まで

A社に勤務していた申立期間①並びにB社C支店に勤務していた申立期間②及び③の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に各事業所に勤務していたことは確かなので、各申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社は、平成5年7月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主も既に死亡しているため、申立期間①の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、申立人は同僚の名字を記憶しているが、A社に係る事業所別被保険者名簿から、同僚の氏名を確認することはできず、連絡先も不明であることから、申立人の勤務状況を確認することができない。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿から、申立期間①に同社に勤務していた従業員に照会したが、当該期間の勤務実態を確認できる供述は得られない。

加えて、上記被保険者名簿によると、昭和42年11月15日に申立人の資格喪失届が社会保険事務所（当時）において受理され、健康保険被保険者証が返納されている旨の記録が確認できる。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②について、B社は、同社が保管している社会保険カードの記録から、「申立人が委任契約販売員として雇用されていたことは確認できるが、入社日及び退職日は不明であり、申立期間②に同社C支店に勤務していたかは確認できな

い。」と回答している。

また、B社は、「委任契約販売員は歩合給制で売上実績に応じて厚生年金保険に加入させており、入社と同時に厚生年金保険には加入させていなかった。また、委任契約販売員を厚生年金保険に加入させていない期間については、厚生年金保険料を給与から控除していなかった。」旨回答している。

さらに、委任契約販売員であった同僚は、「申立人を記憶しているが、勤務期間は覚えていない。B社は、営業成績によって厚生年金保険に加入できる取扱いであった。私は、昭和41年1月から同社C支店で勤務をしているが、厚生年金保険に加入したのは、同年10月からであり、未加入期間は、給料から厚生年金保険料の控除は無かった。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間③について、B社は、同社が保管している社会保険カードの記録から、「申立人が委任契約販売員として雇用されていたことは確認できるが、入社日及び退職日は不明であり、申立期間③に同社C支店に勤務していたかは確認できない。」と回答している。

また、B社は、「委任契約販売員を、厚生年金保険に加入させる取扱いは、昭和44年3月21日で廃止し、全員資格喪失させた。委任契約販売員を厚生年金保険に加入させていない期間については、厚生年金保険料を給与から控除していなかった。」旨回答している。

さらに、申立人と資格喪失日が同日である昭和44年3月21日にB社C支店において資格喪失が確認できる同僚二人は、同年4月分から国民年金保険料を納付しており、そのうちの従業員一人は、「会社の方針で厚生年金から国民年金に変わる説明を受け、国民年金に加入した。昭和44年3月21日以降は、給料からの厚生年金保険料の控除は無かった。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年9月から4年4月まで
A社に勤務した期間に係る厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が加入していたB健康保険組合から提出された申立人に係る被保険者情報により、申立期間のうち、平成元年9月20日から2年4月1日までの勤務は確認できる。

しかしながら、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の代表者は、申立人の勤務期間についてはよく覚えていないが、申立人がビル清掃の仕事を引き受けて行っていた期間は、正社員としては働いていなかったため、厚生年金保険には未加入であった旨回答している。

また、A社に勤務していた複数の従業員からは、申立人の勤務期間等に関する具体的な供述は得られない。

さらに、申立人は、B健康保険組合の資格喪失日と同日の平成2年4月1日から、国民健康保険に加入していることが確認できる。

加えて、B健康保険組合から提出されたA社の申立人に係る整理番号は、オンライン記録によると、該当する厚生年金保険被保険者が存在しないと記録されており、資格取得及び資格喪失に関する記録が確認できないことから、同社は申立人の資格取得及び資格喪失の手続について、B健康保険組合に対してのみ行い、社会保険事務所（当時）には行わなかったと考えるのが自然である。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から

控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 6 月から 46 年 7 月まで

A 社（現在、B 社）に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には販売員として採用され、勤務していたことは確かなので厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人は、申立期間の一部期間について、A 社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、B 社は、当時の資料が無く、申立人に係る申立期間の在籍及び厚生年金保険料の控除を確認できないと回答しており、申立期間に勤務していた従業員等にも照会したが、申立人を記憶している者はいないことから、申立人の勤務実態等について確認することができない。

また、申立人は販売員として勤務していたと申し立てているところ、B 社は、「販売員の厚生年金保険の加入について、当時の資料が無く不明である。」と回答しており、当時の複数の同僚からも販売員の厚生年金保険の加入について供述は得られない。

さらに、A 社は昭和 40 年 7 月 1 日から C 健康保険組合に加入し、44 年 10 月 1 日から D 厚生年金基金にそれぞれ加入しているところ、申立人の加入記録が確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 7 月 31 日から同年 8 月 1 日まで
A社B支店に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社を退職したのは平成 8 年 7 月 31 日であるので厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録によると、申立人の離職日は平成 8 年 7 月 30 日と記録され、A社が加入するC厚生年金基金及びD健康保険組合の加入員記録によると、申立人の資格喪失日が同年 7 月 31 日と記録されていることから、申立期間の勤務が確認できない。

また、A社は、保険料は翌月控除と回答しているところ、同社から提出のあった給与台帳（写）によると、申立人の平成 8 年 8 月の給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 10 月 1 日から 45 年 2 月 2 日まで
② 昭和 45 年 7 月 10 日から 46 年 2 月 28 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が無い。給与明細等の確認できる資料は無いが、年末に仕事で取引先の売出しを手伝い、その後、会社に戻って忘年会を行った記憶があり、現在の記録は誤っていることは明らかなので、各申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社に係る事業所別被保険者名簿において、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 44 年 10 月 1 日に被保険者資格を取得していることが確認できる 2 名の従業員は、申立人が同年 10 月 1 日に入社した旨供述していることから、申立人が同年 10 月 1 日より同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社の事業主及び社会保険事務担当者も所在不明で連絡することができないことから、申立人の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社において、申立人と同日の昭和 45 年 2 月 2 日に被保険者資格を取得している従業員は、「自分は、A社に昭和 42 年に入社したが、同社が適用事業所になってからもすぐには被保険者資格を取得していない。当時は業界内で厚生年金保険に加入しない会社もあり、保険料が控除されないので、給与の手取り額は多かった。」と供述している。

さらに、申立人とA社への入社時期が同一の従業員は、「申立人を含めて一般応募で入社した人は、社長の判断で試用期間があったと思う。」と供述し、また、他の従業員は、「その当時は少なくとも試用期間が 3、4 か月はあったのではないか。また、試用期間中は厚生年金保険料の控除は無かったと思う。」と供述していることから、同社で

は、従業員が入社後一定期間経過後に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いであり、試用期間中は保険料を控除していなかったことがうかがえる。

申立期間②について、A社の従業員のうち5名（そのうち1名は昭和45年6月25日にB社に異動）は、「申立人は、A社のレディース衣料部門が独立して設立されたB社に所属していた。」と回答しており、そのうちの3名は、「申立人は、昭和46年頃までB社に勤務していたように思う。」と回答し、申立人も両社のどちらに所属していたか意識せずに営業していたと主張していることから、期間は特定できないが、申立人は、A社から独立したB社に勤務していたことが推認できる。

しかし、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和46年6月1日であり、申立期間②は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、B社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主及び社会保険事務担当者は所在不明のため連絡することができないことから、申立人の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人がA社で被保険者資格を喪失した昭和45年7月10日より前の同年6月25日に同社で資格を喪失し、同年12月1日に別法人で被保険者の資格を取得している従業員に、この期間の年金記録が無いことについて照会したところ、「自分は、昭和45年12月1日に再就職した会社へはA社を辞めてからすぐ勤めたはずなので、同年6月25日から同年12月1日まではB社に勤務していた。そのため、B社に異動したことで、A社における被保険者資格を喪失したと考えられる。」と供述していることから、A社はB社が厚生年金保険の適用事業所となる前にA社からB社へ異動した従業員について、被保険者資格を喪失させる取扱いであったと考えられる。

なお、申立人は年末に仕事で取引先の売出しを手伝い、その後、会社に戻って忘年会を行った記憶があるとしており、A社の取引先であるC社及びD社の従業員66名に照会したが、申立人が年末売出しの手伝いに行ったことを記憶している回答は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 14714 (事案 678 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 5 月 21 日から 50 年 7 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨を第三者委員会に申立てを行った結果、同委員会から、同社は入社から一定期間の見習期間を設け、その間は厚生年金保険料を控除していなかったなどの理由により、平成 20 年 10 月 8 日付けで記録訂正できないと通知があった。

しかし、勤務していたことは確かであり、新たな資料は無いが、A社に入社当時、既に二種免許を取得していたことから、見習期間ということはある得ず、見習期間はB法人(現在は、C法人)で乗務員証を交付されないはずなので、同法人に確認し、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、雇用保険の加入記録及びA社の同僚の供述から勤務していたことは認められるが、同社の事業主は、申立期間当時、見習期間を設け、当該期間は雇用保険には加入させていたが、厚生年金保険については、見習期間経過後に加入手続を行い、加入手続をするまでの一定期間は、厚生年金保険料を控除していなかったと供述していること、また、申立期間当時の同僚は、同社に入社後、1年程度経過してから厚生年金保険に加入し、当該期間は厚生年金保険料の控除は無かったと供述していることなどの理由から、既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 10 月 8 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかし、申立人は、この通知に納得できず、新たな資料は無いが、申立期間にA社に勤務していたことは確かであり、入社当時、既に二種免許を取得していたことから、見習期間ということはある得ず、見習期間はB法人で乗務員証を交付されないはずなので、同法人に確認するなど、再度調査してほしいとしている。

このため、当委員会は、A社を再度調査したところ、同社の関連会社であるD社がA

社に係る給与計算、社会保険関係事務を行っていたことが判明し、D社から提出された申立人の申立期間に係る給与支給内訳明細書によると、申立人は、申立期間に厚生年金保険料を控除されていないことが確認できる。

また、前回の通知文書における見習期間については、申立人の主張する二種免許取得のための養成期間を指すものではなく、また、申立人は、乗務員証が交付されたことについてB法人に確認してほしいと申し立てているが、C法人では、「事業所と従業員の雇用関係が確認できて必要書類があれば乗務員証の交付はするが、乗務員証交付が厚生年金保険の加入を意味するものではない。」と回答している。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年1月から32年2月まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間当時の同社における慰安会の写真を提出するので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社の慰安会（昭和28年3月25日）の写真及び同社における申立期間当時の複数の従業員の供述から判断すると、勤務期間は特定できないが、申立人は同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、A社は既に適用事業所でなくなっている上、事業主は所在不明であり、当時の社会保険事務担当者は既に死亡していることから、申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、上記写真で確認できる申立人が記憶している従業員のうち、撮影日の昭和28年3月に同社において厚生年金保険の被保険者であった者は4名確認できるが、上記撮影日より後の同年5月に被保険者資格を取得した従業員が3名、29年3月に被保険者資格を取得した従業員が1名いることが確認できる。

さらに、申立人及びA社の従業員は、申立期間当時の同社の従業員数は約30名くらいである旨回答しているところ、上記被保険者名簿では、厚生年金保険の被保険者となっている者は、昭和28年1月から同年4月までの期間は8名から9名、同年5月から32年2月までの期間は11名から19名であることが確認できることから、当時、同社では、全ての従業員を厚生年金保険に加入させてはいなかったものと考えられる。

加えて、申立期間におけるA社に係る上記被保険者名簿では、整理番号に欠番は無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における事業主による給与からの厚生年金保険料の控除

について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年3月頃から同年11月頃まで
② 昭和21年12月10日頃から24年3月頃まで

A県B市C町にあったD軍B病院及びE県F区G地域にあったD軍直営店であるH店に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。各申立期間について、調査して厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A県B市C町にあったD軍B病院で検査器具等の洗浄をしていたと申し立てている。

しかし、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、D軍B病院は、厚生年金保険の適用事業所となった記録が確認できない。

また、申立期間当時、進駐軍施設に勤務する日本人従業員の労務管理については、当該施設の所在する都道府県に置かれた渉外労務管理事務所において行われていたが、申立期間当時のB地域の進駐軍の社会保険事務を引き継いだI省J局は、「申立人の記録及び参考になる資料は見当たらない。また、D軍B病院については、資料が無いため、同病院が事業所として存在していたか不明である。」と回答していることから、D軍B病院における申立人の勤務状況について確認することができない。

さらに、申立人は、D軍B病院の同僚を記憶していないため、同病院における申立人の勤務状況について確認することができない。

申立期間②について、申立人は、E県F区G地域にあったD軍直営店であるH店で倉庫係等をしていたと申し立てている。

しかし、申立人が申立期間②に勤務していたとするH店は、同事業所に係る事業所別被保険者名簿によると、厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和26年7月1日であり、当該期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、申立期間②当時のH店の社会保険事務を引き継いだI省K局は、「申立人の記録及び参考になる資料は見当たらない。」と回答していることから、同事業所における申立人の勤務状況について確認することができない。

さらに、進駐軍労務者については、「進駐軍労務者に対する健康保険法及び厚生年金保険法の適用に関する件」（昭和23年12月1日保発第92号厚生省保険局長から各都道府県知事あて通知）により、厚生年金保険法の規定により「国の事務所」に使用される者として、昭和24年4月1日から強制被保険者として適用することと決定されたところ、申立人は、「昭和24年3月にD軍直営店（H店）を辞めた。」旨を供述していることから、申立期間②は厚生年金保険の適用期間でないことが確認できる。

加えて、申立人は、D軍直営店（H店）における同僚を記憶していないため、申立期間②に係る申立人の勤務状況について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における事業主による給与からの厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準賞与額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 7 月 10 日

申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A法人が当該賞与について、届出を行っていなかった。同法人は、その後、訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A法人から提出された「支給控除一覧表」により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、申立人は、平成 19 年 7 月 16 日にA法人における厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる。

また、厚生年金保険法第 19 条第 1 項において、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされており、同法第 81 条第 2 項において、「保険料は、被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収するものとする。」とされている。

これらを総合的に判断すると、平成 19 年 7 月は、申立人が厚生年金保険の被保険者とはならない月であり、当該月に支給された賞与については、保険料の徴収の対象とはならないことから、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準賞与額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年11月から25年8月1日まで
A組合（現在は、A組合連合会）に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同組合に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A組合連合会から提出された「諸給与」の帳簿から判断すると、申立人は昭和24年4月からA組合に勤務していたことは認められる。

しかしながら、健康保険厚生年金保険適用事業所名簿によると、A組合が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和25年8月1日であり、申立期間は適用事業所となっていない期間であることが確認できる。

また、A組合連合会の総務担当者は、「厚生費」の帳簿の記載から、厚生年金保険料の発生は昭和25年9月からであると供述しており、同帳簿の記載によると、同年8月の厚生年金保険料として同年9月に計上されている金額は、同組合が適用事業所となった同年8月1日に資格を取得した申立人を含む4名の保険料の合計額と一致していることが確認できる。

なお、申立人が記憶するA組合の採用時の部長及び3名の同僚については、死亡又は所在が不明のため、これらの者に申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 5 月 8 日から 38 年 10 月 1 日まで

A社にB職として勤務していた期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の報酬月額に見合う標準報酬月額よりも低くなっている。報酬月額は、昭和 36 年 5 月の初任給では 2 万円であり、40 年 2 月の退職時には 2 万 4,000 円で、報酬月額は徐々に上がっていたので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているが、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主は既に死亡していることから、申立人の申立期間に係る申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿において、申立人の同社における標準報酬月額の記載内容に不備な点は無く、標準報酬月額が遡って訂正が行われる等の不自然な処理は見当たらない。

さらに、上記の事業所別被保険者名簿により、申立期間にA社において、被保険者記録が確認できる複数の同僚及び従業員に、同社の厚生年金保険の取扱いについて照会したが、当時の取扱いについて確認することができない。

加えて、申立期間を含む昭和 34 年 8 月から 37 年 3 月までの期間において、申立人と同じ職種、同世代で、A社において厚生年金保険被保険者資格を取得した同僚及び従業員 4 人の資格取得時の標準報酬月額をみると、申立人と同額（1 万円）は一人、申立人よりも 1 等級高い 1 万 2,000 円が二人、他の一人は申立人よりも低い 9,000 円であることが確認できる。

また、申立人は、申立期間の標準報酬月額は現在の記録より高かったと主張しているところ、申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書等を保有してい

ないことから、申立期間の控除額を確認できない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 10 月 1 日から 14 年 1 月 18 日まで
A社の代表取締役として勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が 26 万円とされているが、実際の報酬月額は 59 万円であった。報酬月額と相違しているため、申立期間の標準報酬月額を正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初、59 万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成 14 年 1 月 18 日）の後の平成 14 年 1 月 21 日付けで、26 万円に遡って減額訂正されていることが確認できる。

一方、A社に係る商業登記簿謄本により、申立人は平成 13 年 4 月 3 日に代表取締役等に就任し、申立期間及び当該処理日において、同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、A社に係る平成 13 年度滞納処分票によると、同社は平成 13 年 10 月から同年 12 月までの厚生年金保険料の滞納があったことが確認できる上、同社に係る厚生保険特別会計債権消滅不納欠損決議書に、当該期間の保険料に係る延滞金を処分する決議が記録されていることが確認できる。

さらに、平成 13 年度滞納処分票によると、申立人自身が社会保険事務所（当時）と滞納保険料の整理に関する交渉をA社が適用事業所でなくなった日以後、複数回にわたって行っていたことが確認できる。

加えて、申立人は、「取締役が社会保険事務所に社会保険料の支払の遅延について相談に行ったところ、社会保険事務所から標準報酬月額を引き下げるよう指導を受けたことを聞いたことがあり、そのときに、標準報酬月額を引き下げてもよいと言った覚えがある。」と供述していることから、申立人が当該訂正処理に同意し、関与していたと考

えるのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、代表取締役として、自らの標準報酬月額の減額訂正に同意しながら、当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 7 月 1 日から 13 年 5 月 29 日まで
厚生年金保険の加入記録によると、私の夫が経営していたA社に勤務した期間のうち申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違しているため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の事業主は、申立人の申立期間に係る標準報酬月額及び給与からの厚生年金保険料の控除額について 20 万円の給与に見合うものであったと主張しているところ、申立人に係る申立期間当時の賃金台帳は保管していないとしている。

一方、A社の事業主により提出された健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書により、平成 12 年 11 月 1 日に同社から社会保険事務所（当時）に届け出た申立人の標準報酬月額は、オンライン記録と一致していることが確認できる。

また、オンライン記録によれば、申立人のA社における申立期間に係る標準報酬月額の処理に不自然さは無く、遡って標準報酬月額の訂正が行われた形跡も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間の標準報酬月額はオンライン記録と相違していると主張しているところ、申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書等を保有していないことから、申立期間の保険料控除額を確認できない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 10 月から 59 年 12 月まで

A事業所に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同事業所に間違いなく勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の資格取得日が昭和 58 年 3 月 1 日、離職日が 59 年 2 月 11 日と記録されていることから、申立人は、当該期間において、A事業所に勤務していたことが確認できる。

しかし、A事業所は、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、厚生年金保険の適用事業所となった記録が無い。

また、申立人は、A事業所の代表者及び同僚の氏名を記憶しているが、連絡先が不明であることから、これらの者から、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除についての供述を得ることができない。

さらに、申立人は、A事業所では建築関係の健康保険組合に加入していたとしているところ、当時、同事業所が加盟することができた現存するB健康保険組合は、申立人の加入記録及び同事業所の加盟記録を確認できないとしている。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 2 月 1 日から同年 6 月 1 日まで
A 病院 (現在は、B 法人) に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同病院創立 5 周年記念誌に、昭和 47 年 5 月 31 日退職との記載があり、継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した A 病院創立 5 周年記念誌の記載内容及び二人の同僚等の回答から、申立人は、申立期間も A 病院に医師として勤務していたことが推認できる。

しかし、A 病院に係る被保険者原票には、申立人は昭和 47 年 3 月 8 日付けで、健康保険証を返納したことが記録されている。

また、B 法人は、申立期間当時の人事記録等は保管しておらず、申立人の勤務実態や厚生年金保険料控除について確認することができないものの、資格喪失手続をした後に、給与から厚生年金保険料を控除することは無いと回答している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 4 月 1 日から 58 年 7 月まで
② 昭和 59 年 8 月から 62 年 7 月まで

高校卒業後すぐに両親が経営するA社に勤務した申立期間①、同社が倒産した後、B社で勤務した申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。両社で勤務したことは確かなので、両申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社の同僚の供述により、申立人は、昭和 55 年 4 月から、同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社に係る適用事業所名簿により、同社は、昭和 56 年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間①のうち同日以降は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、A社の申立人の父親に係る被保険者原票により、申立人は、昭和 45 年 12 月 1 日から 56 年 6 月 1 日までの期間、父親の被扶養者となっていることが確認できる。

さらに、A社は既に解散し、同社の事業主（申立人の父親）及び当時の給与及び社会保険の担当者は既に死亡しているため、同社から申立人の厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

加えて、申立人がA社と一緒に勤務していたと記憶している同僚7名のうち5名の氏名は、同社に係る厚生年金保険被保険者原票には記載されていないことから、同社では従業員の全員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

2 申立期間②について、A社は、同社に係る商業登記簿謄本により、昭和 56 年 9 月 10 日付けでB社に商号変更していることが確認できるところ、申立人は、59 年 7 月 2 日から 60 年 6 月 30 日まで同社において雇用保険の加入記録があることから、当該期間、同社に勤務していたことは確認できる。

しかし、B社は、オンライン記録及び適用事業所検索システムでは、厚生年金保険の適用事業所となった記録が確認できない。

また、B社は既に解散し、同社の事業主（申立人の母親）から事情を聴くことができず、当時の給与及び社会保険の担当者は既に死亡しているため、同社から申立人の厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

さらに、申立人は、B社と一緒に勤務していた2名を記憶しているが、1名は名字のみ記憶しているため特定することができず、1名は給与明細書等の厚生年金保険料の控除を確認できる資料が保有していないため申立人の申立期間②に係る保険料控除を確認することができない。

3 このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年12月から32年4月1日まで
A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に勤務していたのは間違いないので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における同僚及び複数の従業員の供述から、期間は特定できないものの、申立人は同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は、当時の資料が保管されていないことから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除については不明と回答している。

また、申立人が記憶していた同僚のうち、連絡先が判明した者に照会したところ、回答があった者からは、申立人の申立期間当時の社会保険の取扱いについて詳しい供述を得ることができない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から申立期間に被保険者記録がある従業員は、社会保険には入社時に加入せず、入社後医療を必要としたときに会社に申請して加入させてもらったとしている。

加えて、申立人と同じデザインの仕事をしていた同僚及び従業員の厚生年金保険の被保険者資格取得日は、同僚一人は、A社が厚生年金保険の適用事業所となった日から1か月後（入社18か月後）、従業員二人は入社して10か月後に取得したとしている。

また、申立人が保管していた昭和29年4月に撮影したとする写真の同僚一人は30年7月に厚生年金保険の被保険者資格を取得しており、31年7月に撮影したとする写真の同僚4人は32年2月に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、上記被保険者名簿において、昭和28年12月1日から申立期間を含む33年7月1日までの健康保険証の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案14756（事案7601の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年8月1日から27年4月1日まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨を年金記録確認第三者委員会に申し立てたところ、同委員会から保険料控除が確認できないこと、及び当時の申立人と同じ身分の取締役であった者で、記録の確認ができた者の過半数が3年以上の被保険者空白期間があること等を理由として、申立ては認められなかった。今回、新たに社史等の資料を提出するので、記録を訂正してほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、事業主が、「申立期間当時の厚生年金保険に関する資料を保存していないことから、当時のA社における厚生年金保険の加入状況や申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することはできない。」と供述していること、複数の従業員に対する照会から、申立人に係る保険料の給与からの控除を確認することができなかったこと、及び申立期間当時の22名の役員で厚生年金保険の加入記録が確認できなかった数名を除く過半数の役員について、申立人と同様に3年以上にわたる被保険者資格喪失期間があることから、既に当委員会の決定に基づき平成22年3月17日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は新たな資料2点（「A社四十年史」（抜粋）及び「B地区の三十年－A社経営副史－」（抜粋））を提出して、申立人が同社に勤務していたことを詳細に説明している。

しかし、申立人のA社における申立期間に係る勤務については、既に、前回審議において確認されている。

また、申立人は、「A社の人事担当部署関係者が、勤務が確認でき、給料を支払って

いる以上、厚生年金保険料を控除していないはずが無いと供述している。」旨主張しているところ、改めて同社に確認したところ、「当時の資料が無く不明。」と回答しており、前回調査以上の回答を得ることはできなかった。

さらに、申立人は、当時の役員の被保険者期間に空白期間があることについて疑問であると主張しているが、A社は、「各人の厚生年金保険の加入状況について、個別事情は不明である。」旨回答をしている。

以上のことから、申立人が提出した新たな資料については、当初の決定を変更すべき新たな事情に当たらず、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年6月から28年3月頃まで
中学校の就職担当の先生の紹介でA社に入社したが、厚生年金保険の加入記録が無い。勤務していたのは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶しているA社の同僚の供述から、申立期間当時、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によると、A社に係る厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、また、同社の所在地を管轄する法務局に商業登記の記録も確認できない。

また、上述の同僚は、「A社の事業主はもう既に亡くなっているが私の叔父さんであり、同社は終戦直後に作られた会社で、法人としての組織ではなく、厚生年金保険には加入していなかったので私の加入記録も無い。保険料の控除もされていなかった。」と供述している。

さらに、オンライン記録において、上記同僚がA社の事業主であると供述する者と姓名が同一である被保険者2名の記録が確認できるものの、それらの者の記録においては、同社における加入記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年6月頃から55年12月頃まで
② 昭和60年4月頃から62年12月頃まで

A事業所に2度目に勤務した期間及びB事業所に勤務した期間の厚生年金保険の加入記録が無い。両事業所とも当時担当した業務を明らかにするので、申立期間について、勤務していたこと及び厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A事業所において申立期間に被保険者記録のある従業員の供述から、期間は特定できないものの、申立人が同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、A事業所は、「申立人に係る資料を保管していないことから、申立期間に係る勤務の有無については不明。」と回答している。

また、申立期間当時から現在までA事業所の社会保険手続に関与している社会保険労務士事務所は、「申立期間当時から現在においても、同事業所から通知を受けた正社員についてのみ厚生年金保険と雇用保険を併せて取得・喪失の手続をしている。正社員ではない者については通知を受けることが無いため、厚生年金保険及び雇用保険共に被保険者資格は取得させず、給与から保険料を控除することもない。」旨供述している。

さらに、従業員5名について雇用保険及び厚生年金保険の加入記録を調査したところ、いずれの者においても雇用保険と厚生年金保険の被保険者期間が一致しており、さらに、このことは申立人のA事業所での最初の勤務期間についても同様であった。

加えて、申立人の雇用保険の加入記録によれば、申立期間のうち昭和55年1月21日から、申立期間後に勤務した他の事業所において被保険者資格を取得していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②について、申立人が申立期間に勤務していたとするB事業所は、オンライン記録及び適用事業所検索システムにおいて、厚生年金保険の適用事業所となった記録が確認できない。

また、B事業所は昭和63年8月に破産しており、当時の事業主から回答が得られないことから、申立人の申立期間当時の勤務状況等について確認することができない。

さらに、申立人が同僚として挙げた複数の者の名前は姓のみであることから、厚生年金保険の記録から特定することができず、これらの者から、申立人のB事業所における勤務状況等について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年10月から40年11月1日まで
② 昭和47年から62年6月1日まで

A社に勤務した期間及びB社（現在は、複数回の商号変更を経て、C社）に勤務した期間の厚生年金保険の加入記録が無い。両事業所とも勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が勤務していたとするA社は、オンライン記録によると、申立期間において、厚生年金保険の適用事業所となったことが確認できない上、商業登記簿謄本により同社は昭和46年2月に解散していることが確認できる。

また、A社の商業登記簿謄本に記載されている事業主に照会したが、回答を得られなかった。

さらに、申立人は、A社における上司、同僚等の氏名を覚えておらず、これらの者から、申立人の同社における勤務状況や厚生年金保険の取扱い等について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②について、申立人が申立期間に勤務していたとするB社は、オンライン記録及び適用事業所検索システムにおいて、厚生年金保険の適用事業所となった記録が確認できない。

また、申立人は、B社における上司、同僚等の氏名を覚えておらず、これらの者から、申立人の同社における勤務状況や厚生年金保険の適用について確認することができない。

さらに、B社は、申立期間の前の昭和44年12月にD社と商号変更されているが、申

立人は同社名を知らないことから、申立期間当時に勤務していたことはうかがえない。

加えて、D社は昭和54年7月1日に厚生年金保険の適用事業所となっているが、現在の事業主は、「申立人に係る雇用の事実をうかがえる資料は無い。」と回答している上、同社において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の従業員に照会したが、申立人を知っている者はいなかった。

また、申立人は申立期間の一部において、国民年金の保険料を納付していることがオンライン記録で確認できる。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 2 月 1 日から同年 7 月 1 日まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には倒産したB社の社員とともに入社した。A社は、その後、C社に社名変更になったと記憶している。保険料はA社入社時から継続して控除されていたと思うので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の供述により、期間は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の代表者は所在不明であることから、同社における厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、申立人が同じ時期にB社からA社に入社したと記憶している7人の被保険者資格の取得については、A社に係る事業所別被保険者名簿において、そのうち4人が確認できない。

さらに、上記4人のうちの一人は、「申立人と一緒にB社からA社に移ったが、自分たちは正社員ではなく、厚生年金保険には未加入だったと思う。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 8 月から 43 年 6 月まで
② 昭和 46 年 11 月から 48 年 2 月まで

A社に勤務した申立期間①及びB社においてC社D店の婦人服売場販売員として勤務した申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。各申立期間に両社に勤務したことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、当該期間にA社に勤務していたと主張しているが、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、同社が厚生年金保険の適用事業所となった記録が確認できず、申立人の同社における雇用保険の加入記録も確認できない。

また、A社の当時の事業主の子は、「母は既に死亡しており、20年以上前に廃業し、当時の資料も残っていない。」旨供述していることから、申立人の勤務実態や厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、申立人は、A社における上司、同僚等の氏名を覚えておらず、これらの者から申立人の同社における勤務実態について確認することができない。

2 申立期間②について、申立人が当該期間に勤務したとするB社は、「当時の資料は無く、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の給与からの控除については不明である。デパートなどでの販売員は、雇用形態が種々あり、正社員ではない者が多く、厚生年金保険には加入させない場合がある。」旨供述していることから、申立人の勤務実態や厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、B社の商品を取り扱っていたC社の事業主は、「当時の資料は無く、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについては不明。」と回答している上、同社D店で申立期間②に在籍した複数の従業員に照会したところ、いずれも申立人を記憶し

ておらず、そのうち二人の従業員は、「衣料品等特定銘柄の販売員は当該銘柄を扱う業者の社員であり、応援社員と呼んでいたのが申立人はC社の従業員ではないと思う。」旨供述している。

さらに、B社及びC社D店に係る事業所別被保険者名簿において、申立期間②に整理番号の欠番は見当たらないことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

3 このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年6月1日から34年6月2日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には、昭和30年7月から36年1月まで勤務し、最初は本店で約3年余り、その後続いてB支店に勤務した。申立期間も同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に昭和30年7月から申立期間を含めて36年1月まで、本支店を通じ継続して勤務していたと申し立てている。

しかしながら、A社は、「当時の資料が無く、申立人の申立期間の勤務状況及び厚生年金保険料の控除については確認することができない。」と回答しており、現在の事業主は、「申立人が事務員として勤務していたことは記憶しているが、当時事務員は一人だったため、本店から支店への異動は考え難く、申立期間における申立人の勤務状況については分からない。同人の年金記録が抜けている理由についても不明であるが、その期間に保険料を控除していたとは考え難い。」と供述している。

また、当時のA社B支店の支店長は、「本店には出入りする機会が多かったので、申立人が事務員として勤務していたことは知っているが、申立人と同じ職場で働いた記憶は無く、申立期間の勤務状況については分からない。当時は経理事務所に業務委託をしていたので、同支店には事務員一人が事務処理を行っており、本店においても同様であったと思われる。」と供述している。

さらに、申立人が氏名を挙げた同僚二人は、連絡先不明であり、申立人の勤務状況等について確認することができないため、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間前後に被保険者となっている従業員68人のうち、住所の判明した23人に照会したところ、4人の従業員（3人は本店、一人はB支店勤務と回答）が申立人を

記憶している旨回答している。

しかしながら、上記申立人を記憶していた4人の従業員のうち、昭和31年11月1日に厚生年金保険の資格を取得した二人の従業員（本店勤務。自身の入社時期はそれぞれ30年頃、31年4月と回答）は、「申立人は、事務員として勤務し、社会保険の手続及び給与計算も担当していたと思われる。」と供述しており、そのうちの一人は、「私自身の入社時期は、昭和30年頃だったと記憶しているが、申立人にお世話になったのは、私が入社して半年くらいかもう少し短い期間だったかもしれない。当時、申立人は後任者と二人で仕事をしており、後任者に仕事を引き継ぐために、毎日ではなく時々会社に来ていたような記憶がある。私が退職した頃（厚生年金保険被保険者資格喪失日：34年5月1日）は、事務員は他の人二人だった。」と供述している。

また、昭和34年6月1日に厚生年金保険の資格を取得した従業員（B支店勤務）は、「私は支店の事務員として採用され、申立人に仕事を教わりに本店に2、3度行ったことがあり、それで申立人の名前を覚えていた。」と供述しており、また、同年6月2日に資格取得した従業員（本店勤務）は、「当時本店の事務員は、申立人の他に一人か二人いて、申立人は、売上関係事務と店番を担当していた。」と供述しており、申立人が同年6月以前に勤務していたことがうかがえるが、勤務期間が特定できず、申立期間の勤務状況について、具体的な供述が得られなかった。

さらに、上記の被保険者名簿において、申立人が昭和31年6月1日にA社において厚生年金保険の被保険者資格を喪失した際に、健康保険証が返納されていたことが確認でき、同被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者番号払出簿では、申立人が34年6月2日に同社で被保険者資格を再取得した際に、一度目の取得時とは別の番号が払い出されていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 6 月及び同年 7 月

A社で勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が前後の期間の標準報酬月額と比べて低額に記録されている。当時会社の経営も悪くなく、給与の減額は考えられないので調査の上、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額の見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

一方、申立人が勤務していたA社は既に社会保険の適用事業所ではなくなっており、事業主及び当時の経理担当者も連絡先不明で申立期間に標準報酬月額が下がっている理由を確認できない上、申立人は申立期間の給与明細書等を所持しておらず、保険料控除額及び報酬月額を確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に厚生年金保険の被保険者となっている従業員の記録を確認したところ、昭和 34 年 3 月、4 月及び 6 月の随時改定により標準報酬月額が下がっている従業員が 5 人みられる。

さらに、A社で申立期間に被保険者であった 13 人に照会し、4 人から回答を得たが、申立期間に給与が引き下げられたか否か等について記憶している者はいなかった。なお、当該 4 人のうちの一人は、申立人と同時期に標準報酬月額が随時改定により引き下げられているが、保険料控除額、給与支給額などについて記憶していることは無い旨回答している。

加えて、上記被保険者名簿及び書換え後の事業所別被保険者名簿において、遡及して標準報酬月額が訂正が行われた形跡も無く不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年10月15日から44年10月15日まで
A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社からB社に移るのに2週間くらいがあり、その前に1年ほどA社でタクシー運転手として勤めた記憶があるので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における雇用保険の加入記録は、昭和43年6月5日から44年4月20日まで記録されている上、42年4月から46年9月まで同社に勤務していた申立人の従兄弟が、「申立人は43年から1年ほどは勤務していた。」と回答しており、同社における勤務期間は特定できないものの、申立人が勤務していたことは認められる。

しかしながら、A社は、「当時の資料を保存していないため、申立人の在籍を確認できず、当社における厚生年金保険の取扱いについて不明である。」旨回答している。

また、申立人は、A社に勤務したとする同僚を、申立人の従兄弟以外に二人を記憶しているが、そのうち一人については、同社に係る事業所別被保険者名簿に氏名が見当たらない上、「自分は当初は労働組合からの派遣だった。」と供述しているもう一人の厚生年金保険の記録は昭和45年1月からとなっている。

さらに、A社が加入する厚生年金基金（設立は昭和42年）は、「申立人は、当基金に昭和44年11月1日にB社において初めて加入している。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 11 月 1 日から 12 年 1 月 23 日まで
A 法人に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、それ以前の標準報酬月額より引き下げられている。給料明細書を提出するので、調査して正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険の標準報酬月額は、平成 8 年 6 月から 11 年 10 月までは 59 万円、同年 11 月及び同年 12 月は、随時改定の届出により 15 万円と記録されている。

このことについて、A 法人の事業主に照会したが回答が得られず、申立人の申立期間における報酬月額及び保険料控除の状況について確認することができない。

また、申立人が提出した平成 11 年 11 月分と記載された給料明細書において控除されていることが確認できる厚生年金保険料は、59 万円の標準報酬月額に基づく控除額であることが確認できるものの、当該控除額が翌月控除（10 月分）又は当月控除（11 月分）に基づくものであるのかを確認することができないほか、同じく申立人が提出した同年 12 月分と記載された給料明細書においては、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

さらに、A 法人が委託している会計事務所では、当時の資料は保管していない旨回答していることから、平成 11 年 11 月分と記載された給料明細書に記載されている厚生年金保険料が同年 11 月の厚生年金保険料であることについて確認することができない。

加えて、オンライン記録から A 法人で厚生年金保険に加入したことが確認できる全ての従業員に照会したところ、回答があった 3 名には、保険料控除方式が当月あるいは翌月であったか、記憶している者はいなかった。

一方、オンライン記録によると、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額は、平成 11 年 11 月に 15 万円に随時改定されているが、社会保険事務所（当時）において不自然な

記録訂正が行われた形跡は見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年3月1日から8年3月31日まで
A社の代表取締役として勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、それ以前の標準報酬月額より低い。社会保険料の滞納を整理するため手続を行ったが、標準報酬月額を当初の記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成6年3月から同年10月までは53万円、同年11月から8年2月までは59万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成8年3月31日）より後の同年4月5日付けで、6年3月から同年10月までは8万円、同年11月から8年2月までは9万2,000円に遡って減額訂正されていることが確認できる。

しかしながら、A社に係る商業登記簿謄本により、申立人は申立期間及び上記減額訂正時において、同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、A社における社会保険の届出事務は自分が行い、厚生年金保険料の滞納を整理するため、社会保険事務所（当時）に呼び出され、自らの標準報酬月額を遡って引き下げて、滞納保険料の精算を行うことについても説明を受け同意した旨回答している。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として、社会保険の届出事務に権限を有し、自らの標準報酬月額の減額訂正に同意しながら、当該減額訂正を有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年4月頃から31年4月頃まで
② 昭和34年1月頃から36年3月頃まで

A事業所に勤務した申立期間①及びB社（現在は、C社）に勤務した申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間中、それぞれの会社に勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間①及び②について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A事業所の元代表者の子による「私は、当時、父の手伝いで往診にも行き、申立人を覚えているが、勤務期間までは分からない。」旨の供述から判断すると、期間は特定できないが、申立人が同事業所に勤務していたことは推認される。

しかしながら、A事業所は、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない。

また、A事業所の元代表者の子は、「父は死亡しており、詳細は不明であるが、当時の事務状況からみて、申立人の厚生年金保険料は最初から控除されていなかったと思う。」旨供述している。

さらに、申立人は、A事業所の同僚を覚えていないことから、同僚への照会ができず、同事業所における申立人の申立期間①に係る厚生年金保険の取扱いについて確認することができない上、申立人は、「当時、A事業所から健康保険証を受領した記憶は無い。」旨供述している。

申立期間②については、C社の人事担当者は、「当時の人事原簿には、申立人の名前が無く、当時を知る者もない。」旨供述しており、B社における申立人の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、申立人は、「当時、B社から健康保険証を受領した記憶は無い。」旨供述して

いる。

さらに、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人及び申立人の記憶する複数の同僚の記録を確認することができない上、健康保険証の整理番号に欠番が無く、不自然な記載は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①及び②について、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 4 月 1 日から同年 9 月 1 日まで
② 昭和 55 年 9 月 1 日から同年 11 月 26 日まで
③ 昭和 55 年 11 月 26 日から 56 年 4 月 1 日まで

昭和 55 年 4 月から 57 年 3 月末まで A 県で教員をしていたが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。勤務していたことは確かなので、各申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 県 B 庁 C 課から提出された履歴証明書から、申立人は、昭和 55 年 4 月 1 日から同年 8 月 31 日までの期間は D 小学校、同年 9 月 1 日から同年 11 月 25 日までの期間及び同年 11 月 26 日から 56 年 3 月 31 日までの期間は E 小学校に教諭として臨時的に任用されていたことが確認できる。

しかし、A 県 B 庁 C 課は、保存年限を経過しているため、申立期間の給与、社会保険の届出関係の書類を既に廃棄しており、申立期間当時の臨時的任用職員に対する厚生年金保険の適用の取扱い、申立人の給与からの厚生年金保険料の控除等について確認することができない旨供述している。

また、A 県 B 庁 C 課から提出された「昭和 55 年度臨時的任用職員一覧表」によると、昭和 55 年 4 月 1 日から 56 年 3 月 31 日までの期間に、同県 F 事務所管内の小中学校で、申立人と同様に臨時的任用職員として勤務しているものは 63 人であり、その厚生年金保険の加入状況について確認したところ、2 か月以上の雇用期間があるにもかかわらず、申立人を含め 35 人は厚生年金保険の加入記録が認められない。

このことから、申立期間当時、A 県 F 事務所は、臨時的任用職員を必ずしも厚生年金保険に加入させていたわけではなかった状況がうかがえる。

さらに、申立期間当時の複数の臨時的任用職員に照会したところ、「臨時的任用職員は厚生年金保険の加入対象となっていなかった。」、「厚生年金保険には加入しなくてもよかった。」等と回答している上、申立人の申立期間における保険料控除をうかがわせる資料は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年3月1日から8年6月13日まで
A社に代表取締役として勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が報酬月額に見合う標準報酬月額よりも減額されている。
標準報酬月額の記録を報酬月額に見合う額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、平成元年3月1日から5年10月1日までの期間について、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、当初、元年3月から同年11月までの期間は47万円、同年12月から3年3月までの期間は53万円と記録されていたところ、同年4月1日付けで、20万円に遡って減額訂正処理されていることが確認できる。また、5年3月4日付けで、3年2月から5年2月までの標準報酬月額が20万円から8万円に遡って減額訂正処理されており、この訂正処理が同年9月まで継続していることが確認できる。

一方、申立人は、A社に係る厚生年金保険料の滞納は無かった旨主張しているものの、同社の当時の取締役及び従業員一人は、同社が厚生年金保険料を滞納していた旨供述していることから、同社は、当該期間当時、厚生年金保険料を滞納していたものと考えられる。

また、A社の商業登記簿謄本から、申立人は、当該訂正処理が行われた平成3年4月1日及び5年3月4日を含め、申立期間において、同社の代表取締役であったことが確認できる。

さらに、申立人は、A社に係る厚生年金保険料の遡及訂正処理に関わっていない旨主張しているが、申立人は、何度も社会保険事務所（当時）から呼出しを受け、厚生年金保険料を納付しやすくするので印鑑を持参するように言われて、同社に係る実印及び事業所印を同事務所に持参し、同事務所が用意した届出書類に自ら代表

者印を押した旨供述していることから、申立人が当該期間に係る標準報酬月額の変更及訂正処理に関与していたものと推認される。

これらを総合的に判断すると、申立期間のうち、平成元年3月1日から5年10月1日までの期間について、申立人は、A社の代表取締役として、自らの標準報酬月額の減額訂正処理に関与しながら、当該標準報酬月額の減額訂正処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、当該期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

2 申立期間のうち、平成5年10月1日から8年6月13日までの期間について、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、5年10月、6年10月及び7年10月の定時決定に基づき、5年10月から6年10月までは8万円、同年11月から9万2,000円と記録されており、当該処理については、遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理に不合理な点は見当たらない。

また、上記のとおり、申立人は、当該期間において、A社の代表取締役であったことが確認でき、社会保険事務に係る権限を有していたことが認められる上、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことを示す賃金台帳等の資料を所持していない。

さらに、当時のA社の給与事務担当者は、申立人の指示に基づき、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料よりも過少な保険料を給与から控除していた旨供述していることから、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できない。

このほか、当該期間について、申立人の主張する厚生年金保険料を給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成5年10月1日から8年6月13日までの期間について、厚生年金保険の被保険者として申立人の主張する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

そのため、申立人は、申立期間当時の厚生年金保険料の控除を確認できる資料を所持していないものの、仮に、申立期間について、申立人の主張する厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたとしても、申立人は、上記のとおり、特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、当該期間については、特例法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年12月1日から15年2月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額の記録が実際に支給されていた給与額より低くなっている。平成14年7月分の給料明細及び7年から15年までの給与所得の源泉徴収票を提出するので、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額の見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間のうち、平成14年7月について、申立人から提出されたA社に係る同年7月分の給料明細によると、報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録より高いことが確認できるものの、厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録と一致していることが確認できる。

また、申立期間のうち、平成7年1月から14年6月までの期間及び同年8月から15年1月までの期間について、申立人が所持する7年から15年までの給与所得の源泉徴収票に記載されている社会保険料控除額は、オンライン記録の標準報酬月額を基に算定した厚生年金保険料、健康保険料等の合計額とおおむね一致していることから、当時、A社ではオンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除していたと考えられる。

一方、特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、当該事業主

が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されているところ、申立人は、A社の経理担当者として代表取締役の指示に基づき、申立てに係る標準報酬月額引下げに係る届出手続を行ったと主張しているが、同社に係る商業登記簿謄本から、申立人は、申立期間において取締役であったことが確認でき、同社の代表取締役は、申立人が同社の社会保険事務担当であった旨回答している。

これらのことから、申立人は、特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、当該期間については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

- 2 申立期間のうち、平成6年12月について、A社の代表取締役は、申立人の厚生年金保険料の控除額を確認できる資料は既に無く、当該期間について、社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を申立人の給与から控除していた旨供述している。

また、申立人のA社に係るオンライン記録において、標準報酬月額等の記載内容に不合理な訂正処理が行われた形跡は見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

一方、申立人は、上記のとおり、A社の社会保険事務担当であったことから、特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められる。

そのため、申立人は当該期間の厚生年金保険料の控除を確認できる資料を所持していないものの、仮に、当該期間について、申立人の主張する厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたとしても、申立人は上記のとおり、特例法第1条第1項ただし書に規定される者であることから、当該期間については、特例法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

東京厚生年金 事案14795（事案1502の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年11月1日から29年6月1日まで
: ② 昭和29年12月1日から31年4月1日まで

A社に勤務していた期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい旨、第三者委員会に申し立てたところ、同社は昭和30年3月以前の期間については適用事業所ではないこと等の理由により、記録の訂正が認められなかった。

しかし、同社に勤務していたことは確かであり、第三者委員会の判断に納得いかないので、新たな資料を提出するので厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②に係る申立てについては、連絡が取れたA社の従業員は、「申立人に関する明確な記憶が無い。」旨の供述をしていることや申立人の勤務実態や保険料控除の実態について確認することができないこと、また、同社は、昭和30年3月以前の期間については厚生年金保険の適用事業所になっていないこと等の理由により、既に当委員会の決定に基づく平成21年2月12日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は前回の審議に納得できないとして、申立期間について、勤務していたA社での動物と一緒に撮った写真、同社における従業員の勤務の分担表及び同僚から申立人に宛てた手紙を提出するので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしいと主張しているところ、提出資料及び同社の複数の元従業員の供述から、期間は特定できないものの、申立人が同社で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、従業員の勤務の分担表とA社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を照合したところ、同社の幹部のみが厚生年金保険に加入していることがうかがわれ、申立人と同職種の者は加入していないことが確認できる。

また、前述の従業員からは、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除に関する

供述を得ることはできなかった。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月1日から62年9月30日まで
厚生年金保険の加入状況について確認したところ、A社に勤務していた期間について、加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、高校を卒業後すぐに入社し、勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の役員の供述から、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社は既に閉鎖となっており、当時の事業主は既に死亡していることから、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、上述の役員は、「申立人は営業見習として勤務していたが、見習の厚生年金保険料の取扱いについては担当ではないため不明である。当時の記録は保管していない。」旨供述しており、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人の記憶する同僚は、既に死亡しており、申立人の勤務実態について確認することができないほか、当該同僚は申立期間当時、厚生年金保険に加入しておらず、A社では、必ずしも社員全員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

加えて、厚生年金保険と雇用保険の加入状況について、申立期間当時の従業員の記録を確認したところ、それぞれの加入記録はほぼ一致していることが確認できるが、申立人の雇用保険加入記録は見当たらないほか、A社の申立期間に係る事業所別被保険者名簿及びオンライン記録の健康保険の整理番号に欠番は無く、社会保険事務所

(当時)の事務処理に不自然さは見当たらない。

また、オンライン記録によれば、申立人は申立期間の一部において母親の健康保険の被扶養者となっていることが確認できる。

このほか、申立人について、申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 3 月 1 日から 55 年 5 月 1 日まで
ねんきん特別便で加入期間を確認したところ、申立期間について加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間についてはA社に勤務していたので、当該期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間においてA社に勤務していた複数の同僚の供述から、申立人が、期間の特定はできないものの、同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社は既に適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は既に死亡していることから、申立人の同社での勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立期間当時、A社に勤務し、厚生年金保険の被保険者資格を取得している、連絡先が判明した同僚9名から回答があったが、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる回答は得られない。

さらに、複数の同僚の厚生年金保険の資格取得日は、入社後1年から2年以上経過しているほか、加入記録が見当たらない同僚も複数名見受けられるなど、同社においては、勤務していた従業員全員を厚生年金保険に加入させていた状況ではなかったことがうかがわれる。

加えて、申立人は申立期間を含む昭和 48 年 11 月 25 日から平成 6 年 12 月 2 日までの期間において、国民健康保険に加入していることが確認できる。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿の整理番号に欠番等は見られず、社会保険事務所（当時）の事務処理に不自然さは見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 5 月 1 日から 14 年 2 月 28 日まで
A社の代表取締役として勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の報酬と比べて低い額になっている。そのため、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、A社における申立人の厚生年金保険の標準報酬月額は、オンライン記録によると、当初、平成 9 年 5 月から 12 年 9 月までの期間は 59 万円、同年 10 月から 14 年 1 月までの期間は 62 万円と記録されていたところ、同社が、厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった 14 年 2 月 28 日の後の同年 3 月 5 日付けで、遡って 9 万 8,000 円に減額訂正が行われていることが確認できる。

しかしながら、A社の商業登記簿謄本から、申立期間及び当該訂正処理が行われた平成 14 年 3 月 5 日において、申立人が同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「平成 12 年頃から経営不振で厚生年金保険料の滞納があった。厚生年金保険料の納付の継続は厳しかったので、社会保険事務所（当時）に相談に出向き、未払金の一部を支払った。同社における社会保険の届出事務は自身が行い、必要書類を持参し、当社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなる届出等を提出した。」と供述している。

さらに、厚生年金保険特別会計債権消滅不能欠損決議書によると、申立期間のうち平成 11 年 9 月、同年 11 月、12 年 4 月及び同年 5 月の社会保険料は不納欠損処分されている記録があることから、A社には厚生年金保険料の滞納があったことが確認できる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正に同意しながら、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年6月1日から25年6月30日まで

申立期間に厚生年金保険に加入していた記録が無い。A県のBにあるC社に勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたはずなので、当該期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の子が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間に勤務していたとするA県B区のC社は、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると厚生年金保険の適用事業所となった記録が見当たらない。

また、商業登記簿謄本によると、A県B区には、C社と名称の似ている、D社が確認できるが、設立は申立期間後の昭和36年9月となっている。

さらに、商業登記簿謄本によると、C社は、E区内で登記されていることが確認できたものの、当該事業所の当時の代表取締役であった者は既に死亡しており、その関係者で後年取締役であった者は、「同社は厚生年金保険には加入していなかった。」旨の供述をしているほか、オンライン記録から、当該取締役が、厚生年金保険の被保険者となっていないことが確認できる。

加えて、申立人の子は、申立期間当時の事業主及び同僚の氏名を記憶していないため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 7 月 1 日から 52 年 9 月 10 日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。
申立期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の一部に厚生年金保険の被保険者記録がある従業員の供述から判断すると、申立人は、昭和 39 年 7 月 1 日から 44 年 3 月 20 日までの期間に、A社において申立期間の前の期間における業務と同様の業務に従事していたことがうかがえる。

しかしながら、A社は、申立人の申立期間当時における雇用の事実は不明と回答していることから、申立人の雇用の実態、勤務状況及び厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

また、申立期間当時の複数の関係者は、申立人のことを覚えているが、具体的な勤務期間は記憶していない旨、及び申立人は詳細な時期や期間は不明であるものの、出社しない時期があった旨供述している。

さらに、上記関係者のうちの一人は、社長及びその家族の分の給与計算等については、社長の指示により計算し、まとめて社長に渡し、社長が配分していた旨供述しており、他の関係者は、自身が現金を給料袋に入れて手渡していたが、申立人に支払った記憶は無い旨供述している。

加えて、申立人の長兄及び申立人の二人については、長兄は昭和 41 年 8 月 1 日に、申立人は同年 8 月 15 日に、遡って 39 年 7 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した処理が行われていることが確認できる。

そして、申立人は、同僚 3 人を記憶していることから、申立期間の勤務状況について照会したところ、いずれの者も申立人のことを記憶しているものの、申立人の具体的な

勤務期間は不明のため、申立人の申立期間における勤務状況及び厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年頃から51年頃まで
A院に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA病院に勤務していたとする具体的な供述内容から判断すると、申立人は、申立期間に同病院に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A病院は、社会保険取得台帳以外に当時の資料になるものがほとんど残っておらず、申立人が勤めていたことは多分間違いはないと思われるが、おそらくパート勤務で社会保険は取得していなかったと思われる旨回答している上、社会保険取得台帳には申立人の氏名は無い旨回答していることから、申立期間における申立人の勤務状況等について確認することができない。

また、申立人は4人の上司の氏名（うち3人は死亡と記載）を挙げたものの、いずれも不明であるほか、A病院に係る事業所別被保険者名簿から、申立期間に厚生年金保険の加入記録がある複数の従業員に照会を行い、29人より回答があったものの、いずれも申立人を記憶していない旨供述していることから、同病院における申立期間当時の申立人の勤務状況等について確認することができない。

さらに、複数の従業員は、A病院の事務はしっかりしており、A病院に記録が無ければ、もともとの記録も無い旨供述している。加えて、申立人と同じ病棟に勤務していた従業員は、申立人については記憶が無いが、自身がA院に入職したとき、40歳代のパートの人が一人働いており、夜勤はせずに夕方には帰宅していた、その者が申立人である可能性がある旨供述している。このことは、申立人が、他の病院では夜勤を行っていたが、同病院だけは夜勤を希望した記憶も、行った記憶も無い旨供述していることと符合する。

なお、上記従業員のうちの一人名は、看護師でもパートの人は多くおり、長く働く人もいた旨、及びパートは社会保険に加入していない旨供述している。

また、A院に係る事業所別被保険者名簿の整理番号に欠番は無く、社会保険事務所（当時）の事務処理に不自然さは見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 3 月 1 日から 8 年 3 月 31 日まで

昭和 50 年 2 月より A 社の代表取締役を務め、申立期間も同職にあった。厚生年金保険料は、申立期間も経理担当者が給与から差し引いて納付していたが、社会保険事務所（当時）の職員が、自分たちの成績のために保険料を減額して第三者の未納分に充当した。申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、A 社の代表取締役として同社に在職し、厚生年金保険の被保険者であったことが、オンライン記録及び同社の履歴事項全部証明書により認められる。

また、A 社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成 8 年 3 月 31 日以降の同年 4 月 8 日付けで、3 年 3 月から 8 年 2 月までの標準報酬月額について、遡って減額訂正処理が行われていることがオンライン記録により確認できる。

一方、申立人は、保険料の滞納について社会保険事務所から呼出しを受け、その場で社会保険から脱退するよう告げられ、その手続きに応じたが、標準報酬月額の減額訂正については知らなかったと説明している。

しかしながら、複数の従業員が、A 社の経営状態は悪化しており、給与の遅配もあったと供述しているほか、事務担当者は、社会保険事務所職員が滞納保険料解消のために、申立人同意の下、事業主（申立人）分既納保険料の減額訂正を行い、従業員分の保険料に充当した旨供述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役は、会社の業務としてなされた当該行為に責任を負うべきであり、当該行為の結果である訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和 63 年 5 月 1 日から平成 4 年 5 月 1 日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立人の申立期間のうち平成 4 年 5 月 1 日から 5 年 7 月 31 日までの期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 5 月 1 日から平成 5 年 7 月 31 日まで
昭和 63 年 5 月から平成 4 年 4 月までの標準報酬月額が 30 万円、同年 5 月から 5 年 6 月の標準報酬月額が 15 万円とされているが、当該期間は 41 万円が正しい標準報酬月額なので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、A社の代表取締役として在職しているところ、厚生年金保険の標準報酬月額の記録が、昭和 63 年 5 月から平成 5 年 6 月まで 41 万円であるにもかかわらず、昭和 63 年 5 月から平成 4 年 4 月までが 30 万円、同年 5 月から 5 年 6 月までが 15 万円に減額されており、給与明細書等は無いものの、給与が減額された記憶は無いと申し立てている。

しかし、A社は、申立期間当時の報酬月額及び保険料控除額が分かる資料を保有していないことから、申立人の申立期間の報酬月額及び保険料控除額について確認することができない旨回答している。

また、申立期間のうち、昭和 63 年 5 月から平成 4 年 4 月までの期間について、オンライン記録によると、申立人のA社における当該期間の厚生年金保険の標準報酬月額は 30 万円と記録されている。なお、この間の標準報酬月額の随時改定及び定時決定は、いずれも適切な時期に処理されており、社会保険事務所（当時）の手續に不合理な点は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給

与から控除されていたと認めることはできない。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

そのため、仮に当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとしても、申立人は、上記のとおり特例法第1条第1項ただし書に規定されている「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、申立人の当該期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

次に、申立期間のうち、平成4年5月から5年6月までの期間について、オンライン記録によると、申立人のA社における当該期間の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、30万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（平成5年7月31日）の後の5年11月9日付けで、15万円に遡って減額訂正されていることが確認できる。

一方、A社の商業登記簿謄本により、申立人は申立期間及び上記処理日に同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「給与の遅配は無かったが売り上げはかなり低下していた。」、「この訂正は、社会保険事務所の指導に同意して従った。」と主張しているほか、A社が適用事業所ではなくなった当時に在籍していた厚生年金保険被保険者は事業主である申立人のみであり、社印も自ら管理していた旨供述し、申立人は、自身の標準報酬月額の減額に同意していたものと考えてるのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として、上記標準報酬月額の減額処理について同意しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、当該期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。